昭和二九年(あ)第九六二号

被告人　長瀬庄八

被告人の上告趣意

右に係る御庁昭和二十九年(あ)第九六二号公職選挙法違反被告事件について申立た上告の理由は次の通りである。

一、被告人が伊豆倉精治から金千円を受取つた事は事実であるが右は選挙に関する情報を蒐集し之を伊豆倉方に報告する実費として渡されたものであり選挙終了後は精算する積りであつたから原審判決の認定は誤りであるから控訴を申立た次第である。

二、右の如く控訴申立せる処控訴棄却の判決を言渡されたので不服に付上告を申立た次第である。

以上

被告人の上告趣意

右に係る御庁昭和二十九年(あ)第九六二号公職選挙法違反被告事件について申立た上告の理由は次の通りである。

一、被告人方と伊豆倉精治方とは近い親類であり本件の金千円は同人が久振りで被告人方に来た際土産のかわりとして置いて帰つたものである。故に原審判決の認定は明らかに誤りであり之が是正を求める為め控訴を申立た次第である。

二、右の如く控訴申立せる処控訴棄却の判決を言渡されたので不服に付上告を申立た次第である。

以上

被告人本人の上告趣意

右に係る御庁昭和二十九年(あ)第九六二号公職選挙法違反被告事件について申立た上告の理由は次の通りである。

一、伊豆倉精治が被告人方を訪ねた際金参千円を置き帰つた事は事実であるが被告人がその事実を知つたのは伊豆倉が立ち去らうとして戸口まで出たときであり被告人は右金員を返さうとして呼び止めたがそのまま帰つてしまつたので折を見て返さうと思つているうち事件になつたもので被告人にはこれを収受する意思が毛頭なかつたのである、故に原審判決の認定は明らかに誤りであるから控訴を申立た次第である。

二、右の如く控訴申立せる処控訴棄却の判決を言渡されたので不服に付上告を申立た次第である。

以上

昭和二九年(あ)第九六二号

被告人　安達茂雄

右に係る御庁昭和二十九年(あ)第九六二号公職選挙法違反被告事件について申立た上告の理由は次の通りである。

一、被告人方と伊豆倉精治方とは近い親類であり本件の金千円は同人が久振りで被告人方に来た際土産のかわりとして置いて帰つたものである、故に原審判決の認定は明らかに誤りであり之が是正を求める為め控訴を申立た次第である。

二、右の如く控訴申立せる処控訴棄却の判決を言渡されたので不服に付上告を申立た次第である。

以　上

昭和二九年(あ)第九六二号

被告人　三浦久

被告人の上告趣意

右に係る御庁昭和二十九年(あ)第九六二号公職選挙法違反被告事件について申立た上告の理由は次の通りである。

一、金銭の受授は原審判決認定の通りであるが伊豆倉精治から受取った金四千円は選挙に関する情報を蒐集し之を同人方に連絡する為めの実費として渡されたものであり三浦竹蔵、及名垣繁治に渡した千円も又同じ趣旨である、何れも選挙終了後精算する積りであったのが事前に検挙された為め果さなかったのである、故に原審判決の認定はこの点誤りであるから控訴を申立た次第である。

二、右の如く控訴申立せる処控訴棄却の判決を言渡されたので不服に付上告申立せる次第である。

以上

被告人　芦野藤夫

弁護人小田泰三の上告趣意

右被告人に対する公職選挙法違反被告事件の上告趣意は次のとおりである。

第一点　原判決は最高裁判所の判例と相反する判断をしている。

原判決は、其の事実理由に於いて「被告人は、昭和二十七年十月一日施行の衆議院議員選挙に際し選挙人であつたところ同年九月十六日頃肩書自宅で山形県第二区から立候補した池田正之輔の選挙運動者伊豆倉精治から父芦野六兵ェに対し右候補者に当選を得しめるため投票並びに投票取纒めをする事の報酬として渡して貰いたい旨の依頼を受けその資金として金二千円の交付を受けたものである」と判示し、これに対し公職選挙法第二百二十一条第一項第五号を適用し、被告人を罰金六千円に処している。

然るに、公職選挙法第二百二十一条第一項第五号は、「第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的を以て選挙運動者に対し金銭若くは、物品の交付、交付の申込若くは約束をし、又は、選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求し、若くはその申込を承諾したとき」と規定している。此の規定からすれば、同号は二つの事を規定し、同号前段の罪は、金銭又は物品の交付を受け、又は交付の申込を受けたものが選挙運動者であれば、その交付、交付の申込、約束をしたもの運挙運動者であると否とを問はずその交付、交付の申込、約束をした行為そのものを犯罪として処罰しているのであり、同号後段の罪は、金銭若くは物品の交付を受け、又はその交付を要求し、その申込を承諾したものが、選挙運動者である場合に、交付をなし、又はその交付を要求され若くは交付の申込をなしたものが選挙運動者であると否とを問はず、その交付を受け又は要求をなした選挙運動者の行為そのものを犯罪として処罰する趣旨の規定である。換言するなら

ば、同号前段の所謂交付罪は、行為の主体については、何等の制限を設けず、行為の客体とも云わるべき相手方について「選挙運動者であること」といふ制限を付しているのであるが、同号後段の受交付罪は、交付を受ける行為の主体について「選挙運動者であること」といふ制限をつけているのであつて、その行為の対象となる相手方については何等の制限を設けていないのである。従つて選挙運動者に非ざるものが仮令選挙に関し、金銭の交付を受けたにしてもその交付を受けた行為そのものは、同号後段の規定に依つて処罰されないのであることは極めて明白である。即ち同号後段の受交付罪は、交付を受ける行為の主体が「選挙運動者」たることを必須の要件とし、犯罪構成要件の内容そのものとしているのである。

而して、本件被告人の行為が公職選挙法第二百二十一条第一項第五号に該当するとして処罰の対象とされているのは、原判決が「被告人は……池田正之輔の選挙運動者伊豆倉精治から……金二千円の交付を受けたものである」と判示している事からみれば、同号後段に規定する金銭の受交付罪として処断されている事は明らかであり、此の規定よりすれば、処罰の対象とされる行為の主体たる本件被告人が選挙運動者たる事を要するのである。故に同号違反として本件被告人を処断するに当つては、昭和二十四年二月十日宣告の最高裁判所第一小法廷の判決（同年(れ)第一一七一号刑集三巻二号一五五頁）の判断に従つてその判決理由中に於いて罪となるべき事実として当然本件被告人が選挙運動者であつた事を示さなければならないのである。

右最高裁判所の判決は「刑事訴訟法第三百三十五条第一項の罪となるべき事実とは、刑罰法令各本条に於ける犯罪の構成要件に該当する具体的事実であつて該事実を判決書に判示するには、その各本条の構成要件に該当すべき具体的事実を該構成要件に該当するか否かを判定するに足る程度に具体的に明白にする事が必要であつて且つそれを以て足りる」といふ趣旨の判示をしている。

右最高裁判所の判決は、常習賭博罪に関してなされた判決ではあるけれども、刑事訴訟法第三百三十五条に依つて有罪判決に示すことを要求される「罪となるべき事実」の判示方法に関する判断としては、当該具体的事件についてのみなされた判断事項に過ぎないのであつて、他の事件に類推適用すべきものではないと解すべきではなく、広く一般的に犯罪構成要件に関する事項として如何なる事件についても等しく適用さるべき判断事項であると解しなければならない。従つて右最高裁判所の判例に従つて本件犯罪事実を判示するならば、宜しく本件被告人が当時選挙運動者であつたことを判示すべきであつた。蓋し選挙運動者に非ざる者が金銭の交付を受けても公職選挙法第二百二十一条第一項第五号違反にならないことは先にも述べた通りであり、本件被告人が判示選挙の選挙運動者であることが具体的に判示されない限り本件被告人の所為が前記法条の構成要件に該当するか否かを判定するに足る程度に具体的に明白にしたことにはならないからである。しかるに、原判決は単に「被告人は昭和二十七年十月一日施行の衆議院議員選挙に際し選挙人であつたところ」と判示したに止まり、被告人が当該選挙に於いて選挙運動者であつた事は何処にも判示していないのである。そも〳〵選挙運動者とは「特定の選挙の候補者に当選を得しめるために投票を得又は得しむるにつき直接又は間接に有利な諸般の行為をなす」者（大審院判例昭和四年九月二十日判決）を云うのであつて、単に特定の選挙に於いて投票をなし得る選挙権者、乃ち選挙人とは明かに区別されなければならないものである。選挙人即選挙運動者、選挙運動者即選挙人ということは絶対にあり得ないことであつて、単に本件被告人が選挙人であつた旨を判示しただけでは被告人が選挙運動者であつたことを判示したことにはならないのである。更に又原判決が「……池田正之輔の選挙運動者伊豆倉精治から父芦野六兵ェに対し右候補者に当選を得しめる為投票並びに投票取纒めをすることの報酬として渡して貰いたい旨の依頼を受け……」と判示している事からすれば伊豆倉精治が池田正之輔のために投票並びに投票取纒めの運動をして貰いたいと云つて選挙運動の依頼をなした相手方は被告人に非らずして被告人の父芦野六兵ェであり、伊豆倉は本件被告人には右池田正之輔に当選

を得しめるための選挙運動を依頼してはいないのであつて、右判示事項からは被告人の父芦野六兵ェが選挙運動者であつたことを推測し得る可能性はあり得るにしても、本件被告人が選挙運動者であつたとは絶対に推測し得られないのである。その他に原判決の理由中何処を探がしても本件被告人が選挙運動者であつた事を積極的に判示していると認め得るに足る事項は存しないのである。

結局原判決は本件被告人が選挙運動者であることを罪となるべき事実として判示しなくとも何等判示事項に欠くるところはないとの判断の下に本件被告人が選挙運動者であるということを判示しなかつたもので、これは前掲最高裁判所の判旨に相隔たること遠きものであり、理由不備の違法を免ぬかれず原判決は破棄さるべきものである。

第二点　原判決は、罪とならない事実に法令を適用した違法があり、憲法に違反する。

原判決が本件被告人が選挙運動者である事を判示せず罪となるべき事実を判示しない理由不備の違法あることは前記第一点で述べた通りである。しかし乍ら、そもそも本件被告人が昭和二十七年十月一日施行の衆議院議員選挙に際し特定の候補者の為の選挙運動者であつたことは、原判決がその証拠理由中に挙示しているすべての証拠によるも認定し得ないところである。即ち被告人の検察官事務取扱副検事多田進に対する昭和二十七年十月二十八日付供述調書中「私は家業が忙がしいので今回の選挙では何にも運動して居りません」（記録二冊一七八丁）、「私は池田候補の労務者になつて働いたこともありませんし池田候補の選挙運動をしてやつたことは全然ありません」（記録二冊一七九丁）との各供述記載、被告人の司法警察員巡査部長鈴木正二に対する第一回供述調書中「私はこれまで政党関係等に関係したことはありません。又選挙運動などしたことはありません」（記録二冊一八六丁）との供述記載及び第一審第八回公判調書中証人芦野六兵ェの供述記載中弁護人の尋問に対し

「被告人は村の青年団等の役員にはなつていないのか

全然関係していないようです

選挙等には

関心は持つていないようです」

「昨年（昭和二十七年）十月一日施行された衆議院議員選挙に際し選挙運動等はしなかつたか

藤夫はそうした運動は好まない方で全然選挙運動等をしたことはありません」

（記録二冊三一九丁裏）との供述記載、第一審第七回公判調書中裁判官の「昨年（昭和二十七年）十月一日施行された衆議院議員選挙に選挙運動はしなかつたか」の問に対し「致しません」でした」（記録二冊三一〇丁裏）の各供述記載を綜合すれば、被告人が当該選挙に際し特定の候補者のため積極的な選挙運動をしていなかつたことが充分認められるし、また被告人の検察官事務取扱副検事多田進に対する昭和二十七年十月二十八日付供述調書中「……私はその金を父に渡してくれる様にといふものである事も判つたし、又、その金の意味の事も判つていたし伊豆倉が選挙運動に来て池田候補について大いに協力してくれと云うことを父に頼みに来たのだということも判つたので伊豆倉に『父が帰つて来たら話しておきませう』ということを話し……伊豆倉は約十分位いて『ではよろしく伝えてくれ』という様にして帰つて行つた」（記録二冊一七四丁以下）、「そんな金を受取つたりすることは悪い事だと思つたが……実質的には父に渡してくれるようとの意味合であつたし……」（記録二冊一七五丁裏）の供述記載、伊豆倉精治の中「それで今回伊豆倉さんから貰つた金は全く選挙運動に関して貰つたのであります」（記録二冊一九七丁裏）との供述記載、被告人の司法警察員巡査部長鈴木正二に対する第一回供述調書が池田候補の選挙場の開票立会人に頼まれてなつたのでありますし、伊豆倉精治の検察官事務取扱副検事遠藤敬正に対する第二回供述調書中「芦野六兵ェ方茶の間で藤夫と逢いました。同人は私方に下宿した事もありますがまだ年が二十二才位ですから同人の父六兵ェに運動をして貰いたかつたのですが留守中だつたので藤

夫に対し右長瀬正八に申したと同様の事を云つた上父六兵ヱが来たならば右趣旨の事を話して之を渡してくれと申して…：」（記録一冊三一八丁）との各供述記載を綜合すれば、伊豆倉精治が池田正之輔候補のために、投票並びに投票取纏め等の選挙運動をなすべきことを依頼した直接の相手方は、被告人の父芦野六兵ヱであり、被告人にその選挙運動を頼んだのでない事は明らかである。故に公職選挙法第二百二十一条第一項第五号に所謂選挙運動者とは議員候補者の為に投票取纏方の依頼を受けたものも包含すると解するにしても（昭和二十七年一月三十日広島高等裁判所松江支部判決・高等裁判所判例集五巻一号七十三頁）本件被告人は、その選挙運動者の中には入らないのである。従つて如何なる意味に於いても本件被告人は選挙運動者ではないと云はなければならない。その故にこそ原審はその判決理由中の罪となるべき事実中に被告人が選挙運動者であつたことを判示しなかつたのである。

さればこそ、第一審判決は「……被告人は一般選挙運動は勿論、同居する父芦野六兵ヱに対し選挙運動をすることを引受けるような立場になかつた事が明らかであつて、右は、たまたま父母が留守であつたので懇意の間柄にある伊豆倉精治の依頼により単に父六兵ヱに取次ぐため之を機械的に預つたに過ぎないものと認めるのを相当とする……」（記録二冊三三〇丁）と判示し、被告人に無罪の言渡をしているのである。しかるに検察官の控訴趣意書に於いて「被告人は犯時既に選挙権を有する旧制の村山農学校を卒業した知識のある青年で同校在学中は、伊豆倉方に下宿して通学した縁故関係があり、寧ろ被告人は伊豆倉から受けた恩顧より同人の依頼を引受け前叙の如くその趣旨を諒知したから交付を受けたと認定するのが相当で機械的に預つたに過ぎないと認めたのは謂はれないことと云はなければならない」（記録二冊三五五丁裏）と云つて単に第一審判決が「機械的に預つたに過ぎない」と云う点のみをとらへて第一審判決を不当なりと批難されるのであるが、それは第一審判決の意とするところを汲まざるも甚だしいと云はなければならない。第一審判決は被告人が伊豆倉より二千円の交付を受けた事、並びに伊豆倉から交付を受けた金の性質についての被告人の知情の点を否定して

いるのではないのであつて、むしろ「被告人が一般選挙運動をなしていたこと」が認められないのは勿論の事「選挙運動をする事を引受けるような立場にあつた事」も認められないのであつて、被告人が選挙運動者であつたと認定し得ない以上、仮令如何なる事情の下に全員の交付を受けようとも被告人は公職選挙法第二百二十一条第一項第五号の罪にはならないとして無罪の言渡をしているものと解すべきものであるから、「機械的に預つたに過ぎない」と云ふのは、適切な用語ではないにしても単に被告人の立場を附随的に説明しているに過ぎないのである。而して公職選挙法第二百二十一条第一項第五号の罪は選挙運動者たるものが金員の交付を受ける事に依つて成立する犯罪であつて選挙運動者以外の者が金員の交付を受けても何等罪とならないことは既に論旨第一点で述べたところである。故に本件被告人を無罪とした第一審判決はまことに正当であつたのである。

それにも拘らず原審は漫然検察官の控訴趣旨を容れ、原審で取り調べられたすべての証拠によるも被告人が当該選挙に際し選挙運動者であつたことが認定し得ないのにも拘はらず、これに公職挙法第二百二十一条第一項第五号後段を適用して被告人を罰金六千円に処しているのは、何等罪とならない事実に刑罰を科した違法があることになるものである。憲法第三十一条は「何人も法律の定める手続によらなければその生命、若くは自由を奪はれ又はその他の刑罰を科せられない」と規定しているが茲に所謂「法律の定める手続」とは単に訴訟手続を云ふのみならず実体法的な意味に於ける罪刑法定主義を規定したものであると解しなければならない。右規定が「罪刑法定主義の規定でないとすると最も基本的な『法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし』の原則の宣言がない事になる。人権の保障に万全の考慮を払つた此の憲法に最も重要な罪刑法定主義の原則の規定を欠いているとは解し難いところである。なるほど本条は明かに『手続』と規定しているのであつて従来の大陸法的な規定の仕方とは異なつている。そうして実体法は訴訟手続をはなれても行為規範として独自の存在理由を持ち得るという点では、確かに単なる手続ではない。しかし、実体法も訴訟で適用さるべき規

範としてこれをみれば、やはり手続の法であるといいうる。刑法を正しく適用しないで処罰するのはやはり法律に定めた手続によらないで処罰するものである。本条には此の様な意味で罪刑法定主義が規定されているもの」と解すべきである（法学協会註解日本国憲法上巻五八七頁以下）。従つて何人も実体法に規定なき行為に対しては、何等の刑罰も科せられないことは、憲法の保障するところである。しかるに拘はらず此の憲法の規定に違反して、本件被告人の何等罪とならない行為に刑罰を科した原判決は憲法違反と云ふべくその破棄を免れない。被告人に対しては無罪の判決が言渡さるべきものである。

以　上

昭和二九年(あ)第一八八七号

決　定

本籍並びに住居　広島県沼隈郡山南村大字中山南二八三九番地の一

農　業

桑　田　栄　一

明治三七年一月一〇日生

右公職選挙法違反被告事件について昭和二九年四月一九日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人穐山定登の上告趣意は、違憲をいう点もあるが量刑の非難に過ぎず（公職選挙法二五二条が違憲でないことについては昭和二八年(あ)五二八二号同二九年四月二七日第三小法廷判決刑集八巻四号五六八頁）刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

昭和二九年一二月七日決定　昭和二九年(あ)第一八八七号

裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

被告人　桑田栄一

弁護人穉山定登の上告趣意

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について上告の趣意を述べます。

第一、原判決が被告人の控訴を却けて維持した第一審判決は被告人に対して罰金一万五千円を科したのであるがこの量刑は重きに過ぎ殊に公職選挙法第二百五十二条を適用しない旨宣言するのが相当である。

(一)　犯罪の動機、態様

被告人の本件犯行の動機は候補者重政庸徳に寄せた心機にある。重政庸徳は県下深安郡の出で立候補のつい前まで農林省岡山農地事務局長をして居た人で退職前から参議院議員に出馬の噂が伝えられ新聞に報ぜられてゐた。

岡山農地事務局は中国各県を統べる中央農林行政の出先機関として各市町村の施政と直接連繋する処所で殊にその局長が地元の出身であることから備後地方の市町村の人は施政について多くの世話を受けてゐたが、その局長が職を退いて立候補しこれを支援するのが県下の耕地事務関係の行政庁の人であり又その外廓団体である耕地協会の人である限り重政の運動に参加することは被告人としては避け得られない情況にあつた。蓋し被告人も村の施政に関係してゐて(村会議員、土木委員)重政を支持する耕地事務関係の行政庁や耕地協会の人等と従来も又将来もより多く接触しより多く世話を受け以つて村施政の上により多くその反映(国費なり県費なりの補助金を獲ること)をもたらさねばならぬ立場に置かれてゐたからである、この事は各自派の候補を擁立して運動する普通の選挙運動の場合と異つて本事犯の特質である。

被告人が右のような言わば宿命的立場にあつて運動に従事したとしても判示のような金銭を受けて居ればその責任を

負わねばならぬこと固よりであるが偖その責任は第一審判決の如く単に刑を科すべきとするには肯けない。被告人の村の最近年度に於ける耕地関係事業について受けてゐる政府補助金額は凡て行政庁としての岡山農地事務局なり県耕地事務所なりの処理する所であり又凡て耕地関係の取扱いに係るものである。斯様に自己の村の施政に至大の影響あるこれ等関係筋からののつぴきならぬ選挙運動の依頼であり運動金であれば被告人としては実際上拒みようはないのであつて、これを受入れた所為は沈静を欠いたかも知れないが寧ろ人間情義の常に堕したのであつてその刑罰は特に重く科する事由と見るより却つて軽く科する事由と見るべきである。

公務員として行政事務に携わつてゐた者が職を退いて直ちに立候補した場合曾ての地位が利用され又悪用されいや応なしに追い込まれる犠牲の出来ることは判りきつたことで根源は制度の愚かしさにある。

(二) 選挙が行われる度毎に公明選挙が称えられながら一向にその実が挙らず選挙犯罪は依然たりの現状である。思うに第一審が従来の処断例を超え本件のような比較的僅かな金額の授受に公職選挙法第二百五十二条を適用せざる旨の宣言をしないのは以つて一般予防に作用せしめんとしたのであろう、而してその効果は一応認め得べきである。がしかし今の日本の現実の政治の状況は選挙犯処罰によつて素直に選挙の公明が期せられる程進歩した政治文化には達してゐない。我々は選挙のユートピアを心に描きそれを望むこと久しいのであるが公明選挙の度合は一国政治文化の度合によるので結局人間文化の進歩に帰着する。選挙によつて議会人が選ばれ議会人によつて政治が決定せられるのだから選挙と議会人、議会人と政治とは互に因果的に相反映する訳でその一方だけが他より優れて高度になり得ない。選挙が議会に反映すると云うことはその行う所の現実政治が選挙に反映すると云うことに外ならぬ。従つて現実の政治と議会人とを離れて選挙の公明を論じて見てもそれは実際の役には立たぬ、選挙犯罪厳罰論も選挙の公明に向う働きたること固よりであるが斯る法律文化の働きも一国文化の中のものであるから国民文化の度を超えての強張になつては理屈は通つても実効

に値しないことになる。世界で比較的一番良い選挙が行われてゐるのはイギリスと云われるがそのイギリスが一八八三年の不正不法選挙取締令の制定されるまでそれ以前の二百五十年それ以後の七十年前後三百年の歴史を積んで今日に至つてゐるのであることに想到すれば、僅か七十年の選挙歴史しか持たない日本の現状はまだまだ政治的啓蒙時代で自主的選挙の時代にも至つてゐないのが実際である。従つて称えられる公明選挙はお題目として申分のない次第であるがこれがほんとに実現せられるにはもつと気永に育成を待つのが肝要である。

理論に精を出して強過ぎに罰条を振廻すのは選挙を己がものとして自主的に行うことから反対にすつて、単なる政党人の競争として他人事視する傾向になることは選挙の先進国（例えばイギリス）の経験する所である。

現実日本の選挙は選挙人が投票を己れのものとして行い自己の政治の表現として使うまでの政治文化に到つて居らずまだまだ啓蒙時代を脱してゐない。而してこれは同時に選挙せられる議会人の現実であり政治の現実でもある。議会人の現実、政治の現実を離れて選挙人だけをどれ程強く引つぱたいた所でそれで直ぐ公明選挙は得られない。斯る現代日本の政治の現実に立つて時流に焦燥せず世界政治発達史の中の日本の政治であることを時代的に観察して現下の選挙犯罪処罰の具体的刑を量るべきであつて選挙犯の初犯である被告人にいきなり公職選挙法上の権利を奪うが如きは現状に顧みて良い裁判ではない。教育的効果のある刑を量るべきである。

(三) 被告人の人柄、経歴

被告人は現に村会議員に選ばれて居て土木委員に就任してゐる。

居村には八日谷用水池、万力用水池の大増築工事があつて右は総工費一億円を超え年間二千五百石の米増収予定せられ政府補助金を獲て工事が進められる関係にあるので重政派の運動を拒絶すれば或は工事の前途に影響するなきやを慮るの余り遂に本件に陥つたのである。前科はない。

以上犯罪の動機、態容、選挙犯の性質、被告人の経歴等から見て公職選挙法上失わんとする権利について寛恕の裁判を与えるを相当とするから原判決は刑の量定著しく重きに過ぎる。

第二、日本国憲法は主権が国民に存することを宣言し確定したものである而して国民の各個が国会議員の選挙投票をするのは質的には主権行動の一つであろう、主権行動である限り本来これを奪うことは出来ない筈のもので公職選挙法第二百五十二条の如きは旧憲法時代の遺物であつてまことに心なき立法と云うの外はない。憲法を尊重し擁護する義務を負う裁判官はなるべく多く斯の法条の適用を排除して国民の権能を制しないようにするのが良い、さもなければ結果的に憲法第一四条同四十四条の差別を来す虞が生ずる。原審が維持した第一審判決が本件のような微細な事実に対し公職選挙法第二百五十二条適用の排除しなかつたのは憲法の精神に副う省察が足りないであろう。

以　上

昭和二九年(あ)第二二九八号

決　定

本籍並びに住居　山口県厚狭郡埴生町大字埴生二〇四九番地

農　業

和　田　百　合　蔵

明治二七年五月一七日生

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について昭和二九年五月二四日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人民繁福寿の上告趣意第一点は事実誤認、法令違反の主張であり、同第二点は量刑非難であつて、すべて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（なお、公職選挙法一三八条一項にいう戸別訪問には被訪問者をその居宅に訪う場合はもちろん、社会通念上被訪問者何某方と解せられる場所にこれを訪う場合をも包含するものと解すべきであるから、原判示は正当である。）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月七日

最高裁判所第三小法廷

昭和二九年一二月七日決定　昭和二九年(あ)第二二九八号

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

弁護人民繁福寿の上告趣意

右之者に係る公職選挙法違反被告事件に付左に上告趣意書を提出す。

第一点　原判決は「被告人は自己に投票を得る目的を以て訪問したものである又法に所謂戸別訪問とは被訪問者の住宅を訪う場合のみを指すものでなく社会通念上其の訪問した場所が被訪問者方と見られる場所をも包含するものと解すべきである、証拠によると被告人が訪問した場所は、

1　荒川慎一方は同人方店舗の外であり
2　今井房子方は十段位の石段を上つた所にあるので石段を一寸上つた所であり
3　山本キシ方は同人方宅地内の角の坂であり
4　平登代子方は同人方庭の軒下であり
5　村上寛治方は同人方長屋附近の牛固屋であり
6　井村正男方は同人方住家内であり
7　蔵田政子方は同人方かどであつて

何れも社会通念上被訪問者方と見られる場所であることが認められるから被告人の行為は戸別訪問に該当する」と論断せられたり。

然れども凡そ戸別とは戸口と同一意義にして内に在りては一家団欒として家業を営み其生を養い外に対しては不法なる侵入を防ぐ為め門戸、障壁を設け、居住、店舗又は工場等の安全を計る一定の区劃をなせる家を中心として指称するもの

被告人　和田百合蔵

なること勿論なり而して古来より戸別訪問又は戸口調査なる語ありて私人同士が相訪う場合は之を戸別訪問と云い公的に訪う場合は之を戸口調査と称するを通常とせり何れも門戸に就き親しく面接して事情を聞き糺し又は来意を告げて懇談することによりて其目的を達し且訪問なるものゝ意義を会得せしなり、故に道路の通り掛りに家人を見たるにより之と言葉を掛け挨拶を為すが如きは抑も戸別訪問と称すべからざるものなり、且都市と異り僻村に於ては宅前の道路を通行するに際し宅地内に居れる家人を見たる場合に黙して素通するは其人を目する横着なる人物と云い又は礼儀を弁へざる人物と評し最も嫌忌せられ、排斥せられ、所謂人気を失う最大なる原因となれり、依つて人気を失はざらんとせば特に声を掛け挨拶を為して通過するの外なく之を以て一般の慣行となり居れり斯かる行事は一般に美風として慣行せらるゝが故に被告人は此慣行に基き道路より家人を見たるに依り声を掛け挨拶を為したるに過ぎざるものにて之を以て戸別訪問と認むるは古来よりの僻村に於ける慣行又は訪問なるものゝ本質を弁へざるか若くは之を無視するものなり或は右の挨拶は個々面接と云われんも未だ戸別訪問と断ずるの不合理なること論を俟たざる所なり原判決は前叙の如く徒らなる僻論と謂はざるべからず裁判所は須らく民間に於ける慣習、美風等は之を尊重し一片の空理、空論を以て之を葬り去ることは最も慎まざるべからざるものと信ず要するに原判決は何れの点より見るも戸別訪問と断ずること能はざる事実を戸別訪問なりと断じたる重大なる誤認ある不法の判決と謂うの外なく、又証拠に就ても其採用したる証拠の内証人村上寛治、井村正夫、蔵田政子に対する調書の記載は姑らく措き

一、証人荒川慎一の証言には「被告人は煙草を買いに来たから証人は煙草を以て店舗外に出たら被告人は宜しく頼むと申したるものにて話を為したり」と云うにあり該証言に依れは元々煙草を買いに行きたるものにて投票を得んが為めの目的を以て訪問したるものにあらざることを知るのみならず証人に於て煙草を持つて店舗外に出でて話したるものに過ぎざるが故に法律に所謂投票を得る目的を以て訪問したるものにあらざることを知るに足る特に訪問罪は目的罪となれるに拘はらず其目的を以て訪問したる事実なき被告人を有罪とせる本件は甚しき事実の誤認なるのみならず法律を曲解せしものと謂はざるべからず。

二、証人今井房子の証言には「被告人は家の前の道路より声を掛け宅地迄には十段もある石段を一寸上つたと思います」とあり家の前の石段は宅地にあらず又今井方と見ること能はず道路又は通路に過ぎず、証人山本キシの証言には、「証人が長屋の前に立つて居る時被告人は証人の家のかどの坂迄来られて声を掛け頼むと云はれた様に記憶して居ます」とあり是れ又門の坂は通路にて原判決に説示するが如く山本方と認むべき場所にあらず証人の云うが如く宅地内の長屋の前に立つて居たるを見たるが故に慣行又は儀礼上声を掛けたるに過ぎざることを知るに足らんなり、証人平登代子の証言によれば、最所の言には被告人は道から庭に入つて来た様に供述せるも検察官の反対訊問に対し和田さんは軒下迄来られたと思います」と供述せり然るに平の家は道路に接続して建築せるものにて庭なるものは全然なく軒下は即ち道路なる構なり結局道路より声を掛け挨拶したるに過ぎず。

以上の如き事実上の問題にて道路上より声を掛けたるものにて社会通念上より見るも某方と見ること不合理なるものなり原判決が某方と認めらるべき場所と認定せるは誤認なると法律を曲解せる不法あるものと信ず「素より事実の認定は原審の専権に属すと雖も前述の如く甚しき事実の誤認は許されざるものなり、特に原審は大審院昭和三年(れ)第一〇〇一号事件の判例を其儘本件に移して以て判決せられたるものの如きも右判例は本件とは其事実を異にせるものにて本件に該当せず況んや右判例は変更せらるべき要あるものと信ず。

第二点　本件原判決は其刑重きに失するものなり選挙違犯は其当時新聞紙上大々的報道せられたる案件も其人の身分、地位により不問に付せられ国民をして疑惑の念を起さしむるもの往々存在す併し是れ検察庁の証拠不充分其他の事由に依る裁量処分に出づるものなるが元来選挙違反なるものは其性質極めて軽く不知不識の間に犯罪となれるもの多きに由る本件被

告人の行為の如きは例令罪となるとするも悪質のものにあらず、然るに原判決所刑の如きは重きに過ぎ選挙権被選挙権の停止の如きは其度に過ぎたるものと謂うべきなり、従つて選挙権被選挙権を有せざる旨の法の適用を除外せられんことを要求するものなり。

要するに原判決の破毀を求む。

以　上

昭和二九年(あ)第二四七二号

判　決

本　籍　函館市鶴岡町一二番地
住　居　岐阜市長良太田東町一丁目九番地（現在名古屋拘置所在所）
木材仲買商
井　上　嘉　朗
明治二九年一月八日生

右の者に対する放火被告事件について昭和二九年五月六日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人及び原審弁護人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人樫田忠美の上告趣意第一点について。

被告人が所論中根茂（国家地方警察司法巡査）から暴行を加えられ法律の定める手続によらないで自由を奪われた旨の事実（原判決が証拠に採用している被告人の検察官に対する各供述調書が作成された際、右中根茂がそれらの取調べに立ち会つていなかつたことは、同人の第一審公判における証人としてなした供述から明らかである。記録七七四丁）及び原判決も説明しているように、被告人の検察官に対する各供述調書中の供述が、強制又は誘導等によりなされた旨の事実は、記録上

昭和二九年一二月七日判決　昭和二九年(あ)第二四七二号

これを認めるに足る証跡が存しないから、原判決が右供述調書を証拠に採用したからといつて、これを目して違法であるということはできない。されば、所論憲法三一条、三八条二項違反の主張は前提を欠くこととなるから採用できない。

同第二点について。

事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告本人の上告趣意は、事実誤認、訴訟法違反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（なお、被告人が検察庁において、無理な取り調べのため心にもないことを認めさせられた旨の事実が記録上これを認めることができないことは、前示樫田弁護人の上告趣意第一点について記載したとおりである）。

その他記録を調べても同四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年一二月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二九年(あ)第二四七二号

放火

被告人井上嘉朗

弁護人樫田忠美の上告趣意

右頭書被告事件につき、被告人より上告を申し立てたので、弦にその趣意書をしたため提出する。

第一点　原判決は憲法第三十一条に違背して法定手続に拠らず、且つ憲法第三十八条第二項に違背し強制、拷問若しくは脅迫による非違の手続に拠り作成された証拠能力なき被告人の供述調書を証拠に採用して被告人を有罪と認定した違法がある。

被告人井上嘉朗は第一回公判において、

「私は被告人中平から金策の相談は受けたが、放火の相談を受けたことなく、又井上天瑞に対して放火の相談をして保険金をやると云うたことはない」（昭和二八年五月一四日第一回公判調書参照）

旨否認しており

第六回公判調書（昭和二八年七月三一日）添付の証人中根茂の供述調書中

「この放火事件には、私は検察庁に応援して丸山係長の補助をさせてもらつたのである。」

「丸山係長（国警警察官）、亀永事務官が津地方検察庁の宿直室で取り調べたとき立ち会つた。」

「被告人嘉朗は（犯罪事実を）認めたような認めないような状況であつた。」

「井上嘉朗を取り調べたものは、森本部長（鈴鹿署）、亀永検察事務官、丸山係長です。」

「私はその取調の際、井上嘉朗の丸山係長、亀永検察事務官が尋ねていたのに、その方を向いていなかつたので、そちらの方を向いたらどうやと云うてその方を向けてやつたのである。」

井上嘉朗からの尋問に対し

「膝のところを持つてそつちの方を向いたらどうやと云うて向きをかえてやつた」

と認めている。

以上の如き証言を文字通り受け入れるならば同証人は暴行を為したに非ずと弁解しても被告人の膝を摑み向きをかえてやるが如き行為は、明白なる暴行行為であり、刑法第一九五条第一項に所謂「検察、警察の職務を行い、又はこれを補助するもの、その職務を行うにあたり、刑事被告人その他の者に対し暴行を為した場合」に該当する違法行為であること勿論である。

又、第六回公判調書添付の証人中根茂の供述調書中、被告人嘉朗から中根証人に尋問した言葉として、

「証人が火鉢の向つて左側におり、その奥に森本部長がいて丸山係長、亀永事務官がおり、いろいろのことを聞かれて途中話が終らないうちにこちらを向けと云われて私がどちらを向いてよいか判らないでいたら（中根）証人が私の膝のところを持つて二、三回ひつくりかえしたことがあつたのですが（後略）」

との記載ある点

被告人作成の控訴趣意書（記録一〇四三丁以下）中、

「昭和二十八年四月十八日津地方検察庁宿直室にて亀永さん、丸山さんの取調を受けた。この日より毎日午前九時頃より午後九時、十時すぎまでの間、坐りずめで膝を崩すことも許されずに厳重に取り調べられました（中略）、

五日目に前記の二名の方の他に中根さん、森本さんの二名が代り、甲の方が質問するのでその追及の済まぬうちにまた乙の人、丙の人、丁の人と次々と質問され、その返答に迷いうろうろして頭も混乱してしまいましたとき、中根さんが坐つている私の膝に片手をかけ、うしろに重ねて足にも手をかけて強く力を入れるので、私は横に倒れましたが起きると又同じことをやり立てられ苦痛を感じてありました矢先、しかも白昼検察庁の宿直室での暴行でしたので私は恐怖の念で一杯でした。

この後どんなことになるかと考え、一日も早くこのことの終るのを心に祈つておりました。その間は調書をとりせんでした。（中平）清寿さんや（井上）天瑞さんからの調書より私に関することを表のようなものに抜き書きしてその日の夕方、早川検事さんの取調が九時すぎまでありました。その後約二週間位午前九時より午後十時まで取調がありました。私は自分の知つている清寿さんとの関係、天瑞さんとの関係を申し上げ、その間に表に記載されたことを入れて調書ができました。このようなわけで実際私の知らないことが知つているかの如く記載されてあるのです。それは私の真の意思ではありません。」

旨の記載等を参酌するとき、取調官は黙否権の告知を為した形跡なく、被告人は四名に包囲され、矢継早に問を発せられ怒号され、自白を為さぬ限り脅迫暴行交々加えられたことを推断するに難くない。

かかる行為に対しては、法は処罰規定を設け断乎これを取締らんとする法意から見て憲法第三十一条の規定に違背し法律の定める手続に拠らずして被告人の自由を奪つたことになるので明かに憲法違反の所為であり、これにより作成された検察官の調書はそれ自体証拠能力を具備せざるものと云わねばならない。

従来、法廷においてこの種の事案につき捜査職員を証人に喚問しても、被告人に暴行を加えた事実を見ていた証人がある場合や、傷害の痕跡が残つているというような特殊の事情なき限り、これをありのままに証言するものは少ない。何んとなれば、若しこれを肯定せんか刑法第一九五条の瀆職行為となり、懲戒罷免を受け、家族は路頭に迷うことは必定であるから、絶対に否認するのが常態である。

然るに旧刑訴法時代においては、官憲の者は「偽り」を云わぬものと推定され、被告人は「偽り」を云うものと推定さ

れ、常にかかる申立は裏付の証拠なきものとして、うやむやにされていた。

日本国憲法が制定され基本的人権を擁護する規定が綿密に設けられ、その意を享けた刑事訴訟法典にも同趣旨の規定が設けられたので、一般国民は「かくしてわれらの基本的人権は守られたり」と信じてゐるが、刑事弁護の任に膺つてゐるわれわれ実務の目に映じ耳に響く事象を通じ、捜査の段階において旧態依然として誘導、詐言、暴行、脅迫が繰り返えされてゐることは洵に慨嘆憂慮に堪えぬ次第である。捜査職員がかかる凌虐の行為を為したことが認められた以上は、それに基き作成された被疑者の供述調書の証拠能力は根底から喪失することに帰するものであるから、これを有罪の証拠に引用した判決は、違憲、違法であり、当然破棄すべきであり、かくてこそ一般捜査職員を戒め将来基本的人権を侵害する非違なからしむるを期待することができるのである。

本件の如く中根証人が自ら暴行を為したことを事実において認めてゐることは、稀にみる事案である。

捜査職員四名が一人の被疑者に対し、集団的に包囲し検察庁の宿直室の畳の上に長時間端坐せしめ、執拗に自白を強要し脅迫を為し、身体に暴行を加えこれを数回畳の上に転ばし、その間に同人の供述をメモに録取しおき、これに他の共同被疑者等の供述調書中の要点を抜き書きして表示したる書類を添えて、本件主任検察官である早川検事に提出報告し、同検事はそれらメモに基き誘導的供述調書を録取した違法がある以上、それら証拠書類は絶対に証拠能力を保有しないものであると認めねばならぬのに、第一審裁判所はこの点に関する被告人弁護人等の主張を漫然排斥し、被疑者井上嘉朗の検察官に対する六通の供述調書（昭和二十八年四月二十二日付、同月二十五日付、同月二十六日付、同月二十九日付、同年五月一日付、同月二日付の各供述調書）を有罪判決の証拠として引用し、違憲、違法の判決を言渡したに拘らず、原審は量刑の点において被告人の控訴を理由ありとして、第一審判決を破棄しながら、原審弁護人本山亨作成の控訴趣意書中に捜査職員により井上嘉朗が被疑者として取調を受け暴行脅迫を加えられたことに原因して作成された供述調書の無効なる

所以を縷々上申したるに拘らず、漫然これを排斥し、被告人嘉朗の検察官に対する昭和二十八年四月四日附供述調書を追加し、原判決（第一審判決を指す）掲記の同被告人の供述調書中五月二日附とあるを五月一日附と訂正する外第一審判決引用の標目と同一の証拠を引用する」

旨判示し、第一審判決の違憲、違法である点を看過し、これを認容したのであるから同様の違憲、違法あるに帰するから、原判決を破棄したる上これを第一審裁判所に差戻すとの御判決あるべきものと思料する。

第二点　被告人井上嘉朗の作成した上告趣意書を茲に援用し、原判決はこれを破棄するにあらざれば著しく正義に反すると認められる重大な事実の誤認があるから、御職権発動の上、事実を調査せられ原判決を破棄すとの御判決相成り度く懇請する次第である。

追つて、本人は長き勾留を受け、高血圧（二二〇～二四〇）にて苦しんでおり生命に危険を感じてゐる趣である事情を御斟酌の上、万一上告棄却の御裁判が下される場合でも、上告審未決勾留を相当期間通算すとの御宣言を発せられ度く嘆願致します。

以　上

昭和二九年(あ)第二四七二号

被告人　井上嘉朗

弁護人樫田忠美の追加上告趣意

右の者に対する放火被告事件として作成した上告趣意書（昭和二十九年九月二十三日付）第一点原審判決引用部分中、「被告人嘉朗の検察官に対する昭和二十八年四月四日附供述調書を……」と記載しあるは、同年四月二十四日と表示すべきものを「二十」の二文字を書き落したことに気付きましたから、これを追加訂正することを御許可下さい。

以上

被告人の上告趣意

私は昭和二十八年八月津地方裁判所に於て放火の共同正犯といふ罪名のもとに有罪の判決を受けました。判決に不服でありますから、即日名古屋高等裁判所へ控訴の申立てを致しました。昭和二十九年五月にまた有罪の判決を言ひ渡されました。私は事実の事を申立てて居りますが其れとは全然違つた御審理のもとの判決でした。

私は刑に科せらるる事は一つも無いと確心して居ります。

一、二審の判決謄本によりますと私を共謀したものに間違ねない、検察官に対する供述も不当な行為による自白でもなく任意の供述と認めるとあります。しかしこの事は全く違つて居ります。心にもない事を承認させらるる事も、不当に長い拘留等の後ちばかりでは有りません。取り調べの方法にある事を何も認めて居りません。この事件の第一審始めの検察庁の宿直室に於ての取調べにありました脅迫、つるし上げ、暴行等の事は、何一つとして考へられて居りません。一審から公判廷でも申上げて居ります。又提出致しました控訴趣意書にも記載してあるのでした。

勿論検察官に対する私の調書も任意のものでありません。この事件で自分が自由に何に彼と話しを申上げる事の出来ましたのは、認められる認められないは別として公判廷丈けでした。

二、私がこの事件に関係有りと認められたと思ふ証拠は、左の三つと思ひました。これは取調べの節知らせてもらつて始めて覚ねたのです。

イ　加東一省が私より放火する人が無いかと聞かれたと申した事。

ロ　中平清寿が火災保険金を取る目的で私に相談したら、私は何か暗示をあたへたと申していた事。

ハ　井上天瑞が私より放火をする様に似頼を受けたと申していた事。

前記の三つの事は全然私の知らない事であります。清寿さん、天瑞さん、一省さんが別々の場所で私より聞いたと言ふ事だけで私が実際に話しをしたといふ証拠は一つもありません。

この事につきましては清寿さん、天瑞さんは二審提出の趣意書にも（この事は弁護人よりききました）私に聞いたといふ事は嘘であると書いてあるとの事でした。又公判廷でも弁護人窪田氏の質問に対して私より放火の似頼を受けたといふ出駄羅目な事を申した理由等を申し立てて居りました。

又一省さんも一審の証人として自分が勝手な想像のもとに申立てたと話しをして居りましたが、これは一省さんと私の関係の個所で書きます。

三、私は放火されたといふ家屋も見た事が有りません。其の場所へも行つた事も有りませんのです。

此の様な訳けでありますから、取調べの模様や中平清寿対私の関係、井上天瑞対私の関係、加東一省対私の関係等一切を申し述べる事によつて実際に私がこの事件に関係が有るかどうかといふことが判明するのです。

私は昭和二十八年四月の始め頃子供と一緒に附近の池に釣をして居りました時き家より妻が向へ来て津の検察庁より検事さんと今一人の二人連れで天瑞さんの事と、何か往復した手紙でもないかといつて来て居られるからすぐ帰へる様にとの話しでした。早速家へ帰へりましたら、丸山さんといふ人が検事さんで、今一人の方の名前は聞きませんでした。別段これといふ書類もありませんで中平氏よりのハガキ外一、二点を持参されたと思つて居ります。其の時き連れの人は書類を見ながら検事さんこれはどうですかなど盛んに話しをして居られ其の内に帰へられました。この時き天瑞さんは失火の事で調べられるのかなあーと思つていたので、放火など何も知りませんでした。其の翌日頃か四日市より中平さんも見得て名古屋の或る工場の増築に使用する製材品を私に納入して呉れないかといふ話しが有り、相手が確実なら納入しても

よいなど話しをして結局自分の責任に於て納入するから金の責任は中平さんが持つ様にて話しをして別れた位いで中平さんも何も天瑞さんの話しも出ませんでした。

昭和二十八年四月十七日頃附近の交番より津の検察庁の子原検事から出頭してもらへ度いが都合はどうかとの電話が来たがどうするかとの事でしたから、早く行つて用を達した方がよかろうと思つて明日でも行きますと返事をしてもらへました。十八日早く家を出て津の検察庁へ十時頃かに出頭したのでした。其の時きも私は天瑞氏の失火に対する事とばかり思つて居りました。私が其の工場を中平さんより天瑞さんに貸す様御世話をした関係でも聞かれるのだろう位いより考へて居りませんでした。勿論中平さんも一週間位い前に拘留されているなどの事も夢にも知りませんでした。即時同庁の階下宿直室に呼び入れられました。同宿直室には丸山さんと亀永さんと二人居られました。正午過ぎまで世間話しをして居りまして中食の後から取り調べが始められました。始めは加東一省に京都駅より郵便局（駅前）へ行くまでの間に放火をする人物がないかと尋ねたろうといふ事と中平さんの家庭の内容等を聞くのでした。其の内に子原検事さんが呼びに見得て向へ側の室へ行きました。子原さんは私に君が如何に否認しても今度の事件は君を起訴する事にしてあるから承知してもらへ度いと申されるのでした。私はどうも話が変なので内心心配をしていました。又以前の宿直室へ参へりました。

同室はタタミ敷の室で六丁で有つたか八丁で有つたか今記憶に有りません。中央に机があつて正面に亀永さん、右横に丸山さんと二人でした。其の日は七時頃まで取調べが有りましたが結局知らない事ばかりですから其の事を申しまして其の晩は津の拘置所預けとなりました。

翌日朝から昨日の宿直室に於て取調べが始められました。この日より夜は津警察署に預けられる事になりました。後ち毎日午前九時頃より夜は九時、十時頃まで亀永、丸山両氏と、其の日に依つては森本、中根の両名も加わりまして取調べが続けられました。この日私は丸山さんは検事さんで有るとばかり思つて居りましたところ実は国警の警部とか警部補と

かである事がわかりました。同氏は何んの為めに私の家へ来ました節に検事であるなど云つたものか、しかし連れの人とも心を合して、そうゆう行動を取つていた事が私には驚かされました。丸山さんが検事でないと判明した時に、丸山さんに、あなたは私の家へ検事と称して来られ、其の時きの同伴者である森本さん（私の家へ来られた時は氏名を知りませんでしたがここでわかりました。）があなたを検事さん、検事さんと呼んで書類に対する相談をして居られたので、ほんとうに信じて居りました、と申しましたら、丸山さんは変な顔をして、検事と言つたなあーと苦笑をされました。この事件の始めより私に対しましては、こんな変なことより始められているのでした。この丸山さんも御自分の行動は、変な事をしても不合理でもない様な平気で居られるが、弱い私の取調べ中にでも何か少しでも間違つたと思われる様な事でも有れば声を大にして、しかり飛ばすといふ始末でした。この事を窪田弁護人へも話しを致しましたが、今持ちだされてもよかろうとの話しでした。私は同氏も同じ津市の居住者であるから、そをゆう事を言いにくいのでと思ひました。

取り調べの主なる点は、私が中平清寿より火災保険金を取る目的の手段方法の相談を受け、其の事を井上天瑞に話をして、放火をする事になつた、そうして中平の保険金の内より五拾万円をもらへ井上天瑞に参拾万円を渡す事にして有るだろうといふ疑ひでした。

これ等の事はすべて私にしては初耳でして、中平さんよりの相談とか又は天瑞さんに私より話しをしたとかいふ事は全然知らない事でした。しかも中平さんが私に相談をして暗示を得たとか私が引受けたといつたとか、話された其の場所は岐阜市内のどこであつたかはつきりせんといふ話しをされるのですが、其の時期が八月末頃とかともいつて居られるような取調べる人等の話しでした。私に言わすれば其の頃は一つの事業が成立してそんな事など相談も受けず、そんな話しもすることが有りません。

天瑞さんの話しも、私から聞いたと云ふていた日は、同人が岸和田市に居て岐阜市へは来て居らないのでした。此の様な事を申上げて、其の違つている事をお話しするのですが、何んと申上げても私の事は一つも聞いて頂けず、相手方の私より聞いたと言ふ事のみを信じての取調べでした。

朝宿直室へ行つてから机の前に坐つたら夜る帰へるまでヒザを崩す事もゆるされず、小便に行く時が漸やく関節をのばし、腰をのばす位いでした。一寸この話しを聞けば、タタミの上に坐つているのだから何んともないと思われるのですが、実際に、朝の九時頃より夜の十時頃までヒザを崩さず、少しでも崩すと、すぐ大声でしかられるといふ有様ですからいくらタタミの上でも時間が長いので、大変な苦痛です。それへ言ふ事が違ふといつてどなりたてられると、とてもしんぼうなど出来るものでわありません。調べる人は坐布団をしき、雑談をしたり又宿直室より御自分達の都合により勝手に出入りをするのですから、何等の苦痛もない筈です。

その上丸山さんなどわ、私に「コオユウフウニ」いふのだと中平や天瑞の話しをしたといふ事を、私に言わせるべくするのですが、私が言つた覚えのないことですから、いへないのです。又私の問へに机をはさんでいる亀永さんの取調べの時は、丸山さんが私に悪るかつたといつてあやまるのだと称して私の頭のウシロへ手をやり机にゴツン〳〵と打ちつけることなど幾回もやり警察と違つて検察庁であるから、どんな事をしてもよいのだなど私に言ふのでした。時きどき若い事務官の方などよくこの部屋へ用件や遊びに来るのですが、亀永さんや丸山さんに、大きな声を出しているが何をしていたのとか聞かれる事が度々ありました。取調べが始められてから幾日目でしたか忘れましたが、子原検事さんの見得た時亀永さんが「コイツ」の調書を取ろうと思つて取りかけると、かんじんの問題の点がボオットして、駄目になるので困るなどと話しをされるのでした。私が夜までの取調べが終つて警察署の留置所へ帰つた時きだけが、自分の身体と思われるので

朝になつて呼びに来られる度に何んとも言い様のない、いやな気持ちになるのでした。又一日坐らせられての苦痛と、私が申立てる実際の話しが、何を一つとして取り上げられない事を考へられると、一日の取調べの内に幾度ととなくどうなつてもよいから少しも早くこの人々の取調べが終つたらと考へられるのでした。始めより何か計画でも立てゝ一ワク」の如きものへ無理やりに押し込めるといふ様なやり方の取調べと思われるのでした。

一方的な強制的な取り調べで私が申立てるべき（取調べる人の都合のよい事）を丸山さんなどは、自分でつくつて私に其の通りに話しをすれと言ふ様なことも幾度もありました。しかし私の知らないことが其の文の内に多くあるので其の通り話すことはできませんでした。よくココは警察と違つて検事さんも承知して居られるから、どんなことをしてもよいのだと私をおどすのでした。

五日目かと思つて居りますがこの日は宿直室に四名の方が居られましていつもの通り私は入口の方に背を向けて坐り机の向側正面には亀永さん、私の右横には丸山さん、左側には森本さんと私のすぐ左に中根さんといふ位置でした。朝のうちは毎日の如く同じ事を操り返して聞いて居るのですが、私の知らない事ですから、其の通り知らないと申して居りました。

その内に私を中心に亀永さんの質問があり私が其の答弁をしているうちに丸山さん、其の私の返事のすまない内に森本さんの質問、それの話しの内に中根さんの質問といふ具合に、次ぎ次ぎと連続の質問に其の都度質問した人の方へ向く様に大きな声でいわれるのですが、先きの人への返事のすまない内に次ぎの質問の人が早く自分の方へ向けと云ふのです。其の人のほうへ向きますと、先きの人が自分の質問の返事もせずに、なぜそちらの方へむくのかと大変にしかるのです。こんなことを次ぎから次へと幾度も皆さんに操り返へされているうちに、私もどちらの人の話しを聞いたらよいのか、又どちらの人へ返事をしたらよいのか、ウロ〳〵して頭も混乱して何が何んだかわからなくなりました、その時き中根さん

は私の前へ来て私を同人の方へ手で向く様にして、私の正坐をしているところへ片手をかけ、片手を重ねてあるうしろの足へかけて、力を入れるので、私は横に倒れました。起き上つて正坐をすると、又同じ事をやり五回程続けてやられました。

私は今まで（その日までのこと）恐れをいだいて苦痛を我慢して居りましたが、この日の取調べや中根さんの暴行に、あつてから、すつかり恐ろしくなり、ガタガタふるへるのでした。皆なの人は中根さんのすることをだまつて見ておるのでした。この事のあとで亀永さんは細長い紙に誰れかの調書の様なものから、抜き書きをした物を丁度其の後ち、そこへ見得た早川検事さんに渡して其の日の夕方私を早川検事さんに引次がれました。

以上の様な取調べがこの事件の私に対する始めの取調べでした。

この取調べには調書も取られませんでした。なお早川検事さんに引次ぐ前に中根さんが検事さんにも皆んなが（コノ皆んなとは天瑞さん、中平さんのことと思います）言ふてる様に云わなければいけない、どんな事でも出来るからと、おどかして話しをされたのでした。

其の時から私も恐怖のため、どうでもよいと思ふ様になりました。

其の晩から宿直室で早川検事さんの調べが始められました。私は検事さんに、これまでの取調べのことを申し上げを崩づしてもよいと云はれて、ようやく正坐の苦痛より、のがれる事が出来ました。早川さんは坐布団をしけと云ひ又足が痛いだろうからヒザ五月一日まで毎日朝九時より夜は十時頃まで取調べが続きました。早川さんは否認をしても起訴すればよいとも思つて見ましたが、広くもない庁舎の内での今迄での取調べでもあり、子原検事さんも来られた事もあり、笑つて出て行かれたりして居たのを私はると云われたのでもあり、取調べられていた時も早川さんも見て居りましたから今更ら其の事を申し上げても、取り上げても、もらへないとも思ひ、又そんな事を私が云つたと、前

の人達に話しをされると今度は何をされるかわかりませんので、この検事さんの取調べには、中平さん、天瑞さん、一省さんの私との関係を詳細に申上げている、その間に（私は中平が私より聞いたと云ふ事、天瑞さんの聞いたといふ事、一省の聞いたといふ事など、その時きは記憶にも有りませんので）検事さんが例の亀永さんより引次がれた紙を見て、中平の聞いたと云ふた事や天瑞、一省等のことを知らせられるので、それを書いてもらつて調書が出来たのであります。

この様な訳けで出来上りました調書ですから、私が自由の意志で任意に申し上げた事を書かれた調書でわありませんのです。

この事に付きまして一審での公判廷で中根さんの事を弁護人より話しが有つて証人として中根さんが出廷されました。

この日被告人の休み室に中根さんが見得て、嘉朗さんからだはどうかなど云われて、今日は逆につるしあげですねなど笑つて言ふて居りました。

公判廷でわ窪田弁護人の質問にも私の質問にも、そんな事はしないといひました。そうしてただ、手でそちらを向けと押した事は有つたかも知れない、といふのでした。これは嘘であります。この人等の証言はすべてといつてよい位いに、私に関しての時きは嘘言ばかりでした。なかには相当な期間がすぎているから忘れたといふ事も有りました。しかし私は行動を取られた方で、社会に居ても、そんな行動を取られる事がないのですから、終生忘れることがないと思ふのです。

次ぎは亀永さんが二審に中平関係の弁護人杉浦さんの申請で証人として公判廷へ出られました。この時き私の弁護人窪田さんが嘉朗の調書を取つたかと聞かれましたら、取調べて二日目頃かに自白したが調書は取らなかつた、自分の責任において作成して検事さんに渡したとの答弁でした。

この答弁にもある通り自白した私であれば、当然調書が其の時きに取られる筈でしたが、其の当時も又其の後ちも、此の人等の取調べ中には、自白などいふことは一度もなかつたのでした。そのために調書が取られなかつたのでした。

何も関係もない私が、相談にも又私から放火などの話しもせないものが、何を自白するのですか、自白などした覚ねがありません。あの人達は私に自白をしなければいかんと連日五日間に及ぶ正坐や、ことごとに脅かす言葉、又は五日目に行つたつるしあげ、中根の暴行等は強制的に自白をさせるための行為か、又は中平、天瑞、一省等に話しをしたと称する事を認めさせる為めか、今考へて見ますると、検事さんに、私が任意の供述の如くに調書を取らせるための行為であつたと思われる事が一番確実であると思われるのです。そうゆう考へのもとに、あの人達があんなムチャな行動を取つたといふ事も出来ます。検事さんの調書を取るときでも、私は中平や天瑞、一省などの聞いたと申している時期等も記憶になく、おそろしいところとのみ考へていたので私の各自に対する関係を詳細申し上げていたのでしたがそれが事件に関係が有るとも私は考へていたのでした。それは其の当時の模様、各おたがへの間の其の当時（昭和二十七年度中）の状態を申上げていると検事さんが亀永さんの渡された紙を見ていて、その辺んに、これがはいるのでないか、と言はれて、その紙の内の事を調書に書かれるのでしたから、之れとて私より任意の自白をしたものでわありませんのでした。恐ろしい所とのみ思つている時でした。そんな訳けですから亀永さんが証人として申されました通り、御自分で勝手に、私の申し上げない事のみを書かれて、それが私が自白した如くにして、検事さんに渡されたものといへるので、この様なことは、調べられている者を無視した行為でもあると思われるのであります。

この取調べ（検察庁の宿直室の時）中に私の手帖が二冊証拠として出で居るのですが、其の二十七年度の十二月天瑞さんが失火されたといふ新聞記事を見た日の私の其の当時考へた、又驚いた事等が書いてあるのでしたが、亀永、丸山のお二人で、私に後日今日の如き事あることを予想をして書いたのだろうと云ふて、これも勝手に、そうであるときめられて居りました。自分が新聞記事を見て驚いて書いた其の当時の手帖にある文を後日この様な事が有る事を予想しての記入だろうといひまして、調べる人達ちの都合のよい想像のもとに勝手な判断をされて、強制的に私に押し付けるのでした。如

何に私がそうでないと言へましても、矢張り全然さき入れられませんのでした。同じ手帖に記入してある事でも他の事は認めるのに、その失火といふ記入だけが後日のための仕事だろうといふて私の言葉を信じませんのでした。宿直室での取り調べの有りました日数を先きに五日間と書きましたが今よく考へて見ますと、四月十八日午后より同月二十四日夕方までが、亀永、丸山其の他の方のお調べで、其の晩から同室で早川検事さんのお調べでありましたから、六日と半日でありました。これが国警の方や火災の有つた地元の警察の人や検察庁の方などの合同での取調べでありました。

次ぎに少し申し上げますが、宿直室でのお調べの時き毎日の正坐は実に苦しいものでした。一寸考へられますと、タタミの上での正坐であるから、苦しくないだろうと思われるのですが、短時間のことなら別ですが、朝の九時頃より夜の十時位いまで毎日正坐を続けられ、それも監視付きの正坐でヒザを少しでも崩すと、すぐ大声でしかられるのでしたから、よそ目には、たいした事のないように見得ても、私には非常な肉体的な苦しみでしたのです。

其の上に私の知らない覚えのない事を調べる人の都合のよい様に、させようとするためのイロイロな角度よりの、私に対する質問でしたのと脅かしと加へられるのでしたから精心的に両方の苦痛でした。其の時の事を今日独りで考へても興奮するのです。

この様な私に対するお取調べでありましたので、私の意志など少しも入れてもらへず、自由もありませんでした。

次ぎに私は私対中平清寿、井上天瑞、加東一省等の其の当時の関係を申し上げる事に依つて、私が真実関係のない事がおわかりになると思ふのであります。

私は大正十二年頃より独力にてカラフト松丸太材の移入販売を昭和十年頃まで致して居り、其の後ち名古屋市に居住して、内地杉、松丸太材の伐採及び販売を致して居りました。木材の統制になるまで同一の業務に従事していました。

私は昭和十三、四年頃大阪の或る木材部の名古屋出張所の仕事に関係をして居りました時き始めて中平さんと知り合になり一諸に同出張所の仕事をして居たのです。其の仕事は私が支配人を、中平さんは会計をやつて居りました。其の後ち同君は満州へ行き交際が中断して居りました。

昭和二十六年末頃私の友人より中平さんが三重県四日市市に居住していて盛大に木材業と建築請負業を営んで居ると知らせられました。

二十六年末頃同君と名古屋で会見したのが、最近の交際の始まりでした。私も戦時中鉱山会社の仕事をして身体に無理をしていたのか、終戦の后ち二十三年頃より身体が悪るくて静養して漸やく全快した頃でした。

木材業でも私の事業は山林を買い取り其の立木を伐採して販売するのですから、其の伐採出来る山林を探がすのが、仲々見つからないもので八方へ紹介をして居たのでした。昭和二十七年五月頃加東一省さんが私の処へ尋ねて来て青森県の農協より林檎箱の納入方を似頼されて十万箱の契約をしたが、目下自分の手でわ五万箱位より出来ないから、どこか知つている所で残りの五万箱を製造してくれるところがないかとの話しで其の契約書や又契約金として受け取つたといふ約束手形等も持参して来て有つたのでした。突然の話しでもあり私としても昭和十八年以来木材を中止して居るので心当りもないが、幸ひ中平さんが四日市で盛んにやつている話を本人からも聞いているとも思ふと話して見ましたら一省さんは早速中平さんの処へ連れて行つて紹介をしてもらへ度いとの事でしたか、私は一省さんを連れて、中平さんの家へ行きました。これが私が始めて中平さんの家へ行つた始まりで一省さんも中平さんを知つた始めです。其の日中平さんは加東さんの話しを聞いて、すぐ電話をかけて西脇と云ふ製函所の主人を呼んで来てもらへ、一省さんを引合して、直接商談をさせたのでした。私と中平さんとは中平さんの最近の事業の話しになり、加太駅前で製材もやつていたが、同附近に山林が不足になつたのと輸送等の関係で中止して、其の機械の一部を今呼んだ製函やに売つたのです。又工場は明けてあるが事務所を知人に貸したが一度も家賃を払わず、強くさいそくして、明け渡してもらふ様話しも

したが、附近の者の噂さでわあんまり中平が、やかましく言ひば、火をつけて焼いてやるなど言つているとの話しで困つているから誰れか適当な人でも有つたら、費用位い出すから、明けてもらふ様たのみたいから、心当りの人でも出たら、知らせてもらへ度い、請負業の方も東京の浅野建設株式会社の出張所を引受け、三重大学の附属校舎を建築したが、結局浅野建設に二百万円程の立替へとなり閉口しているなど、いろ〳〵と事業の話しをされていたのでした。林檎箱の事は二、三日後ちに契約が成立して加東さんも喜んで居たのでした。其の後ち中平さんは請負関係を中止して石炭の販売をやる事にした、加太の建造物や山林の一部を根担保として福井さんといふ人と契約をした、とりあへず価格を（根担保の事）五拾万円として保険証券共に渡してあるから、私に木材統制の後ち三重県下で亜炭鉱の採掘販売などをやつたそうだから、木材の方にまだかからないのなら、手を貸してもらへ度いとの話しで私は出来る丈け援助をすると約束をしたのでした。中平さんの石炭は福井さんから仲々入荷致しません内に福井さんが中平さんに九州の西橋鉱業所の主人が来ているから、其の人とも商談をする様にと話しが有つて、中平さんも私も逢つたのでした。其の人も名古屋に出張所を出すから、中平さんに引受けてくれと話しが有つて中平さんは其れも引受けて、石炭販売に経験の有る人を使用して、注文を取り始めたのでした。私は自分としての用件もあり、中平の石炭も入荷していないのでしばらく逢わずに居りました。其の内に先きに契約をさした加東の西脇との間は何か行き違ゐが出てゴタ〳〵していたようでした。この加東の件では私も中平も金銭上信用上の損害を受けましたのです。

其の後ち、中平さんが私の家へ見得ての話しでわ、どうも福井の方も西橋の方も石炭が未だに入荷せぬので困つた、注文を沢山取つて有るのですが納入する期日の近づいているのも出て来ている状態で注文を取つた店の者も困つている、何か方法もないかと相談がありました。私として急に言われても方法も出ないが、福井さんの石炭が実際に出るかどうか聞いて見て、もしすぐにも出るならよいが、出ないなら其の時には同氏との契約を解除して改めて他との方法も考へてはどうかと

話しをして置きました。それは中平が根担保まで入れて約束してあるのですからです。ところが福井さんの方とは、話しが駄目になつて解約をして一切の書類も返へしてもらつたといふて来ました。それで私の知つて居る石炭の会社に居る人物が尼ヶ崎市に居るから、一度其の人に紹介をするから、相談をして見てわどうかといひましたら、是非たのむとの事でした。それで二人ですぐ大阪へ行き尼ヶ崎の黒田さんと会見して中平の話しをして、出来るなら、先きの福井さんとした様な条件で中平の根担保を担保に取つて石炭を出してやつてくれと話しをして、其の時は黒田さんも会社とも相談をしなければならないから、即時返事は出来兼ねるが、そうゆう状態なら気之毒でもあるから、四、五日中に返事をするとの事で帰宅したのでした。

八月の十五日と思ひましたが、中平が黒田さんが来名されたので連れて来たと私のところに来られました。黒田さんの話しでわ、会社へ話しをしたら会社としても中部地方へ店を持ちたい考へのところであつたから、大変都合がよく話しが進んで名称は会社の名古屋出張所となし中平さんが出張所長としてやつてもらふ様に、それで根担保などは必要がないからお返へしをする、詳細の事は会社と改めて相談をして呉れ、本日来たのは中平さんの信用調査と石炭の注文を受けたといふ事の調査を兼ねて来たといわれるのでした。

それで私はその話しであれば岐阜へ来ても駄目である、即時四日市市の中平さんの家へ行かなければいけないと云つて黒田、中平、店員の丹羽と私と四人で出発して四日市市の中平宅へ行つたのでした（丹羽とあるのは石炭の注文取つた人）。四日市の中平の宅での話しは、非常によく進行して、黒田さんは会社と電話で打合せをなし翌朝中平、丹羽と黒田さんの三人で大阪の関西炭業株式会社へ行く事になりました。私も一諸にと黒田、中平が言ひましたが、何も大勢が行かなく共よいとも思ひ又岐阜にも少し用件が有つたので其の事を云つて会社へは行かぬ事として一切を黒田さんによろしく頼む云つて置いたのでした。

ところが中平は其の時き前記の加太の物件の書類一切が戻つて来たのですから、之れに依つて金策をする事を考へて、中平の知人で私も其の紹介で知つた人が京都市に居るのです。其の人は其の当時自分の事業以外に繊維の会社にも関係をしていて、中平は以前にも金策をたのんだりした関係もあるといふ事でした。其の人に私に逢つて現在戻つて来た書類で金策を似頼してもらへ度い、それは明朝大阪へ自分等は黒田さんと行くが、結果よく進行すると思ふが、矢張り心配もあるから、私に岐阜の用件をすましたら、夕方の汽車ででも、京都市へ出て（京都の人は佐々木さんと云ふ）、其の人に逢つてから大阪へ電話で連絡を取つてもらへ度いとの話しで、承知をして其の根担保にとの考への書類を預り火災保険証券（五拾万円）は京都の話しの結果に依つて又預る事にして私は帰へりました。翌日自宅の用件をすまして、夕方の汽車にて約束通り京都市へ行きました。

京都の佐々木と電話にて来市の用件を話し明朝会見の約束をなし、それより大阪の関炭に電話にて黒田、中平両氏と連絡をして、関炭の交渉の結果を聞いたら、大変よく行き重役会議の開催中でもあり明日当り契約になるとの返事でした。佐々木さんと会見しましたら同氏は多忙で、その相談に乗つて居られないので関係会社の重役と相談してはとの事でした。其の会社は英幸株式会社といふ繊維の販売会社でした。佐々木さんと共に会見して、中平より似頼の話しをして、種々相談の結果会社にての取引にでも使用するより今の処でわ方法のない事等の話しでしたから、一切の書類を渡し、英幸会社の話しが進行したら、知らせてもらふ事と其の話しに必要であれば（話しを進行させるのに）建物に対して火保が五十万円が付けてあるから、いつでも通知あり次第証券を御届けするから何分よろしく御願ひすると似頼をして置きましたのです。中平の方は非常によく進行して契約が完了し中平が出張所長、丹羽が販売主任、当分の間黒田氏が出張所に居る事、又私が顧問として手伝へをする事となつたのです。

各自が給料の外に売炭の量により出張所が相当な利益を得る事も出来る契約もあつたのでした。中平、丹羽の二人が大阪

より帰へる日には注文の内の一部分も送炭されたのでした事も、中平さんの帰宅と同時に私の家へ報告されました。又私も京都の件も詳細を知らせ保険証も近日中に渡す（私に）との話しもありました。

中平君の建造物其の他での金策といふ話しは同君も炭が入荷すれば運賃も必要であり、石炭は手形取引が全部位いですから、と考へての事でした。こんなに今度の話しが今迄での話しと違つて都合がよく契約もできたので中平は大変によろこんで私に礼をいふのでした。

八月末頃より石炭が入荷し九月の始め頃までに約三百噸位い到着した様子でした。此の頃（八月の末頃）中平は岐阜市内で放火の話しを私にしたといつて居た様ですが以上の様な時きでして中平も行きなやみの石炭の事業も成立して前途に光明を認めて事業に一生県命に努力し始めている時き、私にそんな話しも出ませんし、又私としてもきいた事もないのです。

中平が放火の相談をしたといふ事は全然嘘言であり出駄羅目であります。

二十八年の津地方裁判所で求刑の日でしたかに裁判所の控室で私が中平に君等は天瑞や検察官と心ろ合して、僕をこんな目に落し入れてどうする考へであるか、放火などデッチ上げているのでわないかと強く言ひましたら求刑すんで又控室で弁護人などと話しをした後ちに、紙に書いて私によこしたのでした。現在も持つて居ります。（原文のまゝ）小生の狭量から貴殿にも迷惑掛けて居る全く貴説の通り検事に欺されて一日も早く完結さしたい浅慮から心にもない迎問的な言葉の綾を作り今日まで来たが事件は小生の考へて居る方向と逆な方面に展開して居る求刑の時子原検事は中平は当初よりは大分ぼやけて来たとはつきり云ふて居る、それは当初真実の事を云つてないのだから、ぼやけて来るのは当然だ。天瑞も恐らく小生と同じ手に掛つたのでないかと思ふ。以下中間略　検察庁で昨年の暮私しは、ナゴヤ旅館に対して切つた小切手の件に付き貴殿に対して心ろ好からぬ感情を持つて居た気持ちを逆用して調書を取つたのだから、加太の火災の件は私しと検事との間にてでつち上げた事件だと云つても過言でない。以下不明の点あり略します。

以上の様な訳けで中平は私に迷惑を掛けて居る事を認めているのですから、之れを見ても、私しが中平に言わない事が、おわかりと存じます。この中平の書いた紙の事は弁護人にも控訴の時き申しましたら、窪田さんは、どこかで破れると思ふから持ち出さんでもよかろうとの話しでしたからそのまゝ持つていたのです。

その後ち石炭の販売主任の丹羽君が面白くない販売方法を取つて約三十噸位いの石炭代の代金が取れなくなる事故が出来本社と中平の間に、又黒田氏との間にも不和が生じたので一時出張所を閉鎖する事となりました。

しかし中平は折角今まで売り込みをしたのであるから是非石炭の販売を続けたいとの話しでしたから、岸和田市の井上天瑞氏にこの話しをして同氏の知つている鍛治さんといふ人が、中平さんの話しに依つては、相談にのつてもよいと来名されたのでした。

この以前まだ出張所として盛んに活動をして居る時きに先きの西橋鉱業所の主人が、中平に、九州から石炭を積むが、大阪附近の紡績会社の注文書がほしいと申されたと私に話しがあり中平を連れて岸和田市の私の知人（之れは後ちに関西炭業株式会社の岸和田出張所を引受け又会社の重役になりました。）小川氏に中平を紹介して坂本紡績会社より注文書を受けたのでした。私が紹介したのでした。この時き岸和田市にて天瑞氏宅を尋ねて中平さんを天瑞氏に紹介したのが天瑞、中平の知る事となつた始めです。

中平さんは先きにも書きました浅野建設へ下がる文部省よりの工事金を押へる為め東京の弁護士に其れを似頼する必要が出来ましたが、知つておらないため、天瑞さんが、そのころ、会社の鉱区の売却や其の他用件のため、しげしげ上京する事を私が知つて居ましたから同人に頼んだらどうだと話しをしてをして、同氏に名古屋の事務所に来てもらへ中平より直接其の話しをして天瑞氏は承知され引受けられたのです。何程かの費用も中平氏より渡された様子でした。この様な事から天瑞氏と中平氏との間も親しくなつておりました。

二十七年十一月中頃天瑞さんが鍛治さんを連れて来て中平や私に紹介されて石炭の話しをされました。この事は中平さんと鍛治さんとの間に交渉が有つたのでした。この時き天瑞さんは石炭の話しには用件がなく出来るなら鍛治さんの用件のすむのを待つて一所に帰へる様な事を言つて居りました。

このとき天瑞さんが私は五月頃岐阜の私の家へ礦区の件で来られた時き、肥料の製造をやるのだが、このへんで貸工場の様なところがないかと聞かれて、探がして見てもらへ度いと云われた事が有りました。それを思ひ出しましたので天瑞さんに中平の加太の工場が明いて居るといふているから、それを借りたらどうだ、と申しましたら、それは、よい話しだからといつて、中平に私より天瑞さんが肥料を作くるために工場を借り度いといつて居るから、同氏に貸して、ついでに事務所も明けてもらふ様に交渉をしてもらつたらどうだと申したら、中平も都合がよいとて天瑞氏と種々話されて天瑞氏を連れて現場へ行かれ話しが出来たのでした。帰つてからの話しでわ天瑞さんは大変喜んで言われるのには、駅前でもあり非常に場所もよいから借りる事にして、家賃も月五千円ときめた、事務所も明けてもらつてあれも借り入れる考へだと話しをされたので喜んだ訳けでした。

大体中平といふ男は事業をしても後始末をよくしないので評判があるが有るのですが今度の関西炭業の出張所の丹羽さんの件でも、其の他の整理でも結局私がやつていた様な状態でした。

来名中の鍛治さんは滞在費に不足をして来たとて、同人の小切手が金になつて来るまで中平の小切手を私は額面は知りませんが借りたのでした。この事に対して中平は私に対して心好く思つていなかつたので検事さんに逆用されて私にも迷惑を掛ける様になつたのだ、と中平が云つて居るのでした。

しかしこの小切手の件は私が中平に貸す様に話しをしたのでもなく直接本人同志で話しをして取りきめた事で、その話しも其の当時の私は詳細を知らなかつたのでした。

鍛治さんは天瑞さんに岸和田へ帰つて金を持つて来て呉れと頼んでおりましたが十一月二十三日かの名古屋発下りの終列車で帰岸されたのでした。

鍛治さんとの石炭の話しもいろな条件が相互にありまして、なか〳〵まとまりませんでした。私も其の頃又血圧が高くなつて居りましたので静養のため家に居つて医師にかかつて居りました。

十二月になつてから中平は木材の事で島根県へ行くから、送つてよこしたら売却をしてもらへ度い、出来たら契約金でも出して呉れと話しが有つて同人は島根へ行きました。年末でもありましたから、中平も送るのは新春にするとて帰つて来ました。

十二月二十二日の朝日新聞の朝刊を見て天瑞さんが失火をして加太の工場が焼けたとの記事を見て驚いたのでした。それから三、四日過ぎてから中平さんが見得て天瑞さんの失火の話しをされて私からも、天瑞さんが工場の損害金を何んとかする考へでいると私に先日来て話しをされた事も話しをして置きました。中平さんは私に預けてあつた火災保険の五十万円の証券を建物が焼けたのですから金策の必要もなくなつたから返へしてもらへ度いと申されたので即時御返へしをしたのでした。この証券は先きにも書きました京都の英幸株式会社に金融のために加太の建造物其の他の書類を預けまして其の話が進行したら保険証券を持つて伺ふと約束をして居つたので、私が中平さんより預つて居たものでしたのです。其の後ち昭和二十八年の三月頃まで幾度となく木材の件にて見得られて一、二度天瑞さんから損害に対する何か話しが無いかと聞かれました。

以上が中平さんと私の関係でありました。この様な事情でしたのですから、私は火災保険金の事など取得する約束もなく考へた事も有りませんでした。勿論先きに書きました通り放火の相談などは絶体に致して居りませんのです。

次ぎに私と井上天瑞さんとの関係を申上げます。

私が長年商売と致して居りました木材業も統制となり、其の当時統制会社へ入社を進められたのですが、年令も考へまして、その頃不自由になつて来た燃料資源の事を考へまして三重県阿下喜附近に亜炭鉱区を手に入れました。その採掘販売を始めたのでした。取引先きの大阪市西成区海道町（其の当時の住所）林秋吉商店の主人である秋吉さんが或る日名古屋の私宅へ来まして、同人の友人である岸和田市の井上天瑞さんといふ人が居り此の人は目下興亜産業株式会社といふ鉱山経営の会社の専務取締役をしているが、今度岐阜県内で満俺鉱区を買収したので、其の採掘等を一切引き受けてもらふ確実な人物を探がしているが私に同会社に入社して、其の仕事を引受てはとの話しで、すでに林さんは、私が承知をするものと考へて明日天瑞さんが私の家へ林さんを尋ねて来る約束までして来たから是非やつてくれと申されました。私も其の当時岐阜県内に満俺鉱区の試掘を一ヶ所持つて居りました事でもあり満俺の需要も多くなる見通しも充分の時きですから、条件次第でと申して天瑞さんと会見することに致しました。

天瑞さんと会見致しましたら、会社は資本金五拾万円であり社長は百野留蔵氏で大阪に本社が有る、条件としては、岐阜市内に会社の出張所を設置して私に出張所長となつてもらい度い、一切の費用会社持ちで月三百五十円を払う事、会社所有の鉱区の鉱業代理人となつてもらへ度い事、現場の事は一切一任するから是非入社してもらへ度いといふので、現在やつている亜炭の採掘を一時中止して其の方へ全力を傾くするとして承知したのが天瑞さんを知る始めで、たしか昭和十七年の秋か十八年の春頃と思つています。其の後ち毎日名古屋より岐阜市へ通ひ其れより鉱区へ又通ふという有様でしたが不便ですし戦争も激しくなつて来るので鉱区より一里程岐阜市へ来た処に疎開をしたのでした。それが十八年の八月頃と思ふのです。軍の指示により鉱石を送つて居りましたが、終戦となりましたので休山致しました。其の後始末で約二ヶ年程かかりました。会社も鉱山も休山致しましたので休業状態となり私も表面は鉱業代理人として鉱区の管理丈けはして居りましたのでした。昭和二十六年度も五、六回見得ましたし、又二十七年の五月頃も鉱区の事で見得ました。其の時き天瑞さんは、岐阜

市の附近で肥料を製造する考へで居るが、貸し工場の様な建物が有つたら知らせてほしいと申されて居りましたので、突然でもあり心当りもないから、何づれ探がして御知らせすると答へておきました。工場は六、七十坪位い有ればよいがとも話おしておりました。天瑞さんは其の頃鉱区の売却と外にも用件を持つて東京へ行かれる様子でした。其の後ち東京への往復の節には立ち寄られて鉱区の売れる様な話しになつているとか目下価格の協定だけだとか、話しをされていました。同氏は以前肥料でもうけているから、今度もゼヒ肥料の製造をする考へであるなども其都度話されて居りました。私は何を原料とした肥料を造くるのかも聞きませんでした。八月の末頃かの事ですが、中平と私の関係の処でも書きましたが、西橋鉱業所の主人より中平さんが似頼を受けた大阪附近の紡績会社の石炭を納入する注文書の件で岸和田市へ行く用件が出来た時き、私の知人である加東一省土建興信録とかを発行したいからとて私に岸和田方面の紹介をたのむので天瑞さんに紹介をするから同人より土建業者の紹介を受ける様にと申して、加東さんと一諸に仕事をするといつている荒深さんも一諸に連れて、岸和田市へ行つた事があります。中平さんと私は私共の用件の方へ加東さん、荒深さんの二人を天瑞さんに紹介して其の同人達の希望を知らせて骨を折つてもらふ様依頼を致しましたら天瑞さんは外ならぬ君よりの頼みだから、出来る丈けの事はしてあげると申されて、子供さんを加東さん等につけて、旅館に案内をさせたりして居りましたから私も安心して、中平さんと二人で私共の用件にかかる為め天瑞さんに別かれて其の方へ掛りました。用件をすまして帰宅致しました。其の後ち中平さんの請負業当時の浅野建設に対する立替金の回収で、どうしても東京都内の弁護士さんを頼まなければならない事になりまして、天瑞さんが東京には知人も多いといつて居るし、最近よく上京されるから、同人へ話しをして見ては、と中平さんに話しをして天瑞さんに来てもらへました。詳細の事を中平さんより説明されて一切の書類を渡して似頼を致しました。其の後ち天瑞さんは此の件の話しのため東京よりの帰途や又上京の節など、よく立寄られたのでした。

中平さんの使用人に対する監督が不行届きのため関西炭業との関係も面白くなくなり、私が名古屋の弁護士などを入れて

回収不態などの整理をやり一方では中平さんの意見もあるので新らしく石炭を送つてくれる人の物色をして居りました。しかし私としても、そんなに石炭に関する知人もありませんから、この話しを天瑞さんに相談致しました。天瑞さんは誰れかに話をしてやろうと云われて居りましたのです。十一月中頃に天瑞さんが鍛治さんといふ人物を連れて名古屋の事務所に見得ました。この人は石炭に関係もあるといふ事でした。中平さんも会見して、条件は関西炭業と同じ様な内容で契約がしたいと話しをされていたのですが、鍛治さんの希望もあつて仲々話がまとまりませんでした。

天瑞さんは、この話しには関係なく只だ鍛治さんを紹介しただけでしたが、鍛治さんが天瑞さんの帰へるといふのを同人の帰へるまで待つているようにと話があつて、天瑞さんは、用件もなく閉口していました。丁度私は中平さんの加太の明いている工場の事と事務所の明け渡しの話しを思ひ出しましたから、天瑞さんに其の話しを致しました。天瑞さんは、是非其の工場を見せてもらつて借り度いといふのでした。又明け渡してもらふ交渉もしてやつてもよいとの事でしたから、この事を中平さんにも話しをして、天瑞さんと中平さんとの間に工場を見る話しが出来て加太へ行かれたのでした。これが十一月の十七、八日頃と思ひました。両名か帰つて来ての話では、どちらも都合よく行つて、工場も駅前のため大変に場所もよいのでと天瑞さんも喜んで居り家賃も月五千円として契約する事にした、又事務所も其の内に明けてもらへ使用する考へだといつていました。工場には、まだ製材機械の一部もあるので其れも取りはずして、少し修繕もしなければならないなども話しをしていましたが、私としては天瑞さんから五月頃に頼のまれていた事が実現されたので安心をした訳けでした。

其の内に鍛治さんも滞在が長くなつて居るので費用に不足を生じて来たとの事で天瑞さんに、先きに帰つて家より送つてもらへ度いといふ話が出た様でした。それで天瑞さんは十一月二十三日の名古屋発下り終列車にて帰宅されたのでした。

天瑞さんは津の検察庁での調書にと第一審の公判廷にての申立てには十一月二十五日朝三時頃着の列車で岐阜駅へ下車、迎へに来ている嘉朗と一諸に嘉朗の家へ行く途中（電車下岩崎停留所より下車）加太の工場に放火をしてもらへ度い、保険

金が五拾万円ついて居るから三拾万円を報酬として渡すからと似頼をされたので、天瑞さんが放火をしたのですと申述べて居りました。この事は私が全然申さない事です。又午前三時に着する列車に迎へに行く訳けもありません。それは其の当時私の居住して居りましたところより駅まで約二里近くあり市電は十時半頃には中止さるのです。天瑞さんが幾十回となく岐阜へ来られましたが、駅へむかへに出たのは、戦時中会社の他の重役連と来られた時き、それも昼の列車位いで午前三時の列車に二里も有るところを走るいて駅へ出る必要も其の当時はありませんでしたのですから、其の話しは嘘言であります。

又二十五日午前三時頃着する列車に乗るとすれば大阪を二十四日の午後十時頃には乗車しなければなりません。同人は二十三日の終列車で名古屋を出て居り大阪へ二十四日の午前六時頃、岸和田へは八時頃着ですから、用件など有ると、その様な時間の列車には間にあわないのです。全然二十五日の話しは出駄羅目であるのです。

この事に付いて同人の名古屋高等裁判所へ提出の趣意書にも其の嘘である理由が記載されて居る、と弁護人窪田さんより聞きました。

又二審の法廷にて窪田弁護人の質問に対して、十一月二十五日に岐阜市の嘉朗の宅へ行く途中に嘉朗より聞いた、と検察官や一審の公判廷で申し述べたのは全然出駄羅目な事で同日は岸和田市の自宅に居つて岐阜市などへは来ていない。なぜ其の様な事を申立てたかといふ事は、二十八年四月始めに津検察庁にての取調べ中、夜間津警察署でわ布団も貸してもらへない事が四日程続き、夜る眠むることが出来ないのでと取調べに中根さんが、コラ天瑞といふて、坐つて居るところを「け」られたりしたので昂奮をしていた。それと中平や嘉朗等が組んで天瑞を加東をして警察へ引致させる様にしたのだ、それは自分（天瑞の事）が会社の鉱区を東京にて百万円に売却をする様に大体話しがついて居る事を嘉朗が知つて居るから、引致されて居る留守中に其の金を取り中平の工場の焼けた事の損害金にあてる考へであると考へたので心にもない出駄羅目な申立てをした、しかし後で落ちついてから、よく考へて見ると自分が変な考へをして嘉朗等を苦しめている事が、気が付いた

ので、趣意書にも詳細に書いて提出してある様な訳けであります、自分はカツト逆上する性質で、此の事は自分の前科を調べてもらへば、よくわかると思います。勿論放火なども絶体に致しては居りません、と申立てて居るのです。私は天瑞さんの前科などは知りませんでした。

話は先きに戻りまして天瑞さんが借り入れました工場へ修繕に行く事になつた様子でしたが天瑞さんが工場の修繕費として、今手許に金が不足しているから二万円程私に貸して呉れと申されました。私は考へて見ましたら中平の工場を修理するのですから、中平が出すのが当然と思ひましたので、天瑞さんに、その話しは中平さんに話しをして見るから、その方から出してもらへなさい、といつて私は中平さんに、其の話しを致しましたら同人も承知されたので天瑞さんは四日市へ行き中平さんより金を何程か受取りて帰つたと通知が後でありました。其の後ち天瑞さんは一度加太へ行く途中遠廻りであるが、肥料の原料見本を少し持て来たからといつて私宅へ寄られ、これから四日市の中平さんのところへも立寄つて加太へ行く事や修理の打合せなどしてから行くのだと話しをされたことがありました。その後ち天瑞さんより使用人を連れて、いよ〳〵工場へ行くと岸和田市より通知が有りました。それからしばらく何んの通信も有りませんので私も年末で多忙でもあり忘れるともなく忘れて居りました。

私が少しカラダの具合が悪るくて休んで居りました十二月二十二日頃と思ひますが朝刊（朝日新聞）を見て驚いたのでした。加太の工場の火災が記事になつて居り原因は責任者天瑞氏の失火（タキビの不始末）とありました。実際驚いたのでした。其の翌朝天瑞さんが見得まして、大変な事をやつてしまつた、新聞を見たか、との事ですから、私は新聞を見て驚いて居つた事、其の当時の模様等をイロ〳〵と天瑞さんから聞かしてもらへましたが、天瑞さんも其の原因がハッキリわからないのだといつて居られました。しかし工場のどこでか、タキビをしたから、それの残火でないかとも思ふ、若い者と二人で夕方宿へ帰へる途中火事だと聞いて走つて帰つて見た時は、手が付けられなかつた、其の日は風呂も、わかして、事務所の

借りている人も入浴したので、帰へりには火に水をかけて消した筈であつたが、それより他の事は全く知らないのだ、今度はとんだ事をして折角君に世話をしてもらつたのに中平さんにも損害をかけ、又君にも迷惑をかけて実にすまないと思ふ。中平さんのところへも火災の晩打電して其の事をしらせ、君の処へ来る途中四日市の中平さんの家へも、よつて、よくあやまつて来たが、何づれ何程かの損害の要求もあると思ふから、君からも、安くしてもらふ様よろしく言つて呉れ、自分は之れから、すぐ岸和田の自宅へ帰へるといふ話しでした。年内は見得ませんで翌二十八年一月と二月と東京へ行くとて立寄られたのでした。以上が天瑞さんとの関係でした。

私は天瑞さんを尊敬して居りましたので（この事は戦時中会社の事務としての行動）放火を似頼するなどという事はありません。今日でも同人が放火したとは信じられないのです。放火という様な事をそんな簡単に頼まれるものとも思われません。又私が天瑞さんに三拾万円を渡すといつたしたら、中平さんが火災の後ち保険証券を取るに来られた時きに渡してやる筈もなく、大体中平さんが、どれだけ火保を付けていたのか、五拾万円だけ付けていたのか、ちつとも知らないのでした。

これまでの天瑞さんと私との関係を御読み下さいますれば、私が天瑞さんに放火などの事を頼む様なことが無いと御わかりになると存じます。

次ぎに私と加藤一省さんとの関係を申し上げます。

一省さんと親しく交際をする様になつたのは、昭和二十七年の一月中頃からです。それは化学製品の繊維品を六万円私の知らない人と二人で持つて来て旧正月の女工の給料の支払に必要だから、金を貸してもらべたいとの話しでした。加東さんは私には金の援助をする人が有る事を知つているのでした。しかし私は金貸しでもなく、服着地の商売でもないからと、ことわりましたが、是非たのむといつて動きませんので妻と相談を致しましたら、加工して売るから、買つたらよいとの事でしたので六万円で買へ取りました。これが親しくなる始めでした。一省さんは土木建築の興信所の様な事や貸金の取り立て、

整理など外に新聞社（地方新聞）の事など関係しているといふ話しでした。

終戦後市議の候補に立つて落ちたり余り評判はよくありませんでした。

五月頃青森県の或る農協より林檎箱を十万個の納入の契約をして契約金として手形も取つた。自分の手許で五万箱は出来る予定だが残りの五万箱は出来ないから、どこか引受けて呉れる製函所を知らないかといふて来ましたが私は其の時き四日市に居る中平のことを思い出しましたので、四日市に私の友人が居るがそれに相談したら製函所に紹介してもらへると思ふから、と話しをしましたら、すぐ連れて、いつてくれといひますので同人と四日市の中平さんの宅を訪問したのでした。私の中平さんの家を尋ねた始めであり一省さんも始めての会見でした。私は一省さんの話しをして中平さんに心当りないか尋ねましたら、すぐ電話をして西脇といふ製函所の主人に来てもらい加東さんを紹介して話しを進めました。私と中平さんとは戦后の話しや又中平さんの最近までの事業の話し、加太の工場の話しなど、いろいろして居つたのでした。このことは中平と私の関係のところにも書きましたから簡単に申します。

四、五日后に契約が締結されて皆んな喜んだのでした。

西脇製函所でも余程製品が出来てから、一省さんとの仲にゴタ〳〵が出来て中止となつたのを后ちに聞いたのですが、この事で私も中平も一省さんに費用の立替などで損害を蒙りました。其の後ち一省さんよりの似頼で岸和田市へ連れて行く事になりました。これも先きの天瑞さんや中平さんの関係のところに書きましたから簡単に致します。土建興信録とかを発行したい、といふので天瑞さんに紹介する為めの岸和田行きでした。一省さんと荒深さんといふこの人も一省さんと同じに仕事をする人でした。其の後ち岸和田に居つた筈ずの一省さんが、突然私の家へ来られて、色々と天瑞さんにも紹介などもしてもらつて活躍をしていたが、議会の解散のため仕事がやりにくくなつて来たから、一まず中止をする事にした。その事を天瑞さんにも知らせて来たかと聞いたら、荒深にも天瑞さんにも誰れにも知らせずに帰つて来た、途中汽車賃が不足で

荒深のカバンを京都の駅前で質に入れて漸やく帰つた。勿論宿やもそのまゝであるとの事ですから、私は天瑞さんが定めし迷惑な事で有らふし、又荒深さんも困つているに違ねがないので、出来る丈け早く後始末を付ける様に頼んで置いたのでした。

このことで天瑞さんに迷惑がかかることを考へて、つまらない事を紹介したと思つていました。

其の当時私は石炭関係で多忙でした。九州の西橋鉱業所の用件で尼ヶ崎へ行く事になりましたので一省さんに逢つて岸和田市の後始末をしたかと尋ねましたら、金の都合が悪しくて未だ其のまゝであると聞きましたので、私は明朝尼ヶ崎へ行くが、金は三千円位いなら貸してもよいから、荒深さんも連れて帰へる様にしたらどうだ、一度に払わなく共解決だけでもして来たらと申しましたら、一諸に出発するから金を貸してくれと申されるので三千円を渡しておきました。この三千円は切符代共にでした。朝駅で一省さんと逢ひました。一省さんは京都駅へ下車をするから私にも一度下車して大阪まで一諸に行かうとの事を申されるので私も下車をして英幸会社に中平さんの加太の書類の件が進行したかを問合せておりました。一省さんは先きに入質した荒深さんのカバンを取つて行くから一諸に付いて来てくれとの事でしたから同伴して其の帰途二人で昼食をして大阪へ行つたのでした。

一省さんは津の検察庁で、この時き郵便局（駅前）へ行つた其の途中で井上嘉朗より加太の中平所有の工場へ放火をする人物が居ないか、火災保険が五拾万円附して有るから三拾万円とか二拾万円とかやると云つたと申して居るのです。

先きに書きました通り一省と京都駅に下車をしたのは一省のカバンの受質の事で、私は其の当時一省が岸和田へ行くので荒深のカバンを持つて行かなければ困るための下車と思つて、私も下車をしたのです。郵便局へ行く用件がなく、郵便局へは行かなかつたのです。

加東一省は津地方裁判所に証人として出た時きは、窪田弁護人の質問には大変困つた様で、一省さん自分が想像をして、

この話しを申立てたのだ、井上嘉朗より聞いたのでわない、と相当時間の間いろ〳〵に言葉を替へて申していたのです。其の時き子原検事さんが一省さんに信憑性を問ふといつてあなたは現在岐阜にて起訴されて居るね、といつてから、自分の取調べた調書の通りだろうといわれたら、其の通りですといふて約三十分位いの弁護人や私の聞いた事は、無駄になりました。ここに私は一省さんの其の日の心状を疑ふのでした。

この事件の始まりは、今になつてハッキリとわかつたのですが、一省の言葉から取調べが開始されたので、保険金を報酬として三拾万円とか二拾万円とか渡すといふ事も一省の言葉から出た事なのでした。

京都駅でわ一省と私は駅前の郵便局へは絶体に行きませんでしたが、其の日大阪駅で私は尼ヶ崎へ、一省は岸和田へ行くといつて別かれたのでしたが、一省は岸和田へは行かず私と別かれて京都へ行き其の時きに一省が独りで郵便局より岸和田に居る荒深へ五百円を送つたと岐阜へ私が帰つてから聞いたのでした。

一省がこの事件というものを想像の上でデッチあげた様なものです。

それは昭和二十七年の暮も近くなつた時き、私の木材関係の友人から同人の友人で学童服などの製造するメーカーが有つて、其の会社より繊維類の取引を岐阜方面でやりたいが、同方面に知つている人がないかと聞かれて私の事を話したといふのです。

其の人より学童服の製造会社は大宝商事株式会社と申しますが、その会社振り出しの額面三拾万円の約束手形壱通と銀行の印鑑証明等を付けて桑原氏より似頼が有つたのです。勿論私は素人でもあるが岐阜市に十八年以来居住して居るから、誰れか其の方の人でも知つていると思つてよこしたのでした。

勿論買付けの品名も通知して来てあり、該手形を取引希望者に見せて、よく調べてもらへ、よろしいとなつたら、すぐ通知してもらへば、会社より社員が伺つて商談をするとの事でした。丁度其の頃一省が何かの用件で家へ来て居りましたから

彼一省は、興信所の様な事もやつているから、よい関係も有る思つて、同人へ此の話しをしたのでした。同人は心当りもあるし、手形も調べさせるからといつて、手形を持つて帰つたのでした。年末の二十五日頃になつて該手形で木材（製材品）を買ふ事にしたが、どうかといふて来ましたから、私は一省さんに渡した時きの通り頼まれた手形で木材などは買ふ事が出来ない。それに私としても自由に使用してよい手形でないからといつて其の話しを打ち切つてもらふ様に申して置きました。

ところが其の時きすでに製材品の一部が買付けられて岐阜市内へ来ていたのでした。翌日其れを知りましたので、一省さんを其の不徳義である事をせめて、即時解約をしてもらへ手形の返へしてもらふ様厳重に交渉をしたのでした。

その結果加東の先きに建築技術者（コノ人が繊維を取引する会社に紹介すると一省にいつたといふて居る）が居る事がわかりました。私は三日間一省さんの後に付いて走るいて、漸やく解約してもらへましたが、手形は二十八年の一月中頃に高山線の白河駅より五里も奥の製材所まで一省さんを連れて取つて帰つて、安心をしたのでした。

この事が二月の末頃かに問題になつて（製材所と技術やと加東と三人の間でした。）岐阜市稲葉地区の国警が調べ始め技術やも加東も同署に留置されたのでした。その時き私が家に居らない時きですが、稲葉地区署から二人来て加東のサギ事件に対して何か書類が無いかといて、私の小さな心覚に控へて置く手帳を二冊持つて行つたのでした。（この手帳が今度の私の証拠品として裁判所に有る品）

其後は警察で私も二時間程手形を加東に渡したイキサツを聞かれましたが、私は詳細申上げてから、先日私の家より持つてこられた手帳は私が毎日使用して居る品で、御用済みと思ふから、返へしてもらへ度いと申しましたら、他の人の少し必要といつているから今少し置いておいてもらへたいといわれたのでした。先きにも申上げて有りますが此の手帳に火災になつた事が書いてあるのです。（十二月二十二日新聞見て驚いた事等）

なぜ放火などといふ私の少しも知らない事件が出来て、私が関係ありとされ、又は加藤一省なる者が、どうして出て来やかを、始めの頃は、わかりませんでした。

加藤は岐阜の国警の取調べに西脇の林檎箱に関しての事も（西脇製函との間のこと）事件となつていた様子で、一省が自分の風当りを弱くするためにか加太の工場は放火らしい、それには嘉朗が京都であんな事も言つたから中平や天瑞、嘉朗と親しいから組んでやつたのだろうと話したと思ふのです。これは確実です。其の訳けは、この話しが基本になつて、天瑞が調べられ中平が調べられ嘉朗が調べられたのですからです。

以上の様な訳けですが、加藤の私や中平、天瑞等に対しての其の頃及び昭和二十八年三月頃まで私にかけた迷惑を書く事に依つて加藤が申した事が真実でないとわかると思ひます。

話しは先きへ戻りますが、加藤が岸和田市へ行かずに大阪で私と別かれて京都市へ立寄り駅前の郵便局より荒深に送金して帰岐をした後ち、荒深も八千円程を家より送金してもらつて帰つたと私の家へ来て加藤の悪口を言つて居りました。

其の後ち一省は中平の製材機械の一部の売却などたのまれてやつていた様でしたが、其の頃同人の子供が盲腸で入院手術をしていて退院の金が不足とて中平より五千円かを借りる様に私が話しをしてやつて借りた筈ですが返へして居りません。

又二十七年暮れに手形の事で歩るかしたので（私は一省さんも其の先きの人に欺されたのと思つて）妻に十二月三十日かに二千円を届けさしたのでした。

昭和二十八年になつてから同人は奈良新聞とかの中部総局とかを引受けたといつて来まして大角力名古屋場所の切符を売る事を頼まれたから買つて呉れとの話しで、私も丁度私に金で援助をして呉れて居る人を招待する考へでしたから、二千円を渡して置いたが、其れも切符を持つて来ないため、私は大変迷惑をしたのでした。金の問題より約束したので私も招待の約束をして準備をして居るのに券を持つて来ないので新らしく名古屋で当日申込む様な有様で招待した人にも、ていさいの

悪るい思いをしたのでした。

二十八年の二月頃か一省さんが自転車を一台持つて来て、同人のだが今一寸金が入用だから二千円貸して呉れ、自転車を金を持つて来るまで置いとくからとて、二千円を持つて行かれたのが、後でわかつたことですが、該自転車は月賦で買つたばかりで、一銭も払つてない品物とわかり、やむを得ず私の方で引受けて買へ取ることにした事や又其の後ちも三千円程二回程融通をしたのでした。妻も家でも今は満足な仕事もして居ないのであるから、加藤さんなどに貸しても払つてもらつた事もないので貸してはいけないと云ふのですが同人は大変小さな子供が沢山いるのと大酒を呑むくせもあつて極端な程困つている事もある様子ですから、其の様な事を話されるとつい貸してやるのでした。

この事実はすべて私の手帳に記載してある実際に有つた事ばかりです。加藤一省といふのは此の様な人物でもあり、私が話しもせぬ事を私より聞いたといふた事などを取り上げて、私の申立てる事は一切聞き入れず加藤一省の京都に於て私よりの聞いたといふ言葉のみを証拠として私が放火に関係ありと認定された事は不服であり又一方的な強制的に承認をさせる様な行動を取つての取調べ、其れに依つての調書、其の様な審理で何等関係ない私は、どうすればよいのですか、判断に苦しむものです。

終りに私に関した其の当時の事を書きます。

私は興亜産業株式会社の仕事もなくなりましたので山林の買付をして伐採事業に着手する予定でしたが、仲々適当な山林も見当りませんので方々へ紹介をして居りましたのでした。昭和二十六年秋頃に岸和田市の天瑞さんが友人と称する現在名古屋市西区名塚町に居住する西村登喜男といふ人を連れて来られて、同人は呉羽紡績の綿布を売つて居る人であるが取引上少し金が入るといふから貸してやつて呉れないかと話しが有り折角天瑞さんの紹介でもあるからと信じて三万円を先付小切手の短期に返へしてもらふ約束でお貸し致しました。

其の後ち種々買つた品物の引取りに金が不足とか、契約金に必要とかで色々と来訪されて話しが有りましたので二十七年一月始め頃までに金四拾万二千円を現金で貸したのでした。同西村氏の息子さんは名古屋枇杷島裁判所の事務官を務めて居らるるのです。

私には現在金は有りませんが、私が始める事業に対しては、全面的に金の援助をして下さる人が岐阜市に居るのです。今迄では同人の迷惑を掛けても悪るいと存じまして、この事を申上げませんでしたが、この人は「トク」農家でもあり、果樹も沢山作つて居られる市橋松雄さんといふ人なのです。この人より私に金の出る事を中平、天瑞、一省の皆さんも知つて居るのです、先きに申し上げてありますが、天瑞さんが工場を借りた時き、其の修理費に二万円貸して呉れと申されたのも、この事を知つているからで、中平さんの石炭の時きも三万円程融通をして現在そのまゝになつて居る状態です。

この事を申上げますのは、私が多少によらず金融が付くのに、何を苦るしんで放火などの恐ろしい相談を聞く事もなく、自分より進める事も無いのであります。保険金の話しなどに関係が無いといふ事を信じて頂くために此の事を書いたのです。

以上で私対の中平さん、天瑞さん、一省さんとの昭和二十七年より二十八年の四月までの関係を詳細申し上げました。

この事実は私の手帳に、すべて要点のみ記載して有ると思ひますから見て頂けばわかります。

私は今回の放火といふ事件には絶体に関係がありませんから、共犯でもありませんのです。検察庁の宿直室での無理な取調べのために心ろにも無い事を認めさせられたのであります。その様な調書に依つての判決でありましたから上告を致しましたのであります。

右上告の理由を提出に及びます。

以上

三一

昭和二九年(あ)第二七九三号

決定

本籍　福島県伊達郡保原町字三丁目五番地
住居　同県大沼郡本名村　株式会社間組富田飯場内（現在宮城刑務所在所）
土工　小林英夫　昭和七年二月一日生

右傷害被告事件について昭和二九年六月三〇日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人本人の上告趣意は量刑不当の主張に外ならないし弁護人松尾菊太郎の上告趣意は違憲をいうがその実質は結局量刑の非難に帰し（憲法三七条一項にいわゆる公平な裁判所の裁判の意義に関する当裁判所従来の判例を所論のような趣旨に変更するの要を認めない）いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月七日

昭和二九年一二月七日決定　昭和二九年(あ)第二七九三号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

被告人　小林英夫

被告人の上告趣意

私儀今般傷害被告事件につき昭和二十九年六月三十日仙台高等裁判所に於て控訴棄却（通算）五〇日の判決を言渡されましたが此の刑に対し全面的不服なるが故に上告致します。

昭和七年二月一日本籍地である、福島県伊達郡保原町字三丁目五番地小林英一の三男として生れました、当時私の家では農業兼家蓄業等を営んで居りました、昭和十三年四月本籍地の保原町尋常高等小学校尋常科第一学年に入学し昭和十九年三月同校尋常六学年卒業致しました。

昭和十九年四月福島県立福島商業学校に入学し、昭和二十一年三月家事都合により同校を退学致しました。

昭和二十二年九月岩手県宮古市鍬ヶ崎国立海員養生所特科生として入学致し同年十一月二十九日同校を卒業、卒業後運輸省船舶運営会引揚援後局所属船（間宮丸）甲板見習員として乗船致し昭和二十三年四月中旬頃運営会命令により（間宮丸）より同会所属引揚船（北鮮丸）に転船致し同年十月休暇のため同船より下船、同年十一月同会所属油槽船（タンカー船）第二東油丸に乗船致し昭和二十四年四月十五日運輸省船舶運営会解散となり解散と同時に東油丸に乗船の儘、船主会社である東京都太田区入新井町東海ビル四階平和汽船株式会社に入社致し昭和二十五年四月休暇のため同船より下船致し同年五月同会社所属油槽船第十地油丸転船致しました、昭和二十六年八月第十地油丸が東京都千代田区東神田十四番地に創立した富士汽船株式会社に地油丸が売船され乗組が乗船致した儘、平和汽船株式会社を退社し同時に富士汽船株式会社に入社致しました。

昭和二十七年二月十九日北海道留萌沖にて遭難し同年三月三日、富士汽船株式会社解散致しましたので本籍地に帰郷致し

ました、同年五月横須賀市田浦二九番地にある相模運輸株式会社海上作業部米国海軍所属爆発物海上作業班起重機番兼倉長代理として勤務してゐました。

同年八月一身上の都合により同会社を退社致し同年同月横須賀市追浜天神町無番地に米国海軍専属（キャバレー）シャングリルにコックとして働えて居りました、同年十一月家事都合により同所を止め本籍地に帰りました。

昭和二十八年三月北海道小樽市手宮錦町二十五番地山家カメ屋に和食料理店見習員として入店しました昭和二十八年十二月七日に同店を一身上の都合により退店し同年同月十日迄に仙台市本櫓町三七番地（カッポウ店）河龍（吾妻齊子）方に臨時料理板前人として働いてゐました更に昭和二十九年一月三日に同店を止め本籍地に帰りました。

私が昭和二十七年十一月末頃銃砲等所持禁止令法違犯で福島簡易裁判所に於て罪金壱万円也更に傷害事件で五千円也の罪金を言渡を受けました。

申しおくれましたが賞として小樽水上警察署より昭和二十六年十月頃小樽港第二岸ペキより投身せる女子を人命救助して署長より賞状及び金一封を下賜さました。

なお、同年十二月末頃北海道古平沖にて遭難せる漁船を救助し小樽高島漁業協同組合より乗組員全部に感謝状と賞品が授与されました。それで小樽水上警察署長より下賜されました賞状は本籍地に置いてあります。

先程のべました罪金が壱千五百円のみ先払してあります、残金は今だに未納になつてゐます、ので家で支払と申してゐましたが自分て犯した罪であるから、肉親に済ない故自分で払うと云つて福島県大沼郡本名村只見川電源開発（間組）作業上富田班にて働き残金を支払べく努力してゐました。

一、事件事実

昭和二十九年一月二十二日午后六時頃より私は夜勤班として工事現場に行きました、ところがその日の仕事（コマワリ）割当仕事で予定より早く終るとの話なのでそれに、外は吹雪でありますので少々の間吹雪が止む迄休んで吹雪が静かになつたら仕事にかかる予定でした、其の時に、私が世話役本間さんに向つて申しました。

今日はあんまり寒いから少し元気をつけるため焼酎でも飲んで働かふじやないかと申しましたら、尚世話役外数名の者が皆な賛成致しましたので私が持つてゐた、金を弐百円を本間さんに手渡し、此れで焼酎を買つて来て下さいと頼みました。本間さんは私の頼んだ金に更に自分の金を、加へて焼酎四合瓶二本とヌルメ三枚程買つて来て呉れました。其の時には皆んなが既に働き初めてゐましたが本間さんが帰つて来たので皆んなで一服しようと云のに意見が一致して焼酎二本の中一本は同僚にやり外の一本は私と本間さんと砂明利道雄と外二名の者と一諸に呑みました、其の時休憩時間は約十分程でありました、働く人々は申し遅れましたが全部二十四名程度でありました、其の人達が二組に別れて仕事をしてゐました。

其の時に私の方の人数は私を入れて六名程がトラックの上乗作業班として川原より土俵を運んでゐました、が、其の時に迄だ吹雪が止みませんので亦少しばかりの焼酎では身体が温まりませんのであまりの寒さに、あと少し飲むかと思ひ私のポケットに残つて居りました、金参百円で一升（焼酎二十度）とヌルメ三枚程私が買て来ました、其の時は私の仕事は前に申上げ通りトラックの上乗りでありますので、トラックを待して居いて焼酎を買つてトラックに乗り俵つめ現場に行きました。

それから私は一同に向つて云ひました、あまり寒いから、まう少し景気をつけて元気を出して働きませうと云つて、一升の中四合程を一同にやり残つた六合を、私と本間さん、砂明利君と外二、三名で飲みました、私はこの時三合位飲みました、仕事は勿論夜の事であり然も（コマワリ）割当の仕事で皆んなが一生懸命に頑張つて働えたので仕事は思ひの外早く終る様でありました。

又あんまり早く終るのでは組の事ム所の方から或るいは変んに誤解されると思ひ午后十一時頃から翌日午前〇時半頃迄体憩になりました、本間さんが支那そばを、おごるからと言つてニコ〳〵食堂に私と砂明利君を誘つて三人で食堂に参りました、ところが本間さんが支那そばでなく、直ぐ酒を注文致し一合コップで三合程、飲んでゐる中に同じ工事現場で働えてゐる石川島造船所立花組の本名作業班の親方息子と立花組の世話役で佐野条さんと言ふ人を、私の方本間さんが紹介してくれました、尚佐野条さんと立花組の息子に酒を一杯づゝ御馳走になりました、其の時は零時三十分でした、私は作業時間になりましたので砂明利君と私と共に立花さんや佐野さん方に御馳走様の御礼をのべて作業現場に帰るべく同店より出ました、尚本間さんが帰る気がないので私が帰ろうではないかと誘つてゐる中にその時既に砂明利君が一足先に出て行きました、私が其のあとより出たところが、

三、砂明利君と四名程の人達が道路上で何か口論してゐる処に私が行きました、口論の初めは確かに相当酩酊してゐるらしく多分体と体がぶつかつた事より起つたものと思ひますが両方共酩酊してゐるので口論が大きくなる様でありましたから私が仲裁に入つて口論を止め様と思ひましたが、相手方五名で私が一人で致し方がありませんでしたが其の内に本間世話役と鳶職の立花さんと佐野さんの三人がかけて来て止めさせました、其の時に本間さんが申しましたには、何んだ同じ組であり乍らこんな事では駄目ではないかと仲なほりに一杯づつでも飲もうと云う

四、事になり九名で再びニコ〳〵食堂に入りました、先程申上げました様に砂明利君と、彼の組員の二名が又口論を初め二、三回殴合したと記憶してゐます、其の時に私がだまつてゐるわけには行きませんので又この様な処で喧嘩などしては悪いと思ひ砂明利君を外に出しました、尚私の方だけ（砂明利君）だけを止めても先方がきゝ入れてくれないので私は組員の人々に話かけました、「なんとか、そちらの二人をも止めてください。」と大きな騒ぎになつてはと思つたからであります、私は砂明利君を十分程なだめてゐました、処食堂にゐました組員と本間さん達が食堂の裏口の方から出て来ました

本間さんが砂明利君のために詫びて居りました。

又私も組員に対し私等仲間から如様な者を出して誠に済なかつたとお詫びしました、私は再び砂明利君の処に届つて行き現場帰ろうと思つてバチンコ屋附近迄参りますと何時の間に来てゐたのか組員の中の二人が先程の口論の件について砂明利君を待伏してゐるかの様でありましたので勿論組員の人々達の名前知つて居りません私が砂明利君をつれて帰ろうと思つたところに二人の組員が急に砂明利君口論をしかけて参りました、ところが其こに又本間世話役と鳶職立花の二人で

五、砂明利君の口論の仲裁をして居りましたがそれがなんと云う事なく皆んなで又、ニコ〳〵食堂に届つて行きました。尚砂明利君が相当怒つて居る様子でありますので、私達がなんとかして砂明利君をなだめて喧嘩などをさせまいとしました、更に砂明利君と私は食堂前から組員達と別れて帰る事にしましたが私達の帰る途中道路上に於て待つてゐる様に見ゐる様でしたので私達は一向にかまわず通り抜け様としましたが再び組員の方から又、喧嘩口論を持ちかけてくるのでありますが勿論二、三回殴合も致しました、私は一生懸命喧嘩の仲裁につとめましたが、両方共気が立つてゐたので、いつかうに私云う事をきゝ入れてくれません、ところが其の時に組員四名の中の一人が急に私の顔面を二、三回殴ぐつて来たが私が一向に無抵抗でありましたので来てくれと云ひました、亦私も考えました、此の分では砂明利君が可愛想と思ひ外に救を求めるよりなかつたので急いで小谷君を土俵つめ現場迄迎え

六、に行きましたが、ところが、小谷君が隧道入口の処に行つてゐるとの事さいて其の所迄かけて行きました、ところが小谷君が現在にゐませんでした、一方砂明利君が組員達にひどい目に合わされてゐるのではないかと思ひ気がいら〳〵して参りましたので現在に働えてゐた人々に応援を求めるため云ひました「今砂明利君は組の者にやられてゐるから誰れかこの働えてゐる中で喧嘩の仲裁に入る者がないか、又砂明利君を助ける人がないかと。」申しましたが誰れも応ずる者があ

りませんでした、それで私は土屋君と安達君、菊田君の三名の名前を呼び直ぐ砂明利君を助けに行く事を、すゝめて釣橋を渡り更に間組の事務所前を通ると自分達の方の自動車（トラック）が来ましたのでこれ幸いとトラックに乗車し途中迄馳けつけましたが其の時既に先程の口論が終つたのか又、否かその現場には誰も居りませんでしたのでトラックから降りて私達四名がニコ〳〵食堂の方に行きました、私達の行く前方に多勢の人々が集つて騒いでゐる様子でした、其の時に砂明利君がニコ〳〵食堂の前に居り

七、ましたが私達の姿を見るなり食堂の方に向つて出て「来こい。」と気勢を張上げてゐました処が砂明利君の声をきゝ食堂の仲より最初大男一人が出て参りました、其の大男の名前はあとで解りましたが石田と云う人であります、其の石田と云人が表に出てくるなり、私の方に向つて大声を張り上げ掛つてくるのでありました、其の時私は手に持つてゐた鉈（ナタ）を持つた儘其の男に向えました。勿論私は切るとか殴るとかの意志は全然ありませんでした、其の時に誰か解りませんが後から持つてゐた「ナタ。」を取り返されましたが、其の途たんに相手の石田が私の顔面を三、四回殴りました、勿論私は後からつかんでゐる者がゐたので一向に抵抗が出来ませんでした、尚私と行つた菊田君外の二名の者に呼びかけました、「おういやつてしまいと救いを求めたのであります。」

八、石田は菊田君達に向つて掛つて行きましたが又私は相当酩酊してゐたのではつきりと申されませんが確かに菊田君達と石田と殴り合をしたと記憶して居ります其の時に私は夢中でありましたので相手方を殴つたか或るいはどうしたのか一向に記憶がありません其の時に鳶職の人で名前は解りませんが二名程の者が喧嘩の仲裁に入り尚其の二名の者と石田と一諸に本名村消防番屋から本名村学校の方向に行つたと記憶してゐます。

尚消防の方にも仲裁に入つて戴たと思つて居ります、消防番屋はニコ〳〵食堂の直ぐ向ひであります、私は消防番屋の人々に向つて誠に「お騒せして何んとも申訳御座ゐませんとお詫びしました。」更に「菊田君土屋君や安達君等作業現場

に帰つて呉れ私は砂明利君を連れて帰るからと。」申し一足先に菊田君達を帰しました。私達の喧嘩を見て居た人々にも詫びの言葉を申上げ砂明利君を作業現場へ連れて帰る途中旭理髪店の前辺り迄で参りますと私達の行手を、ふさぎ待ちかねた様に先程申上げた、石田外一名の男とが私達の方に向つて参りました。

九、其の時に私と一諸に来た砂明利君は相手方（石田）達に向つて

「おウー、君達の名前をもう一度聞きたい。」と言ひました。処が待ちかねて居た様に相手方はいきなり砂明利君を殴り更に砂明利君を道端の堀に倒し足で蹴るやら殴るやらでありました。

其の時（私は何んだ話合はお互に綺麗についてゐるのではないかと。」云ひましたら其の時石田「私に向つて手前も手前だと言つて。」私を殴つて来ました。私も夢中で二、三回抵抗したと記憶して居ります、然し相手は大男でもあり体力が私より勝れてゐるしとてもかなうはずありませんでしたので私は石田の髪を摑かゝりました、其の時何んだか石田の頭からネットリとしたものが私の手につきました、私はびつくりして手を離すと同時に大男は私を更に殴つて来ました、私はよろめき倒れてしまいました、処ろが倒れた場所に丁度棒がありました、私は無意識の中に其の棒を手にし乍ら立上りました、すると砂明利君は相手方（佐藤則道）其の時名前は知りませんでしたが、あとで解りましたこの佐藤に大変ひどい目にあい、道路と家の間の堀の様な処に落され、蹴れるやら、殴ぐられるやら全く気毒な状態でありました、そして砂明利君が「ウメキ声。」か苦痛に堪えなかつたのかとにかく、救の様な叫び声を上げたので、私は石田の処より離れて砂明利君の処に行き、佐藤則道と無意識の中に手にしてゐた棒で殴つて行つたのであります。

私は第一審の裁判に於て相手を（佐藤則道）をめつたうちにしたと申上げましたが、実はめつたうちと云う言葉は其の時の状態からして、精神的にも昂奮してゐた、ため又、砂明利君の苦痛の「ウメキ声。」をきゝ只夢中であつた故どこを殴つたか解らなかつたので、裁判の際、軽はづみに「めつた打。」に殴つたと申立てたのです、現在冷静考えて見る時、

いかに昂奮して夢中でやつたにせよ、其んなに傷がつく様な殴り方はしてゐないつもりです。

十、確かに佐藤を後から三、四回、殴つた事は事実ですが然し其の際、佐藤が私が向つて行つた故、身をかわして道路上より小路に四、五歩行きひつくり返りました、其の時私は道路上にゐました、すると砂明利吾が直ぐ起きて、倒れた佐藤の処に行き、かたわらにあつた一尺位の棒で佐藤を「畜生目。」等と云つて佐藤を蹴るやら殴るやら致してゐましたが其の時佐藤の顔面より血が出て来たので私はびつくりして「砂明利君。」血が出てゐるんではないかと云つて砂明利君をとめました、其の時には佐藤と砂明利君と私だけより其の場所に居りませんでした、佐藤が顔面血だらけになり又倒れたので、飲んでゐた酒も完全に醒め、これではいけないと思ひ医者に連れて行かなければと思ひ附近の家に、何かしら乗せる物がないかと捜しましたが全然なかつたのです。

又、別の農家に行き伺ひましたがありませんでした、其の中に人の話声がきこえて来ました、其の人達は私と一諸の現場（組は同じであるが、飯場はどこのか知りません）の人達でした其の人達に今怪我人がゐるから病院迄連れて行くから手伝つて下さいとお願したところ、すなをに承諾してくれて本名診療所迄連れて行きました。

其の際実は診療所にはこぶ前に其の人達に頼む際か、とにかく私の顔面より流血してゐるのに気付きました。

十一、話は前にもどりますが、病院に連れて行つて色々と先生に御願ひして砂明利君と二人で一応は私共の現場行き今日は色々と酒の上とは云ひ間違が起きたし、又精神的にもつかれた、故仕事を休ませて下さいとお願して飯場に帰り休みました、其の時小谷世話役が菊田君三人で飯場に来て今の喧嘩で大騒ぎしてゐるらしいから、此の喧嘩した砂明利君や菊田君達又私に逃げろと申ましたが砂明利君は其の時は床についていました、その時砂明利君は妻や子供もゐる事でもあるし又、菊田君も私が呼ぶに行つたために一諸になつたのであるから当然自分がこの責任を取らなければいけないと思ひ、これは実際私が知らない点もあるが其の時は全部責任をもつと皆んなに伝ひました其れで君達も何をきかれても全

然知りませんと答ひてくれと云ひました。

其の時は私の話声で目を醒した石川世話役が起きて今時分どうしたのだときゝました。

其れにつき私は一切の事を正直に述べ皆んなの責任をとるといつて逃ると云ひました、石川世話役がうなずいてゐたが更に私は小谷君達逃ろと云われたが金が一銭ないと云つたら石川世話役が弐千円也の金を都合してくれました。

十二、私が逃ると云つて外に出たが、吹雪であり、又良心的に苦しく堪える事が出来なかつた故朝鮮人の家に行き「ドブロク。」を飲み不安な気持、忘れるため夜あけ迄居りました。

そのまゝ逃げ様と思つたが、事件も何も私自身に責任もそんなにあるわけではなし又、この儘逃げては佐藤君や私自身の良心にも愧る点があるので一応再び飯場へ帰つたわけです、その際大世話役が（藤沢）が親方が警察に行き事件の事で行つてゐるから君も行き良く悪い点はあやまり許して貰ひる様に行つて来なさいと云われましたから、私も早速警察に行こうと思つてゐる処を世話役と共に外に出たところを逮捕された次第です。

十三、(イ) 私は佐藤則道を四、五回程後から殴りましたが傷のつく様な殴り方は致しません。

(ロ) 砂明利君が私に向つて小谷君（世話役）を呼んで来て呉れと言つた時に私は小谷君が来て呉れゝば喧嘩も口論もなくお互に間違のない様な解決方法が講ぜられると思ひ行つたのです。

(ハ) 申遅れましたが私はナタを以つて居りましたが別にそれで切るとか殴るとか其の様な意志はありませんでした。

(ニ) 勿論喧嘩仲裁に入つたのでありますがお互が相当酩酊して居ります故相手方が大勢でありなか〳〵仲裁の言う事を聞入れてくれませんでした、却つて仲裁人の私にさいも相手方は殴つてくるのであります然し私は前回も再三申上げましたが、最初から全く無抵抗でありました。

(ヘ) 何回も〳〵も私に殴つて参りますので私は或わ私の方から一度強く出たらお互が喧嘩をやめるのではないかと思

ひ実は相手方が殴つて来るやつを私が殴り返したのが初まりで私は何やら解らなくなつてしまいました。

(ト) 被害者を医者にかつぎ込み、もし血液が必要である時は私し自分の血を輸血仕様と思ひ医者は何をきいたか、ちぐはぐの返事でした。

(チ) 被害者が入院当時私は医者料を被害者に上げ様と思ひ実姉を頼み病院に行つて戴きましたが（面会に来た時）処が姉が申しますのには病院の受付けに行き佐藤被害者の名前を申した処其の様な人は入院してゐませんと申したので其の儘帰つて参りました。

(リ) 仙台高等裁判所に於て控訴趣意書を提出しなかつた理由は控訴趣意書を書く方法とを良く知らかなつた故、提出せず審理の時も私の思う事の十分の一も申上げる事が出来なかつたのです。

十四、何れにしろ、この様な騒ぎを起し、組及び社会を騒せた事態には全く慚愧の外ありません。

いかなる理由にせよ、酒を飲むんで喧嘩口論するとは実に残涯な無智なる行為でした、過去に於ても、二回に渡り罪金に処せられながら、又再びこの様な事態を起した事は私の意志薄弱と社会を楽観的に甘くみてゐたからです、これを機会に過去の行程を反省すると共に強き信念と意志をもつて人生の開拓に邁進しますから何卒御寛大なる処置をお願ひ致します。

不幸にしてこの儘体刑になつたら、私の苦しみは肉親の苦しみであり、私が獄にある時は私、以上に肩身の狭い思ひして暮しをさせなければいけないと思うと全く済なく只々罪の深さに驚嘆の外なく過去の行程を呪うのみです、又自己の将来を考える時、体刑に処せられたなら乗船する事も出来ず外国渡航証明書等も出来なくなり結局更生する上にも不安なそして社会事態に恐怖を覚えるのみです。

何卒私の将来更生のためにも今一度寛大なる処置をお願ひ致します。

以　上

昭和二九年(あ)第二七九三号

弁護人松尾菊太郎の上告趣意

右傷害被告事件について、左の通り上告趣意を陳述いたします。

第壱点　原判決は憲法第三七条に違反して、「公平な裁判所の裁判を受くるの権利」を奪つた違法があります。

けだし、本件について原判決が認容した第一審判決によれば、

被告人等は昭和二十九年一月二十三日午前一時頃、福島県大沼郡本名村字沖の原千百二十九番地飲食店ニコニコ食堂附近に於て、佐藤範光外三名と些細なことから口論となり、憤激の余茲に被告人両名は共謀の上同二時頃同村三十八番地アサヒ理容院こと渡部美康方附近道路上に於て、前記佐藤範光に対し、被告小林は長さ一米の棍棒をもつて、被告人砂明利は手拳等をもつて、夫々同人の顔面部等を多数回殴打し、因つて同人に対し、全治約三月の加痛を要する上顎開放性骨折、口唇裂創、鼻骨完全骨折、左眼部打撲内出血症等の傷害を負はせたものである。

との事実を認定し、次で

被告人砂明利道雄は、昭和二十四年五月二十七日東京地方裁判所に於て、詐欺罪により懲役一年に、昭和二十七年五月二十九日太田原簡易裁判所に於て、窃盗罪により懲役一年六月に処せられ、当時その刑の執行を終つた。

旨の事実を認定した上、

被告人両名に対し、刑法第二百四条、第六十条（被告人砂明利道雄に対しては尚同法第五十六条、第五十七条、第五十九条）、第十九条を

適用し、

被　告　人　小　林　英　夫

被告人小林英夫を懲役弐年に、被告人砂明利道雄を懲役壱年六月に処する。

旨判示したのであつた。

ところで右判示によれば、本件被告人と相被告人とは共謀の上、被害者佐藤範光に対し、それぞれ暴行を加え。判示のような傷害を負せたというのであるから、特別の事情のない限り、被告人等の罪責は同様であるべき筈なのに、第一審判決は相被告人砂明利には前科二犯あるので、刑法第五六条、第五七条、第五九条の再犯加重の規定を適用し、本件被告人には懲役弐年に、相被告人砂明利には同壱年六月の刑を言渡し、再犯加重の規定を適用されなかつた本件被告人が却て其その規定の適用された相被告人より、重く罰せられたのは何故であるか、全く了解に苦しむところでその量刑は著しく、の権衡を失するものといわなければならない。これ本件被告人が第一審判決乃至原判決に到底承服することが出来ないで上告申立をした所以であろう。

ところで、憲法第三七条第一項には「すべて刑事事件において被告人は、公平なる裁判所の迅速な公開裁判を受くる権利を有する」と規定している。この規定はもとより「裁判所の構成その他において、偏頗のなき裁判所の裁判を意味する」のは勿論（最高裁判所昭和二三年(れ)第一七一号事件、同二三年五月五日大法廷判決）なお具体的に裁判そのものが、各被告人相互の関係において、不公平であつてはならない趣旨であると解すべきであり、又かく解してこそ、憲法が国民に基本的人権を保障する目的を貫徹する所以でもある。

さすれば、右第一審判決は、憲法の解釈を誤つたものというべきであり、又右第一審判決を量刑不当の違法があるとして申立てた控訴を無下に排斥して、第一審判決を認容した原判決も亦、第一審判決と同様の過誤を犯したものというべく、この点において、刑訴第四〇五条第一号の上告理由に該当するばかりでなく、また少くとも「刑の量定が甚しく不当」であつて「原判決を破棄しなければ、著しく正義に反する」として刑訴第四一一条を適用すべき場合にも該当するものと考

えるので、原判決は到底破棄を免れないものと思料するのである。

以上

決　定

本　籍　朝鮮慶尚南道昌原郡鎮海邑紅梅町四番地
住　居　蒲郡市三谷町正眠奄五の畔柳一気付　加藤義江方
　　肩　物　買
　　三根聖司こと
　　金　載　華
　　大正一三年一月二三日生

本　籍　朝鮮慶尚南道流栄郡沙等面徳湖里二二一番地
住　居　岐阜県洞島郡竹ノ鼻町上城町　田中文子方
　　既製品加工業
　　野口又は野田重一こと
　　金　在　完
　　大正九年九月一六日生

右各窃盗被告事件について昭和二九年六月一七日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人等から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

昭和二九年一二月七日決定　　昭和二九年(あ)第二八四〇号

昭和二九年一二月七日決定　昭和二九年(あ)第二八四〇号

理　由

被告人両名の弁護人梅山実明の上告趣意は、憲法違反をいうが論旨においても認めているように何人を問わず日本国内において刑法所定の罪を犯した者に対し同法が適用されることは刑法一条が明らかに規定しているところであつて畢竟所論は右刑法の規定に反し朝鮮の国籍を有する被告人等に対する処罰の違法を主張するに帰し論旨は理由がない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人梅山実明の上告趣意

右被告人等に対する窃盗被告事件に付、其の上告趣意を次の通り陳述する。

一、原審判決は日本国憲法に違背するものと信ずる。

日本国憲法は其の第三章として国民の権利及び義務と題し多くの権利義務を規定しているが、該章最初の第十条の規定に於て

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

としている点からしても右第三章に規定する権利義務は日本国民に与え課せられた権利であり義務であると認めるのが当然である。

而して憲法は国民の権利として健康で文化的な最低限度の生活を営む権利とか、勤労の権利等多くの権利を列挙し此等権利を与える反面として、財産権不可侵の義務とか納税の義務等を課しているのであるが、此等の権利を与えられていないが其の義務のみを課せられるということは有り得べからざることである。

翻つて、本件をみるに、判決書により明かである如く被告人等は孰れも朝鮮に本籍を有する者で日本国民ではない。従つて日本国憲法第三章の適用外の者であり、これによつて保障せられていないところの者である。故に該章に規定する義務も亦これを負はないところのものである。

被告人　金載華

同　金在完

三根聖司こと

而して原審は此等被告人の窃盗事件に付第一審が夫々有罪と認定し実刑を科したのを是認せられているのであるが、前述の通り日本国憲法は国民の権利義務として日本国民に対する権利及び義務を規定して居り此の権利を受くる者にして始めて刑罰義務も生じると謂はねばならない。

大要以上の次第にて日本国憲法は本件被告人等には刑罰義務を課していないものと認めることが出来る。

成程我国刑法は第一条に於て、本法は何人を問はず日本国内に於て犯罪を犯したる者に適用すと規定している点からすれば原審何等違法ではないと思料せられるが、叙上の如く、憲法によつて保証されざる者に対し義務のみを課することは憲法の認めざるところであり日本国憲法の保証する国民の権利を有せざる被告人両名に刑罰義務を課することは憲法が義務として認めざるところである。

若し刑罰義務ありとすれば其の上告趣意に於て憲法違背主張せんとするも憲法によつて権利を与えられていない本件被告人等の如き全く救はれ難いと謂はねばならない。

日本国憲法はその前文に於て、われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認すると述べているが、憲法によつて最低限度の生活を営む権利も保証されざる被告人等が刑罰義務のみはこれを負うとすれば右に所謂恐怖と欠乏に陥るものである。

されば、原審が日本国民でない本件被告人等に刑罰を科したのは、前記憲法違反の趣旨に反するのみならず、憲法第三章の規定の趣旨にも背反するものと謂はねばならない。

以上

昭和二九年(あ)第二九一七号

判決

本籍並びに住居　群馬県利根郡薄根村大字恩田九番戸

農

旧名禎次

山口禎三

明治二四年五月一日生

右に対する公職選挙法違反被告事件について、昭和二九年七月三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人大沢愛次郎の上告趣意は憲法違反を主張するけれども、当裁判所大法廷の判例によれば、犯罪の主観的要件に属するものについて（本件では所論知情の点について）の直接の証拠が公判廷外の被告人の自白だけであつてもその客観的構成要件たる事実について他に証拠があり、右被告人の自白の真実性が保証せられると認められる以上、それらの各証拠を綜合して犯罪事実の全体を認定しても憲法三八条三項に違反するものでないと解せられているのである。（昭和二四年(れ)八二九号同二五年一一月二九日大法廷判決、集四巻一一号二四〇二頁以下参照）、それ故右と反対の解釈を前提とする論旨は採用することを得ない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和二九年一二月九日判決　昭和二九年(あ)第二九一七号

昭和二九年一二月九日判決　昭和二九年(あ)第二九一七号

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年一二月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　斎　藤　悠　輔

裁判官　入　江　俊　郎

昭和二九年(あ)第二九一七号

被告人　山口禎三

弁護人大沢愛次郎の上告趣意

右公職挙法違反被告事件につき上告をなしたる趣旨は左の通りである。

第一点　原判決は憲法第三十八条第三項に違反して有罪とした違法の判決であると思料する。

原判決は「被告人は昭和二十七年十月一日施行の衆議院議員選挙に際し選挙人であるが同選挙に群馬県第一区より立候補した藤枝泉介の当選を得しむる目的を以て第一同年九月二十七日頃利根郡沼田町大字沼田千百十八番地小野喜与三方二階座敷に於て深代英寿より右藤枝泉介の為投票及投票取纏等の選挙運動を依頼せられその報酬として供与せらるるの情を知りながら現金千二百円の供与を受けたと認定した第一審判決を認容して被告人の控訴を棄却したものである。

而して右犯罪事実の認定の証拠として挙示されたものは被告人の検察官に対する第一、二回供述調書第一審公判廷に於ける証人深代英寿の証言の一部である。

右供述調書及右証人の証言に依れば判示日時場所に於て深代英寿より被告人に金五千円を支払つた事実は認められるが「深代英寿より右藤枝泉介の為投票及び投票取纏等の選挙運動を依頼せられその報酬として供与せらるるの情を知りながら現金千二百円の供与を受けた」と認むべき供述証言は存在しない。

唯被告人の検察官に対する第二回供述調書の第六項に「五千円から三千八百円を差引いた壱千二百円は深代さんから薄根支部長としての私の手当ではないかと思つたがそれは十月一日衆議院議員の選挙の運動期間中私か先程申上げた通り藤枝泉介さんの当選を得る目的で薄根支部の幹部や其の他の選挙人に対し藤枝泉介さんに投票する様に選挙運動した報酬の

意味で手当を出してくれたと思つたのであります」とあつて被告人の当時思つたことを述べたものではあるが前記判示事実の認定の証拠としたものと思料される。

而して前記判示事実を認むへき証拠は被告人の右供述のみで他に存在しない即ち前記判示事実についての証拠は被告人か自己に不利益な供述か唯一の証拠である。

憲法第三十八条第三項に依れば被告人に不利益な唯一の証拠が被告人の自白である場合は有罪とされ又は刑罰を科せられないことになつている。

然るに原判決は前述の如く被告人の自白を被告人に不利益な唯一の証拠として罪に処したもので憲法第三十八条第三項に違反し破毀を免れないものと思料する。

以　上

昭和二八年(あ)第四〇〇一号

判　決

本籍並びに住居　埼玉県北足立郡田間宮村大字宮前五五五番地

無　職　山岡こと　成　塚　公　平　大正九年四月一〇日生

右公務執行妨害被告事件について昭和二八年六月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告本人の上告趣意は、刑訴四〇五条の事由により上告の申立をしたといつているが、原判決のいかなる点がいかなる理由により違法であるかを具体的に示していないから不適法である。

弁護人飯山一司の上告趣意は、違憲をいうが、被告人に対する勾留が違法であつたとしても、それに対する不服の申立は、抗告その他の特別な手続によつてなさるべきであり、その違法は原判決に影響を及ぼさないことが明らかであるから、これをもつて上告の理由とすることができないことは、当裁判所の判例とするところであり（昭和二三年(れ)四四七号同年一二月一日大法廷判決、集二巻一三号一六六八頁）本件勾留状記載の罪名（脅迫、記録四一丁）と起訴状記載の罪名（公務執

行妨害、記録三丁）及び原判決の是認した第一審判決が認定した判示第二事実に適用した罰条（刑法九五条一項、二項）と
が異つていても、原判決が説明しているように、両者に記載されている犯罪事実は同一性があると認めることができるか
ら、右勾留状は違法であるということはできないものであり、原判決の判断は相当であつて、違憲の主張は前提を欠く意味
においても理由がない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年一二月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二八年(あ)第四〇〇一号

被告人の上告申立書記載の理由

右之者に対する公務執行妨害被告事件に付昭和二十八年六月二十九日東京高等裁判所第九刑事部において言渡を受けた控訴棄却の判決は全部不服でありますから刑事訴訟法第四〇五条の事由により上告の申立を致します。

以上

被告人　成塚公平

被告人　成塚公平

山岡こと

弁護人飯山一司の上告趣意

一、原審は第一審における勾留の解釈について憲法三三条、同法三四条後段に違反している。

即ち第一審勾留状記載の被疑事実の要旨は「脅迫」である。然るに起訴状記載の訴因第二、第一審判決の第二事実の記載は刑法九五条二項の事実を摘示し且つ勾留期間更新決定書記載においても同様である。

右の記載事実は逮捕、勾留等の要件として「理由となつている犯罪を明示する令状」（憲法三三条）によらなければならない人権の保障を無視したものでこれに反する原審の見解は違憲である。

また右記載事実に対する原審の見解は「何人も、正当な理由がなければ拘禁されず」とする憲法三四条の解釈を誤つたものである。

以上

一

昭和二九年(あ)第二一七三号

決定

本籍並びに住居　山形県南村山郡上山町十日町八九九番地
会社重役
原田満次郎
明治二一年四月二三日生

右公職選挙法違反被告事件について昭和二九年四月一四日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人古沢久次郎の上告趣意第一点は単なる訴訟法違反（所論の被告人の検察官に対する供述調書の証拠能力に関する原審の判断は相当と認める）同第二点は量刑不当の主張であつていずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同第四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

昭和二九年一二月一四日決定　昭和二九年(あ)第二一七三号

裁判官　島　保
裁判官　河　村　又　介
裁判官　小　林　俊　三
裁判官　本　村　善太郎

被告人　原　田　満　次　郎

弁護人古沢久次郎の上告趣意

右被告人に係る御庁昭和二九年(あ)第二一七三号公職選挙法違反上告事件につき弁護人の上告の趣意を左の通り陳述する。

第一点　原判決は採証の法則に違背する違法あるものと思料する。即ち証拠能力なき証拠を証拠として採用して事実認定の資料としている。

原判決はその理由中引用した証拠として、被告人原田の検察官に対する第一、二回供述調書を掲記しているが、右は以下陳ぶる処により法律上証拠として援用し得ざるものを敢て援用した違法あるものである。

被告人が検察官の取調を受けた当時の被告人の病状について案ずるに

(一)　医師木村春達（刑務技官）の第一審公判に於ける証言によれば

一、原田は勾留された時すぐ診察したが其前に脳溢血にかゝつているので一目見た丈けでも体に異状があると判りました。診察の結果血圧が二百二十以上あり中気脳軟化症の初期ではないかと思いましたが、記憶力、指南力等極めて薄弱だつたし、言ふ事も果して本当か否か疑はしい状態でした。

一、未決監に収容後直ぐ病室に入れましたが原田の方は或はこの中でも再発が来るのではないかと心配されたので厳重な監視を付けていた状態でした。

問、（検事の）証人の診た処では両名（白田定治と）とも拘禁に堪えない状態と認められたか。

答、原田は老人である上、脳溢血をやつていたので安静にしていても何時再発するか判らない病気なので拘禁にはこれ以上耐え得ない状態であつたと認められました。

問、頭がもや〳〵して変な事を言つた事があるか。
答、そんな事がありました。
問、どんな事を言つたか。
答、お前がこんな事を言つた相だと言ふと、自分では全然記憶がない様子でした。所謂気狂ひの様な状態ではありませんでしたが、両名共記憶力は薄らいでいたが特に原田の方は指南力、記銘力が極めて薄かつたのです。

(二) 原田被告人の主治医長岡武雄作成の「病状経過証明書」(第二審に於て弁護人より証拠として提出)によれば、

被告人は昭和二十六年二月二十七日早朝言語障碍を以て発病し(中略)顔面紅潮、左側顔面筋不全痲痺、舌左側痲痺あり、脈緩除にして硬化甚し、(中略)左側下肢の運動不確実にして歩行せしむれば跛行し、且軽度の眩暈を訴ふ。血圧一九〇ミリなり、(中略)感情の激変ある時は血圧動揺も強く、二一〇―一六〇ミリを上下す。脈管の硬化高度なる為、記憶力、思考力、意力の減退を来せるを認む。右病状は三年間一進一退しつつ除々に悪化しつゝあり。

備考。昭和二十七年十月二十四日(被告人が上山警察署に逮捕された日)の当時の病状を記するに、頭痛眩暈の主訴を以て上山警察署に於て診察せり。診するに顔面紅潮し動脈怒張し、舌乾燥、指尖振戦あり、脈搏硬く強し、言語緩漫にして、もつれ意あれども表現に苦しむ状あり、腹壁緊張す、膝蓋反射両側共亢進す、血圧二一〇ミリなりき、即ち相当高度の緊張状態にあり、脳溢血を起す危険ありと認められたり。

右は原田被告の発病以来診察した主治医長岡武雄が被告人が逮捕せられた直後上山警察署に赴き特に診察したる結果の病状を証明したものである。

右医師木村春達(山形刑務所技官)及医師長岡武雄の証言及証明書により、被告人が拘禁を受けている当時の病状が極めて明であり、捜査官の取調に対する供述は記憶力、意力等極端に低下し、殆んど朦朧たる精神状態下に於てなされたものであつて、仮りに被告人が検事の設問に対して表面上否認的主張をなさず、スラ〳〵と自供した様な状態であつたとすれば、寧ろ反撥抗弁する意力さえも喪失して居つたものと見るべきであり、かゝる状況下に於て作成せられた供述調書は法律上証拠能力無きものとして絶対に之を証拠に援用すべからざるものである。原判決が敢て之を証拠に援用したのは明に採証の法則に違背するの違法あるものにして破棄を免れないものと思料する。

第二点　原判決は刑の量定が過重である。

弁護人としては被告人が単に小笠原正夫の指示によつて機械的に金の取り次ぎを為したに過ぎないものであつて被告人に刑責なしと主張するものである。(この点は弁護人の第一審公判に於ける弁論要旨及控訴趣意書の各該当部分を援用する。)仮りに百歩を譲り、被告人に刑責ありとして有罪の認定を受けるものとしても之に対して公民権を停止する旨の判決はその刑の量定甚しく重きに失する違法ありと信ずる。右は以下述ぶる処によつて明であると謂はねばならない。

一、被告人の犯罪加工の程度は極めて軽微であること。

右は第一審の証人後藤剛、斎藤吉郎治、横山一郎、小笠原正夫、菅野彦吉、市川金六、中川利助、山口右仲、斎藤源右エ門の各証言によつて明かな様に、被告人は何等主動的立場に立つたものでなく、上山町議会の副議長であるという地位と好人物で他から信望あるという事を利用されて、所謂看板にされたロボット的存在に過ぎなかつた事は一件記録の全体を通じて明かに看取し得る処であり、仮りに刑責の認むべきものありとするも軽度の幇助の立場に過ぎないもので此点は量刑上特段の考慮を払ふべきものと思料する。

二、被告人は何等金員の分配を受けて居らない。

此点は一件記録に徴し何等争のない処であり刑の量定については充分考慮せらるべき処である。

三、被告人の上山町議会内に於ける地位及温泉組合長たる立場より見て公民権停止は直ちに町政の運営にも支障を来し、

又上山温泉の今後の発展に重大なる支障を来すに至ること。

清廉にして潔白、而も町政に対して極めて熱意ある被告人の日頃の人格及手腕力量は全町民の等しく景仰する処であり、殊に近く上山町を中心として数ヶ村を合併して新に上山市の発足を目睫に控えている現在、被告人の如き円満なる人格者を議席より去らしめる事は地方自治の上に於てその損害之に過ぐるものはない。

原判決は此点につき何等考慮する事なく千遍一律的に控訴を棄却して公民権停止の判決を敢てなした事はその刑の量定甚しく重きに失するものと断ぜざるを得ないのである。

以　上

昭和二九年(あ)第二四五〇号

判　決

本　籍　長崎県下県郡厳原町大字天道茂四九五番地

住　居　防府市大字新田古前町一二九六番地

（現在広島拘置所在所）

木材伐採業

政　月　こと

松　本　正　月

明治四五年一月八日生

右窃盗被告事件について昭和二九年六月一二日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人大黒正恭の上告趣意（後記）について。

所論は、憲法三八条二項違反をいうけれども、被告人は第一審公判で公訴事実全部を自白しており、原審公判ではじめて所論摘示のような暴行を加えられて原判示第一ないし第一一の各事実を自白した旨を主張したのである。そして原審は、被

昭和二九年一二月一四日判決　昭和二九年(あ)第二四五〇号

告人を取り調べた警察員を証人として尋問し、所論のような事実がなかつたことを確めているのみならず、原審は、量刑不当の控訴趣意を理由ありとし第一審判決を破棄し、同判決の確定した事実によつて原判決主文の刑を言渡すに当り、被告人の司法警察員に対する各供述調書を証拠に採用しなかつたのであるから、所論違憲の主張は前提を欠くことに帰し採用できない。

その他記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年一二月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人大黒正恭の上告趣意

右者に対する窃盗被告事件について左記の通り上告趣意を陳述します。

一、原判決は公訴事実の全部を認定し証拠として被告人の自白調書の記載を摘示し断罪した。

一、しかし乍ら原判決摘示第一乃至第十一の窃盗事実は被告人が警察官の拷問に依り任意に非ざる自白を為したものであり憲法第三十八条第二項に牴触する手続のもとに為された自白を断罪の資に供した原判決は破毀すべきものである。

一、即ち被告人は昭和二十八年十二月十八日帰宅の途中逮捕の理由を告げられず突然防府市警察署員に逮捕せられ（一七三丁）同警察署員たる田村刑事及桑原刑事の取調べを受くるに至つたが逮捕初日に於ては昼頃から午後五時か六時頃迄道場に於て四つ這に這され警棒又は竹刀で殴られ一旦房に戻され夜十二時頃迄同様の暴行を受けた。殴られた回数は百回に及んだ（一七四丁）。次で翌十九日は道場に於て夜の十二時より一時頃迄五、六十回に亘る同様の暴行を受けた。被告人が原審に於て暴行により尻が真赤にはれたとまで述べてゐる（一七五丁）が右暴行が如何に凄絶無道のものであつたかは明々白々の事実と論断せざるを得ない。

一、被告人は原審に於て右暴行の事実を極めて詳細に陳述し。右暴行に依り被告人が受傷した事実を現認した証人玉田某（被告人同房者）に対する証人喚問を取消し証人田村（防府警察署員）の証言のみを以て被告人の任意供述なりと断した原判決は正しく憲法の法意を曲げ被告人の人権を侵害した判決と謂はねばならない。

一、被告人は勾留の身であり乍ら控訴、上告を断念せず飽くまで暴行の非道なること、自白が任意に非ざることを切々と

被告人　松本正月こと

叫び現在に及んでゐる。事実犯した行為たる原判決摘示第十二乃至第十九の事実は素直に認め乍らも犯さざる事実迄をも拷問に依り自白を強要せられることの不正義に対してはどこまでも容認し得ざる心情に在ることを考察せば憲法の至上命令たる人権擁護の精神は裁判上当然に顕現さるべきものである。

以　上

昭和二九年(さ)第六号

判　決

本　籍　兵庫県三原郡湊町湊組三一三番地の二
住　居　洲本市上物部九九七の二　三木房五郎方
店　員　西田満　昭和八年七月一八日生

右の者に対する賍物寄蔵、横領被告事件について昭和二九年七月二〇日洲本簡易裁判所の言渡した判決に対し検事総長佐藤藤佐から非常上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。
被告人西田満を懲役一年及び罰金千円に処する。
原判決確定の日から三年間右懲役刑の執行を猶予する。
右罰金を完納することができないときは金二百五十円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。
訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

検事総長の非常上告理由について。
原審裁判所である洲本簡易裁判所は、昭和二九年七月二〇日本件被告人が、第一、昭和二九年六月八日頃賍物の寄蔵をな

し、第二、同年同月一一日頃他人所有の自転車一台を保管中ほしいままにこれを入質横領した犯罪事実を認定した上、刑法の相当法条並びに同法二五条、二五条の二を適用して、被告人を懲役一年及び罰金千円に処し、右懲役刑につき三年間その刑の執行を猶予することとなし、右執行猶予期間中被告人を保護観察に付する旨の判決を言渡したこと、並びに右原判決は昭和二九年八月四日確定したものであること、及び被告人が前に禁錮以上の刑に処せられたことのない者であることは、いずれも、所論のごとく一件記録に徴し明らかである。

昭和二九年法律五七号により改正された刑法二五条の二、一項前段によれば、前条一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができるものであるが、同条項前段の規定は、右法律の施行前、すなわち昭和二九年七月一日（昭和二九年政令一六七号）以前に犯された罪については適用されないのである（前記法律附則二項）。しかるに、原判決が前示のように禁錮以上の刑に処せられたことのない被告人のなした昭和二九年七月一日以前の犯罪事実を認定した上、被告人を懲役一年及び罰金千円に処し、右懲役刑につき三年間その刑の執行を猶予することとしながら、刑法二五条の二、一項前段を適用して右執行猶予期間中被告人を保護観察に付する旨の判決を言渡したことは、前記法律附則二項の規定に違反するものであつて、本件非常上告は理由があるものといわなければならない。そして、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかつたときは刑法二六条の二、二号により刑の執行猶予の言渡を取消されうるものであるから、原判決は被告人のために不利益であることが明らかであり、従つて、刑訴四五八条一項但書により原判決を破棄して被告事件について更に判決をするものとする。

よつて、原判決の確定した事実に法令を適用すると、被告人の所為中第一の事実は、刑法二五六条二項に第二の事実は、同法二五二条に各該当するところ、以上は同法四五条前段の併合罪であるから、同法四七条、一〇条により重い第一事実の懲役刑に法定の加重をした刑期及び罰金額の範囲内において被告人を懲役一年及び罰金千円に処し、刑の執行猶予について同法二五条、罰金不完納の場合における労役場留置について同法一八条、訴訟費用の負担について刑訴一八一条をそれぞれ適用して、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　竹原精太郎出席

昭和二九年一二月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二九年(さ)第六号

非常上告申立書

本籍　兵庫県三原郡湊町湊組三一三番地の二

住居　洲本市上物部九九七の二　三木房五郎方

店員　西田満　昭和八年七月一八日生

右者に対する賍物寄蔵並びに横領被告事件につき、昭和二十九年七月二十日洲本簡易裁判所が言渡した有罪判決は、左記の理由によりその審判が法令に違反するものと思料されるので、別冊訴訟記録を添え、刑事訴訟法第四百五十四条によつて非常上告を申立てる。

理由

原審裁判所である洲本簡易裁判所は、昭和二十九年七月二十日本件被告人が

第一、昭和二十九年六月八日頃、男ズボン等十五点の賍物の寄蔵を為した事実

第二、同年同月十一日頃他人より預り保管中の自転車一台を入質横領した事実

を認定した上、刑法第二百五十六条第二項、第二百五十二条第一項、第四十七条、第十条、第十八条、第二十五条、第二十五条の二を適用して、被告人を懲役一年及び罰金千円に処する。右罰金を完納することができないときは、金二百五十円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。但し右懲役刑について、本裁判確定の日より三年間右刑の執行を猶予する。右執行猶予期間中被告人を保護観察に付する。訴訟費用は、被告人の負担とする旨の判決言渡を為し、該判決は同年八

月四日上訴期間の徒過により確定するに至つたこと、並びに被告人は、前に禁錮以上の刑に処せられたることなき者であることは、一件記録に徴し、明白である。

かく原審裁判所は被告人の昭和二十九年六月八日頃以降同月十一日頃までの犯罪事実を認定し、刑法第二十五条の二を適用して被告人を保護観察に付する旨の言渡をなしているのであるが、旧刑法第二十五条の二においては、本件の如く最初の刑の執行猶予者に対し保護観察に付することは認めないところであるから、右は昭和二十九年六月二十六日公布の政令第一六七号「刑法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により昭和二十九年七月一日以降実施されるに至つた刑法一部改正法による刑法第二十五条の二第一項前段の規定を適用した趣旨であること、およそ推認するに難くはない。

しかるに右刑法一部改正法の附則第二項によれば「改正後の刑法第二十五条の二を適用する昭和二十九年七月一日以前に犯された罪については適用しない」とされていること、これまた極めて明白である。

はたして然らば、原判決が前示の如く被告人の昭和二十九年六月中の犯罪事実を認定して、前示の謂における刑法第二十五条の二を適用して保護観察に付する旨の言渡しをなしたことは刑法の条項に違反した措置というべく、結局審判が法令に違反したものと論断せざるを得ない。仍つて原判決中右法令違反部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める為め、ここに本件非常上告を申立てる次第である。

昭和二十九年十月十四日

検事総長　佐藤藤佐

最高裁判所長官　田中耕太郎殿

以上

昭和二八年(あ)第二五三八号

決定

本籍　明石市大久保町松陰一八二番地

住居　同市同町同一二八番地

農業　水田鋭次郎　明治二九年一〇月二九日生

右農業協同組合法違反被告事件について昭和二八年四月二四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人松原正交の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。（被告人及び弁護人が所論供述調書を証拠とすることに同意したことは直接審問権の放棄を意味するものであつて憲法三七条二項違反の問題を生じない。昭和二三、七、二九大法廷判決、集二、九、一〇五二頁参照）

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月一五日

最高裁判所第二小法廷

昭和三九年一二月一五日決定　昭和二八年(あ)第二五三八号

昭和二九年一二月一五日決定　昭和二八年(あ)第二五三八号

裁判長裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎
裁判官　池田克

昭和二八年(あ)第二五三八号

被告人　水田鋭次郎

弁護人松原正交の上告趣意

第一点　原判決は大審院判例に相反して為された違法あり。即ち大審院判例に依れば「横領罪ハ他人ノ物ノ占有者ヵ不正ニ自己ノ物トシテ之ヲ領得スルノ意思ヲ有シ其ノ意思ヲ外形ノ行為ニ表示シテ実行スルニ因リテ成立スル」ものなることを要するのである(大審院大正三年(れ)第一四四六号同年六月二七日第三刑事部判決)。即ち本件第一審判決の罪となるべき事実、第三に於て「被告人は第一審相被告人山口安治と共謀の上(一)乃至(九)の着服横領を為したるものなり」と認定して被告人に対し有罪の判決を為されたるに対し原審弁護人片山元蔵は其の控訴趣意書第二点に於て「原判決は法令の適用に誤りがある」と主張し右第一審判決挙示の事実は之をあらゆる観点からするも総て民法上の立替金債務であること自ら明白であつて何等不正領得の意思を表現し非ざることを力説しているに対し原判決は「原判示第三に掲げられた金員が被告人に対する貸付金として正式の手続をふんで支出せられたものであることを認定できる証拠はない。かえつて右金員は昭和二五年八月二九日から昭和二六年五月十七日まで九回に亘つて支出せられているのであるがその間一回の返済もなく本件犯罪の捜査の開始せられた後である昭和二六年十二月三日に至つて始めて右金員全部を一括して被告人から組合に弁償している事情から考えても正式の貸付金でなかつたことが窺える」と判示して控訴棄却の判決を為したのである。然れ共立替金債権は仮払金の性質を有し組合本来の事業である貸金債権ではないのであるから敢て正式貸金の手続を執るの要なく単に会計係山口安治は該金員が被告人の責任に帰することを明らかにして公然正式の支出伝票を発行して前記支出を為したものであつて此の間何等帳簿又は証拠書類に不正なる変更を加へた事跡なく何処までも被告人の負担に於て被告人が償還すべきものなることを明かにして第一審判決挙示の金員を支出したものであつたから何等被告人に於て之を不正に領得

する意思の存したことなかりしものなること明白である。抑々被告人に不正領得の意思ありや否やを判断するには須らく其の当時の事情を検討して不正領得の有無を判断すべきものであるにも拘らず原判決は事茲に出でずして単に「其の間一回の返済もなく……昭和二六年十二月三日に至つて始めて右金員全部を一括して被告人から組合に弁償している事情」事実を捉へて被告人に不正領得の意思ありたるものと為すは昭和二五年八月二九日から同二六年五月十七日迄に発生した事実に対する判断の資料として其の後たる昭和二六年十二月三日に発生した事実に基いて不正領得の意思有つたと判断するものであつて、即ち後に発生した事実に基いて其の以前の行為の性質を判断するものなることに帰し著しく推理の原則に反するばかりでなく前述のような客観的状況の下に於ては不正領得の意思ないにも拘らず之に対して横領罪を以て問擬するは前記大審院の判例に相反する違法あるから原判決は之を破毀せらるべきものなりと信ず。

第二点　原判決は罪とならない事実に対し有罪の判決を言渡したる第一審判決を維持し本件控訴を棄却したる違法あり。即ち本件第一審判決第二、(一)は被告人に対し「昭和二五年二月十六日右組合員でない神長保男に対し金一万円を貸付け」た事実を認定し被告人に対し有罪の判決を言渡されたのであつて之に対し原審弁護人片山元蔵は其の控訴趣意書第一点に於て此の事実は犯罪を構成しないことを主張したに対して原判決は之を許容せられずして第一審判決を維持して本件控訴を棄却したのである。然れ共第一審判決挙示の証拠に依りても明らかな如く（但し山口安治の供述を除く）右貸付は組合員藤田慎治と神長保男の共同振出に係る約束手形に基き融資したものであつて約束手形債務の性質上単独振出であると共同振出であるとを問はず、苟くも約束手形に振出人として署名したる以上其の各人に於て該手形金の全額を支払はねばならないことは手形法上論を俟たない次第であつて本件第一審判決第二、(一)挙示の貸付は組合員たる藤田慎治の全額負担たる債務に議論の余地なき以上何等協同組合法第十条の規定に違反せざるものなること明らかであるにも拘らず之に対し有罪の判決を言渡したるは畢竟法令の適用を誤り罪なき事実に対して有罪の判決を言渡したるに帰し其の不当なること論を

俟たない次第であるから原判決は破毀を免れないものと信ずる。

第三点　原判決は日本国憲法第三七条第二項に違反して為された違法あり。即ち原審弁護人片山元蔵控訴趣意書第一点に於ては第一審判示の罪となるべき事実第二の(二)(三)に対して第一審判示の証拠を以てしては何等犯罪事実を肯定するに足る証明とはならない、殊に住野ひさゑの検事に対する第一回供述書を援用するが如きは其の内容が他人からの伝聞事実を記録したものであつて明らかに違法である旨を強調しているに対して原判決は「原判決挙示の右証拠を綜合すると山口安治は被告人と相談の上で、即ち被告人の指示を受けて寺島孝男に対する貸付をした事実が認められ」「たとゑ相被告人山口安治の原審公判の供述が半証拠能力しかなく、住野ひさゑ提出の始末書に所論の記載がなくとも差支えはない。しかも山口安治が住野平助にした貸付は被告人の指示によるものであることは原判決挙示の証拠を綜合すれば充分に認められるのであるから被告人に責任がないことはいえない。なお住野ひさゑの検事に対する第一回供述調書については原審公判で被告人もこれを証拠とすることに同意しているのであるからたとゑ所論のような伝聞の供述が記載されていても証拠能力を失うことはない」として本件控訴を棄却したのである。

仍て今之等第一審挙示の証拠を仔細に検討するに第一審公廷に於て相被告人山口安治が第一審判示に照応するが如き供述あるの外爾余の証拠に依つては右二件の貸付に被告人が関与していた事実の片鱗だに窺うことが出来ないのであるから之に対して有罪の判決を言渡すが如きは明らかに違法であつて原審に於ては須らく控訴棄却せらるべきであつた。殊に日本国憲法第三七条第二項によれば総ての刑事被告人は証人に対して反対訊問の機会を与えられ仍て国民の基本的の人権を保障せられているのであるから若しも本件第一審裁判所に於て真実発見の為めに必要とするに於ては住野ひさゑを直接審問するを相当とし直接審問に代えて公判外の検事に対する同人の供述調書を援用して被告人に対する有罪の証拠とするが如きは明らかに憲法の右条項に違反し此の違反を看過して本件控訴を棄却した原判決も亦憲法違反の判決と謂わねばなら

ぬ。

然るに原判決は此の点について「原審公判にて被告人も弁護人もこれを証拠とすることに同意しているのであるから、たとえ所論のような伝聞の供述が記載されていても証拠能力を失うことはない。」と説明せられているが憲法に於て保障せらるゝ基本的人権は総ての刑事訴訟手続に於て至高至重の位置に在つて之を尊重すべきものであることは論を俟たない次第であるから仮令被告人も弁護人もこれを証拠とすることに同意したとしても住野ひさゑを直接審問しないで被告人に反対訊問の機会を与へることなくして為された公判外の記述を採つて証拠として本件被告人に対して有罪の判決を言渡した第一審判決は明らかに憲法に違反し之を維持した原判決も亦憲法違反の譏を免れないと信ずる。仍て原判決は此の点からするも破毀せらるべきである。

以　上

昭和二九年(し)第六六号

決　定

名古屋市千種区千種町馬走二八番地

名古屋刑務所在監

抗告人　花　井　稔

右の者、昭和二九年一一月一五日静岡地方裁判所がなした審判請求棄却の決定に対し、特別抗告をしたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

理　由

静岡地方裁判所のした審判請求を棄却する旨の原決定は、刑訴二六六条一号に基く決定であるから、同四一九条、四二一条により高等裁判所に通常の抗告をすることができる。従つて、本件特別抗告は、同四三三条の要件を欠き不適法のものであつて、棄却を免れないものである（昭和二六年(し)第七一号、昭和二八年一二月二二日大法廷決定参照）。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項に従い、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗　山　茂

裁判官　小　谷　勝　重

昭和二九年一二月一五日決定　昭和二九年(し)第六六号

裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎
裁判官　池田克

昭和二七年(あ)第六七四四号

決定

本籍　静岡市久能中平町二〇五番地
住居　横浜市南区通町二丁目二七番地
進駐軍要員
海野力
大正二年六月二四日生

本籍　横浜市南区吉野町二丁目六番地
住居　同市磯子区西根岸下町四〇番地
進駐軍ガード兼通訳
金川房雄
大正一〇年一〇月一五日生

本籍並びに住居　横浜市南区大久保町二三四番地
会社員
鈴木六治
大正三年四月一〇日生

本店　東京都港区芝浦一丁目五四番地
株式会社宮代商店

昭和二九年一二月一六日決定　昭和二七年(あ)第六七四四号

一

本籍並びに住居　東京都新宿区新小川町三丁目一六番地

会社重役

宮代昌吾

明治三六年四月九日生

右代表者清算人

小林俊作

右海野力、金川房雄に対する窃盗、詐欺、鈴木六治に対する窃盗、株式会社宮代商店、宮代昌吾に対する物価統制令違反、食糧管理法違反被告事件について昭和二七年七月八日東京高等裁判所の言渡した各判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人金川房雄の弁護人西村定雄の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、同被告人の弁護人堀内左馬太の上告趣意は、量刑不当の主張であり、被告人海野力、同鈴木六治の弁護人桝井雅生の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、その実質は単なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであり、被告人株式会社宮代商店、同宮代昌吾の弁護人武田三十郎の上告趣意は、量刑不当、単なる訴訟法違反の主張であつて（刑訴三三九条一項四号に「被告人たる法人が存続しなくなつたとき」とあるのは、法人がすべての点において終局的に存続しなくなつたときをいうものであつて、会社が解散しても、本件のように会社がその業務に関する違反行為に因り財産刑にあたる事件の訴追を受けるがごときことは、商

法一二四条一項一号にいわゆる清算人の現務中に包含せられるものと解するを相当とし、また右違反行為については、清算結了の登記の有無に拘らず、清算人において違反事件の結末を終了するに至るまでは、被告会社はなお存続するものといわなければならない。それ故、既に解散して清算の終了した被告会社に対する本件公訴は棄却せらるべきものであるとの所論は、採用できない。）、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎

裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

弁護人西村定雄の上告趣意

第一点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、之を破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

右の事実及理由については昭和二十七年五月廿七日附右被告人に対する弁護人西村定雄提出の控訴趣意書第一点を全部援用する。

第二点　仮りに被告人が有罪であるとしても刑の量定が甚しく不当であり、之を破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

(一)　犯行の動機

被告人は主犯吉川良雄等より本件小麦の掃寄せの買入資金として金員の融通を申込まれて之に応じたのが犯罪の動機で知らず知らず本件に捲き込まれたもので全く偶発的な犯罪で決して悪質な犯行ではない。しかも其の貸与した七万円は回収不能となつて損失を蒙つてゐる。

(二)　被害の状況

本件の輸入玄小麦は政府の所有で湯浅貿易株式会社が政府から陸揚輸送等を委託されたのであるが、事故がなかつたものとして処理されて居り、従つて湯浅貿易株式会社は被告人が賠償金を提供したがその受領を拒んだ為め被告人は賠償方法がなかつたのである。

右の事実については控訴趣意書第二点㈡に記載した証人山口末一の公判廷に於ける供述を援用する。

㈢ 被告人の性格

被告人は三十歳の今日まで孜々として業務に励み前科は勿論のこと本件の惹起するまで一回も警察の取調べを受けたことはなかつたのである。

㈣ 家庭の状況

被告人が永く実刑を科せられると一家はその支柱を失ひ妻は二人の幼児を抱へてゐる為め思ふような働きが出来ず家族は窮乏のどん底に陥ることゝなる。

㈤ 犯罪後の情況

被告人は心から改悛して更生を誓つて居り再犯の虞れは毫もない。

以上諸般の事情を綜合考察すれば原判決が被告人に懲役二年の実刑を言渡したのは刑罰の目的を超えた甚しき不当の量定であり著しく正義に反する判決と云はなければならない。

以 上

被告人 金川房雄

弁護人堀内左馬太の上告趣意

一、控訴審が右被告人に対し昭和二十七年七月八日言渡したる懲役二年の実刑は刑の量定が甚しく不当であると考へられます。即ち

別紙添付の被告人の事件に関する良心に誓つて悲痛な告白と本件記録とを精査するに相被告人川端幸二より、本件に対しては認識の薄い本被告人に対し、その量刑を重くし且つ執行猶予を付せないのは諸般の情況からしても刑の量定が甚しく不当であると思料されます。

尚本被告人には前科なく、妻と二児をかかへ一家の生活の源泉を為して居るのであります、本被告人は別紙告白書にもあるように何の事実も知らずはきよせ小麦の売先をあつせんしたに過ぎないのであります、それが結果に於いては窃盗詐欺と云う罪名を冠せられ犯罪者としての極印を捺されたと云ふことは誠に以て同情に耐えない次第であります。

現在被告人は自己の不軽卒を反省し二度と必ず斯る友人等に欺かれぬ様強く決心して真面目に勤務にいそしんで居りますす、万一被告人をして実刑に処するような事がありましては誠に妻子の生活はたちまちとだされ第二の悲劇が招来されることは火を見るよりも明かであります、被告人をして社会から葬るも葬らぬも、かかつて裁判官皆々様の断とあるのであります、どうか刑事訴訟法第四一一条の規定適用の上、被告人に対して御寛大な執行猶予の御恩典を賜り、将来被告人は勿論被告人一家のため明るい社会生活の出来ますよう重ね重ね懇願申上ぐる次第であります。

(添付の被告人告白書省略)

以 上

被告人　海野力
同　鈴木六治

弁護人枡井雅生の上告趣意

第一点　原判決は何等の罪となるべき事実及び証拠を挙示せずして有罪の言渡をしたものであり刑事訴訟法第四〇四条、第三三五条第一項に違反すると共に憲法第三一条に違反する。

原判決は判決理由として「本件控訴はすべてその理由があるから刑事訴訟法第三百九十七条第三百八十一条に従つて原判決中被告人等に関する部分をいずれも破棄し、但し当裁判所は本件訴訟記録及び原裁判所が取り調べた証拠によつて直ちに判決することができるものと認めるので同法第四百条但書の規定に従つて更に判決をする」とて所謂破棄自判をしたものであるが原判決の全文を閲読するに原審は果して如何なる犯罪事実を認定したるものであるかを明示せず、又何等の証拠をも挙示していないで破棄のしつぱなしである、只辛じて「原審が認定した事実に法律を適用すると被告人等の原判示所為中云々」との字句存するを以て原審はその認定したる犯罪事実は第一審判決に摘示の犯罪事実と同一である意なるやに一応の想像が可能であるに過ぎないが斯かる不明確なる判文を以て直ちに刑事訴訟法第四〇四条第三三五条第一項所定の「罪となるべき事実」の判示としては適切ではない、況んや証拠については何等の明示なく又第一審判決に摘示の証拠を引用したる意をも汲みとるべき字句が毫も存しない故に原判決は全然証拠を挙示せざるものである、即ち原判決は全く罪となるべき事実及びその証拠を示さずして有罪の言渡をしたものであつて刑事訴訟法の当該規定に違反するのみならず専断的なる裁判によるものというべきであるから憲法第三十一条に違反する。

第二点　仮りに原判決が第一審判決と同一の事実並に証拠を引用したものとせば（斯く解することはできないものではある

が）原判決は重大なる事実の誤認があり右誤認は当然に判決に影響すべくその破棄是正なくんば著しく正義に反する。

即ち第一審判決は被告人海野力に対しては詐欺、窃盗の事実を、又被告人鈴木六治に対しては窃盗の事実を各認定したものであるが被告人海野力に対する右詐欺窃盗の各事実の認定は第一審判決に挙示する証拠のみによつては到底不可能であることはその一々の証拠をその内容につき検討すれば洵に明白であつて今更に茲に詳述するを竣つまでもない即ち叙上の各証拠によれば被告人海野力は爾余の相被告人等の入手し来れる玄小麦の売却斡旋のみを担当したるのみであつて毫も爾前に入手の謀議に参劃したる事跡も無く又その実行にも加はらず単にその売却斡旋したるまでであることは明白であつて然もその当初に於ける斡旋は全くの善意であり之を以て詐欺の共犯とするは当らず只疑はしきは第二回以後の分についてであり、これを不利益に推定すれば或は賍物牙保の責を問はるる可能性ありとするに過ぎない、兎もあれ第一審の詐欺窃盗の認定は誤審も甚しと云ふべきである。

又被告人鈴木六治に対する第一審判決の窃盗の認定はその挙示する全証拠によれば僅かに一同のみ辛じて認め得るもその最初の分は全く事実誤認であつて被告人鈴木六治に関係なく行はれたるを爾後に於て覚知したるを不問に附したるに過ぎないものであり断じて窃盗罪に問擬せらるべきものではない、第一審判決の軽率なる認定を頗る遺憾とするが前叙の如く本論旨は原判決が第一審判決に判示の犯罪事実を引用したるものとする仮設の場合を前提とするものである故に爾余の詳述は省略するも著しき事実誤認として破棄是正せらるべきものと云ふことはできる。

第三点　仮に万一右各論旨が容れられずとするも原判決は刑の量定甚しく不当である。

一、被告人両名ともに前科がない。

二、被告人海野力は中学校（勿論旧制度）を卒業し海軍に入り終戦に至り爾来妻と子供三人とをその独力により養ひ居り現在は駐日米軍第二港湾輸送司令部内G&M部隊に海務工として勤務し生活の安定を得ている（別紙証明書添附）その

失職を招くが如き実刑の処分は当を得ていない。

三、被告人鈴木六治は貧困の中に独力によりて一家の生計を支持して居るもので同人の服役は忽ち一家の破滅を招来す

四、本件玄小麦は所謂「掃き寄せ」ものであつて輸送の船底に取捨てられたる過剰不要品であつたが故に被害者無く従つて形式上の被害者は存するも実害を訴えて被告人等に刑事責任を問ふものは一人もない。

即ち第一審公判廷に於ける証人山口末一は「私は湯浅貿易株式会社横浜出張所長を昭和二十一年より二十五年六月末迄で勤めたが川崎警察署へ昭和二十五年五月二十四日頃本件の被害始末書を出したことがある。然し窃盗の被害を認めたことはありません、只川崎署から事件を聞いて当時の入貨状況を調べると私の方で小麦を扱つたと認められるので私の方の物として顛末書を出したのであるが金銭的被害はありません、輸入小麦は政府の数量だけは全部引渡し完了している」旨証言している（当該昭和二十七年一月十二日附公判調書参照）によりて明かである。

五、他の関係被告人等が執行猶予の判決を受けているに対比し本件被告人等も亦同様に恩典に価するものである。

叙上の諸事情に徴し原判決が被告人両名に対し実刑を科したるは甚しく過重であり著しく正義に反するものであるから原判決を破棄の上被告人両名にも執行猶予の恩典を与へられるべきである。

以　上

被告人　株式会社宮代商店
宮　代　昌　吾

弁護人武田三十郎の上告趣意

第一点　原判決は刑の量定が甚だしく重きに失すると考へらる。被告人等は原審に於ける控訴趣意書に於て右の理由として(1)、被告人等は本件玄小麦が統制外の品であると信じたこと(犯意のないこと)(2)、私利私慾の為めの行為でないこと(3)、麦の統制が近く廃止せらるること(4)、被告人等の改悛の情が極めて顕著なること等を挙げたのであるが原審は理由なしとして棄却したのである(原審に於ける控訴趣意書は本上告趣意書に引用する)

然かし経済統制犯は自然犯でなく行政犯的であるとしても被告人等に犯意のなかつた点、私利私慾の為めの犯行でない点、食糧管理法一部改正する法律(昭和廿七年五月廿九日法律第一五八号)により麦類の統制が廃止せられた現在に於て原審の量刑は重きに失すると考へらる。

第二点　被告人株式会社宮代商店は既に解散し清算中であつたが清算も終了し数日中にこれが登記を為す筈である(清算結了の登記簿謄本は数日中に提出します)よつて右者に対する公訴は棄却せらるべきものと考へらる。

第三点　被告人等に対する物価統制令違反は刑事訴訟法第三三七条により免訴の判決をなすべきものと考へらるその理由次の如くである。

1　即ち本件の物価統制令違反は同令第三条、四条、三十三条、四十条、昭和廿六年八月一日物価庁告示第百六十六号(昭和二十四年五月十九日同告示第三百二十七号同二十五年二月二十二日同告示第百五十五号は上述告示の如く改正)によ

り有罪となるのであるが右告示は昭和二十七年五月三十一日経済安定本部告示第五号によつて廃止された、従つて本件犯罪は犯罪後の法令により刑が廃止されたものと考へらる。

2　而して本件犯罪は物価統制令に於て罰則規定あり物価庁告示に於て統制額が定められ即ち前者の抽象的な罰則の内容が後者の告示によつて充足せられ両者相待つて初めて成立するのである。

従つて法規の一部である告示が廃止せられた以上物価統制令が生きていても一つの刑罰法規として働く能力は失われ刑の廃止に該当するものと考へらる。

しかのみならず告示が廃止せられ後に於てもその廃止前の違反行為についてはその罰則を適用する趣旨の規定がない従つてこれに刑罰を科することは罪刑法定主義に反すると考へらる。

以　上

昭和二八年(あ)第一五三〇号

判　決

本　籍　長野県埴科郡五加村大字千本柳六〇〇番地
住　居　同県大町市社区曾根原二九六四番地
電球取次販売業
中　林　慶　治
明治四四年二月一一日生

右に対する詐欺、公益事業令違反被告事件について、昭和二七年一一月一三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審判決を破棄する。

本件公訴事実中公益事業令違反の点につき被告人を免訴する。

被告人を懲役五月に処する。

押収の三菱モーターカバーの一部（昭和二七年証第一八号）はこれを被害者に還付する。

当審及び第一審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

職権で調査すると、昭和二七年法律八一号ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律によつて、昭和二〇年勅令五四二号に基く命令、即ち所謂ポツダム命令は、別に法律で、その廃止又は存続に関する措置がなされない

場合においては、同法施行の日たる昭和二七年四月二八日から起算して一八〇日間に限り法律としての効力を有するものとせられたが、右一八〇日の最終日は同年一〇月二四日に当るところ、同日迄に公益事業令に関する立法上の措置は何らなされることなく経過したのであつて、従つて公益事業令は右一〇月二四日限り失効したものと解すべきである（昭和二七年(あ)一六七六号、同二九年一一月一〇日大法廷判決参照）。よつて本件公訴事実中公益事業令違反の点については、犯罪後の法令により刑が廃止されたときに当ると解すべきであるから、刑訴四一一条により原判決及び第一審判決を破棄し、同四一三条但書、四一四条、三三七条二号により、右事実につき被告人に対し免訴の言渡をなし、第一審判決が証拠により確定したその余の詐欺の事実（第一審判決判示第一、第二の事実）につき更に判決すべきものとする。よつて右事実に法律を適用すると、右は夫々刑法二四六条一項に該当するところ、同法四五条前段の併合罪であるから、同法四七条、一〇条により犯情の重い判示第二の罪につき定めた刑に法定の加重をした刑期の範囲内において、被告人を懲役五月に処し、なお、主文第四項掲記の物件については、刑訴三四七条によりこれを被害者に還付すべきものとし、第一審及び当審における訴訟費用については、同法一八一条一項により被告人をして負担せしむべきものとし、主文のとおり判決する。

この判決は裁判官斎藤悠輔の反対意見を除く他の裁判官の一致した意見によるものである。

裁判官斎藤悠輔の反対意見は、次のとおりである。

元来わが現行の刑事法においては、犯罪行為の可罰性とこれに科すべき刑罰は、犯罪行為時の法律によるべきではなく（刑法改正ノ綱領四〇、改正刑法仮案六条参照）、ただ、判決時に犯罪後の法律に因り刑の変更があつたときは刑法六条の規定により例外として軽き刑罰を科し、また、判決時に犯罪後の法令により刑が廃止されたときは刑訴法の規定により免訴の言渡をなすに過ぎない。そして、刑訴三三七条二号に「犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。」（旧刑訴三六三条二号に「犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廃止アリタルトキ」）とは、読んで字のごとく、既に発生成立した刑

罰が犯罪後発布された法令により廃止（放棄）されたときを指すものであつて、刑罰を規定した法令そのものが犯罪後一時失効し又は犯罪後単に将来に向つて廃止されたに過ぎないような場合をいうものではない。しかるに、本件第一審判決の判示第三の犯罪行為時である昭和二六年九月二六日頃において同犯罪行為が公益事業令九二条に違反し同条所定の罰金刑に該当することは明白であるから、行為時法たる同令により処罰を免れないことというまでもない。そして、同令が、多数説の説くがごとく、昭和二七年一〇月二四日限り失効したとしても、それは、周知のごとく、政争の結果同令を維持しようとした「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案」が同日まで議会において法律として成立するに至らなかつた関係上一時失効ということになつたというだけのもので、その後六〇余日を経た同年一二月二七日右法律案は同年法律三四一号として公布され、旧公益事業令は、罰則をも含め法律として維持されたのであるから、前記失効は、何等犯罪後の法令により刑が廃止されたときに当らないばかりでなく、むしろ、反対に犯罪後の右法律三四一号により既成の刑罰を廃止しない国家意思であること明白である。

検察官　神山欣治出席

昭和二九年一二月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎

裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

弁護人田倉整の上告趣意

原審判決は公益事業令が失効してゐるにも拘らず被告人の同令違反の点につき有罪の判決を言渡したのは明白に違法であり、而も従来の最高裁判所のなした判例に牴触してゐるから破毀を免れない。

一、即ち原審は被告人の犯罪事実のうち第三の事実につき昭和二七年一一月一三日控訴棄却の判決を以て公益事業令第九二条を適用して有罪の認定をなした第一審判決を支持してゐるが、同令は昭和二七年四月一一日法律第八一号ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律によつて同年一〇月二五日限り、無条件で即ち何らの留保なしに効力を失つてゐるものである。

二、しかるに犯罪は犯罪時の後判決時までに刑の変更があれば軽きものを適用し刑の廃止ありたるときは免訴となすことは刑法第六条、刑事訴訟法第三三七条の明文によつても明らかなところ、控訴棄却を言渡したのは同令失効後のことであるから当然免訴の判決を言渡すべきであつた。

三、右の趣旨は明文に明定されてゐるのみならず従来の大審院、最高裁も之を肯定してゐるものである。例へば最高裁判所昭和二六年七月二〇日判決（集五巻八号一六〇四頁）は刑の変更のあつた場合に関し、新旧両法につき何ら比照することなく、重きを適用したのは明らかに違法なりとして破毀してゐるのである。本件の場合について言ふならば基本となる法律が失効してゐるのであるから前示判例の趣意を押し進めるならば、かりに有罪の認定をするとしても、判決言渡当時該令が失効してゐること、それにも拘らず尚重き旧法を適用すべき理由（本件の場合は無条件に失効してゐるのであるから

問題にならないが）を説示しなければならない筈である。

四、原審はかような点につき何ら説示することなくして輒く原判決を支持したのは明白なる違法な措置であり、而もこの違法は起訴事実のうちの一つが免訴になる場合であるから判決に影響を及ぼすことは明白であるから、之が破毀を求める次第である。

五、勿論今日に於ては昭和二七年一二月二七日法律第三四一号によつて旧令の適用を見ることにはなつてゐるが、一旦失効した疑問が行為時と判決時との中間に存在する以上最も軽き時期の法を適用すべきことは明らかであるから本件の場合は免訴となすべき筋合のものである。

以上

昭和二九年(あ)第一九七七号

決定

本籍並びに住居　仙台市東二番丁九六番地

株式会社石垣工務店専務取締役

石垣広見

大正八年一月五日生

右に対する臨時物資需給調整法違反被告事件について、昭和二九年四月五日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人岡本共次郎の上告趣意第一点は、原判決の維持した第一審判決の認定した事実と異る事実関係を前提とする法令違反の主張に帰し（第一審判決の認定した事実は、被告人は、法令で認められた場合すなわち被告人に対する割当公文書と引換に元売業者又は販売業者から譲受けるか又は主務官庁の許可を受けた場合でないにかかわらず高橋貞雄より本件揮発油を譲受けたというのであるから、所論のごとく同人から割当切符を呈示されて該切符による配給は正当であると信じたとしても、被告人に対する本件犯罪の犯意を欠いたとはいえない。）、同第二点は、単なる訴訟法違反の主張であつていずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月一六日決定　　昭和二九年(あ)第一九七七号

昭和二九年一二月一六日決定　昭和二九年(あ)第一九七七号

昭和二九年一二月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

裁判官　入江俊郎

被告人石垣広見

弁護人岡本共次郎の上告趣意

右被告人に対する御衙昭和二十九年(あ)第一九七七号臨時物資需給調整法違反被告事件につき左に上告の趣意を申立する。

上告第一点

一、原判決はその理由において「犯意があるとする為には犯罪構成要件に該当する具体的事実を認識すれば足りその行為の違法を認識することを要せず従つて法律の不知ないし法律の錯誤は犯意を阻却しない」「本件において被告人石垣広見の本件犯罪構成は必要な具体的事実の認識に何等欠くることがなかつたことは原判決挙示の証拠により優に認明されるから同被告人に犯意があつたとするに妨げない仮りに同被告人において所論のような事情の下に本件所為は違法でないと信じたとしてもそれは法律の不知に過ぎないのであつて犯意の成立を阻却するものでない」との理由の下に被告に犯意ありと認めて処罰をした。

二、然しながら被告人の司法警察官第一回供述調書と第六回公判調書の供述記載の通り被告人は高橋貞雄から割当切符を呈示されて該切符による揮発油配給は正当であると信じていたのであつて全然犯意を欠いてゐたのである原判決の云うように単に被告人の犯意構成の具体的要件の認識の欠如若しくは法律の不知の場合ではない従つて原判決は不法で破毀を免れない。

上告第二点

原判決は土木建築請負業者たる被告人が右揮発油の配給なきためその課せられた仙台市復興の責任を果しえないのみならずその営業自体が成りたたずひいてこれに依存する多数従業員並にその家族の生活を維持することが不能な程度にまで

急迫した状態に追い込まれ従つて当時被告人のみならず普通一般人かその地位におかれても他の適法行為を期待し得ない本件においては期待可能性がないから無罪であるとの犯罪成立を妨ける理由に対して原判決は「記録によれば本件当時自動車用揮発油の需給関係か円滑を欠きその需用に対してこれを充たするに足る供給の伴わなかつた事実はこれを認めるが……普通一般人がその地位におかれても本件違法行為に出でないで他の適法行為を期待し得ないような事情があつたものとは到底認めることができない……」と判示したのみで何等の判断の根拠を示さないのは理由不備の判決であつて畢竟刑事訴訟法第三百二十五条に法律上犯罪の成立を妨げる理由に対する判断を為さないことに帰着するから不法の判決で破毀を免れないと信ずる。

以　上

昭和二八年(あ)第二六八一号

決　定

本籍並びに住居　高知市田渕町三二番地

無　職

武　市　丑　吾

明治一九年二月八日生

右に対する関税法違反被告事件について昭和二八年五月二一日高松高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人伊藤一郎並びに同野間海造の各上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。（特別法たる関税法は伊藤弁護人の所論の点について刑法一九条、同一九条の二に優先して適用せられるから、所論は採用できない。次に関税法八三条にいう原価とは犯行当時における価格を指すものと解するを相当とする。されば論旨は採用できない。弁護人野間海造の上告趣意は原判決の判断を示していない事項について判例違反をいうものであつて不適法である。）

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月一七日決定　　昭和二八年(あ)第二六八一号

昭和二九年一二月一七日決定　昭和二八年(あ)第二六八一号

昭和二九年一二月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

昭和二八年(あ)第二六八一号

被告人　武市丑吾

弁護人伊藤一郎の上告趣意

第一点　刑法第十九条及同条二の問題に就て

(イ)　没収は必ずしも之を科せざる可からざるものに非ずして其の之を科すると否とは判決裁判所の職権にす属す（大審大正十三年一月二十三日大審第三巻刑事一七頁）

(ロ)　密輸入に係る拳銃が刑法第三一九条に該当する物権なりとするも必ずしも之を没収せざるべからざるものに非ず。（大審昭和九年七月二一日第三刑事部判決）

(ハ)　法律に於て禁制したる物件と雖も其の之を没収するとすると否とは裁判所の職権に属するものなること刑法第十九条の趣旨とするところなるが故に原審が本件の証拠物たる阿片の没収を為さゞりしを目して違法なりと論ずるは当らず（大審昭和八年七月六日大審一二巻刑事一一二五頁）

右判例を見るも没収すると否とは裁判所の任意であつて況んや没収に代はる可き追徴に就ても同然と思料さる。

第二点　関税法第七十六条及同八十三条第二項に就て

本件被告事件関税法第七十六条違反（七十四、五条も同し）は同条第八十三条に没収及追徴の規定があるも、

第一項は船舶及貨物の没収規定

第二項は第三者に対する没収規定

第三項は物の原価に相当する定額の追徴規定

第四項は関税徴収に関する規定

右法条に依れば関税法には現金の没収規定は無く追徴規定のみ存す。
而かも右追徴金は貨物の原価相当額にして貨物の売買対価にあらず。
本件押収の二百十五万円也は貨物の売買対価にして（四国金属株式会社へ売却代金）貨物の原価にあらず。
貨物の原価とは犯人が輸出国に於ける通常の取引に於て得らるゝ価額に運賃諸掛を加へたる額を云ふ（関税定率法第二条第一項）ものにして犯人が利得金を加算したる輸入国に於ける売買代金を指称するものにあらず。
従て本件に於て若し追徴金を課せらるゝとするも貨物の原価相当額即本件の場合十万円也内外にして（本件の関税額二千数百円也より逆算するときは原価は容易に算出する事が出来る）之を追徴す可きである。依て原判決は過当なる追徴金を課したる違法あるに付当然破毀さる可きものと信ず。

以　上

弁護人野間海造の上告趣意

右被告人武市丑吾は関税法違反事件の第一審裁判を高知地方裁判所に於て受け、昭和二十七年一月七日の言渡を以て懲役八月の実刑を科せられ、これを不服として本人が控訴せる外検事控訴も為され、高松高等裁判所に於て昭和二十八年五月二十一日、原審を破棄自判して右実刑に対しては執行猶予を附し、更に検察官の論旨理由ありとして金参、四参六、八六〇円の追徴金を課した。その理由は関税法第八十三条第三項の適用は裁判所が自由裁量を為すべきでないとし、而して密輸出入の原価につき論断して前記追徴金を言渡したものである。

被告人の右控訴判決に対する不服の内容は弁護人よりの問合に対し本人より無回答の為つまびらかにすることができないが、本弁護人の見解では、左の如き判例によつて右控訴判決は判例違反の疑があり、従つて過重に被告人に負担を課することによつて人権侵害の憲法違反に問疑さるべき点ありと考へる。即ち参考判例要旨は、

一、関税法による……追徴は……関税法第八十三条第一項により算定すべき価額について共犯者の全部に対し等しく追徴の言渡をなし、その共同連帯の責任においてこれを納付させるべきものと解する。（昭、九年(れ)第一五七三号、昭、一〇年四月八日大審院一刑）

二、数人が共謀して関税法違反の罪を犯した場合に同法第八十三条による追徴は各犯則者より各々獨立してなすべきものである。（明、四一年(れ)第四八三号、明四一・六・九・大審院一刑）

三、関税法第八十三条の規定は犯則者が多数あるときは各自獨立して同条所定の価格全部を納付させる意味であつて犯則者をして連帯して納付させる意味の規定ではない。（明四五年(れ)第二三六号、明四五・四・九・大審院一刑）

四、関税法第八十三条の規定による追徴の言渡は犯則当時の貨物所有者に限られずその貨物に関する各犯則者に対してもなすべきである。（明四五年(れ)第二三六号、明四五・四・九・大審院一刑）

五、関税法第八十三条は没収すべき貨物が犯則者以外の者に属しまたはその他の事由によつて没収不能であるときに共同犯則者が数名ある場合には各犯則者をして各獨立して同条所定の金額を納付させる法意である。（昭二年(れ)第一〇八八号、昭三・二・三・大審院一刑）

六、被追徴者が数人ある場合には各人はそれ〴〵全部義務を負担する。（昭二五年(う)第三七一一号、同二六・五・二一・大阪高、一刑）

尤も最後の第六例の理由では「いやしくも原判決が当然追徴すべき同被告人から追徴した以上、その措置は適法であつて他の共犯者から追徴したかどうかというような他人の利害に関する原判決の処置を批難することは右被告人の控訴理由としては適法でない」とあるが、原則的に有罪となつた共犯者各人がそれぞれ全部義務を負担することに変りはない。而して各共犯者が右責任を連帯して負うか否かについては判例法上一致を見ないが、国家として国税徴収法を準用して強制徴収するに際して選択的に犯行の主従、負担力の如何を考慮にいれて順次処分することは自由であらうが、国としてはかく徴収することによつて満足した限度において他の被告の責任は不当利得の法理によつて軽減されるのである。

本件の場合、本被告人が主犯であることを争う余地はないけれども他の幇助をした従犯と雖も右追徴の責任を免るべきでなく、その能力に応じて追徴を強行することによつて国家の損失を填補することができるのみならず、主犯と雖も右の如き執行方法によつては、その限りにおいて追徴の負担が軽減せられる筈である。他の共犯者全員が同一犯行を共にしながら追徴を免責され、主犯一人のみがその全責任を負はねばならぬとする本件控訴判決は本被告人に対して過重な負担を強要せんとするものであつて右の如く多数判例に違反する加うるに人権侵害の憲法違反となるの結果を招くとする立論をおほうべくもない。

由つて本弁護人は右の判例違反、憲法違反の立場から本件控訴判決に対しては上告理由ありと信ずるものである。

最高裁判所の御銘鑑を仰ぎ度い所以である。

以上

昭和二八年(あ)第二七八五号

判　決

本籍並びに住居　青森県下北郡田名部町大字田名部字中畑一五番地
会社労務者
賀佐雄一
昭和七年六月六日生

右に対する強盗致死被告事件について昭和二八年五月二九日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人寺井俊正の上告趣意第一点について。

刑訴法三二一条一項二号但書に規定する「公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況」の判断は事実審の裁量認定に関する事項であり（昭和二六年(あ)一一一一号同年一一月一五日第一小法廷判決、集五巻一二号二三九三頁参照）またその理由を判決に明示することを法律上要求されているわけではないから所論判例違反の主張は既にその前提において採用できない。

同第二点について。

所論は、本件につき強盗致死罪の訴因に対し訴因罰条の変更の手続を経ないで傷害致死罪を認定した一審判決を是認した

昭和二九年一二月一七日判決　昭和二八年(あ)第二七八五号

一

原審の判決は高等裁判所の判例に背反するというのであるが、元来訴因又は罰条の変更につき一定の手続が要請される所以は裁判所が訴因又は罰条を異にした事実を認定することによつて被告人の防禦権行使の機会を失わしめ又はこれを徒労に終らしめることを防止するにあるところ、本件において強盗致死罪の訴因に対し、財物奪取の点を除きその余の部分について訴因に包含されている事実を認定し、これを傷害致死罪として処断しても右のような虞れはないと考えるから、この点に関する原審の判断は正当である。論旨引用の各判例はいずれも本件に適切でなく所論は採用できない（昭和二六年(あ)第七八号同年六月一五日第二小法廷判決、集五巻七号一二七七頁参照）。

同第三点について。

記録によると原審は弁護人寺井俊正の第一回公判期日の変更申請を許容したところ更に第二回公判期日の変更申請があつたがこれを許容せず国選弁護人を選任し右弁護人は曩に私選弁護人が提出した控訴趣意書に基づき陳述をなし審理を終結したことが判る、所論は私選弁護人がある場合に裁判所が国選弁護人を選任する法的根拠がないというけれども、本件のような必要的弁護事件において弁護人が出頭しないときは裁判所は職権で弁護人を附すべきものであるから右の非難は当らない（刑訴四〇四条、二八九条参照）。従つて刑訴法の違反を理由とする所論違憲の主張はその前提を欠くものである（昭和二五年(あ)三一一七号同二七年七月八日第三小法廷判決参照）。

同第四点について。

本件国選弁護人の選任が適法であることは論旨第三点につき説明したとおりであるから被告人にこの費用の負担を命じた原審判決は正当であり引用の判例は本件に適切でない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年一二月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

弁護人寺井俊正の上告趣意

第一点　書証について刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号但書「公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況存する」場合なりや否やについて争ある場合裁判所が単に「審理の経過に照し」信用すべき特別の情況存するものなりと抽象的に説明し果して足るであろうか。これ刑事訴訟法第四十四条裁判に理由を附すべしとする要請と背反し結局裁判に理由を附せざる違法存することに帰するものではなかろうか。

第一審に於て佐々木勝雄、菊地豊、馬場昭夫、石澤勝義、石田喜一郎、宮川光男の各検察調書を検察官はこれは「記憶新たな犯行直後に人目の少い所で供述され」信用すべき特別の情況存するものなりと稱して証據として提出せんとし、弁護人はこれに反対せるに係わらず第一審判決はこれを敢て証據となし事実を認定し弁護人は更に控訴趣意書に於て、かゝる見解竝措置が許されるものとせば凡ての検察調書が証據能力を有することゝなり（何となれば凡ての検察調書が公判の証言より先ち且つ人目の少い場所に於て密かに作成せられるからである）折角、刑事訴訟法が直接審理に徹し書証の証據能力に厳重なる制限を設けたる趣旨を没却するに至るものとして、かゝる違法を是正せらるべしと主張せるに対し原審は前述の如く「審理の経過に照し」との一語を以て判断終れりとなしたのである。

併し乍ら第一審判決に於ては書証の証據能力に対する異議については何等理由を示すことなきを常とし、又かゝる異議に対する裁判には抗告の道もなく（刑事訴訟法四百二十条）擧げて控訴審に於ける判断に俟つものであるが、今原審の如く控訴審すら此点に対する理由づけを怠るものとせば証據に対する刑事訴訟法の原則の適用を保障する何物も存せず舊刑事訴訟法への逆轉を来すこと火を見よりも明かである。

併し乍ら昭和二十四年十一月九日名古屋高等裁判所刑事第三部判決、同年十二月七日広島高等裁判所岡山支部判決等を見るに此点具体的懇切なる判斷を示し、この点に対し理由づけを缺くべからざることを明かに示すものであるから原判決は之等高等裁判所諸判例に背反するものと言うべきである。

第二点　(一)檢察官が強盜致死罪で起訴した場合に於て何等訴因罰条の変更の手続を為すことなく裁判所が傷害致死の事実を認定することが許されるであろうか。

抑々強盜致死罪に該当する事実は強盜罪と殺人罪又は傷害致死罪との二個の犯罪を構成するものではなく単に刑法第二百四十条の一罪をなすものなることは大審院、大正十一年十二月二十二日判決以下の判例の明かにする処である。事実同罪は財物又は財産上の利益の強取なる強盜罪を中核としこれに致死又は致傷の結果の結合せる場合であり、その本体は財産に対する兇暴なる侵害にある。これに反し傷害致死罪は身体に対する侵害を中核とし且つそれに終始するものであり両者は全く罪質を異にするのである。前叙判例の趣旨よりすれば舊法時に於ても刑法第二百四十条の起訴に対し単にその手段たる暴行竝にその結果たる死傷の事実を認定し刑法第二百五条の罪を結論することは躊躇せられるところであろう。況や当事者主義に徹する新法の下に於ては公訴は具体的に訴因を明かにし、且つ罰条を明示してなされ居るものであり、その変更の手続なくして別個の犯罪たる刑法第二百五条の罪を認定することは絶対許されないのである。

(二)然るに原判決はこの違法を敢て可なりと主張するのである。その論據は、(1)かゝる認定は被告人の防禦に実質的不利益を與えるものではないということ、(2)起訴状記載の事実自体が傷害致死の事実であつて強盜致死の事実ではなく、従つて檢察官は法律を知らず二百四十条を掲げたに過ぎないものとするのである。

併し乍ら原判決(2)の論斷は全く誤れるものであることは虚心に起訴状を一読すれば明かである。起訴状は被告人等が相手方に「酒食の供與を求め」拒否せられるや之に憤慨し矢庭に同人を毆打する等の暴行を加え……となして居るのであり、これと罰条二百四十条を併せ考うれば起訴は暴行を以て酒食の供與を貫徹せんとしたものとして刑法第二百三十六条二項の事実を主張しその機会に致死の結果を生せることを主張するものなること明かである。然るに何ぞ、原判決は起訴事実を勝手に忖度し酒食供與の要求を放てきして暴行せる事実なりとなすは、何たる獨斷であろうか。若し起訴状に曖昧の点があれば須く裁判所は釈明の權を行使し罰条を変更せしめ又は、訴因を変更又は修正せしめて然る後に事実を認定判決をなすべきであり、かゝる処為に出でざる一審判決竝これを是認せる原判決は此の点よりして既に違法であり破毀せらるべきである。此点原判決は「起訴状に記載せられていない罰条の適用はそれが正当のものでも被告人の防禦に実質的不利益をもたらすものであるから罰条変更の手続を要する」とする昭和二十五年七月二十五日東京高等裁判所第一四刑事部判決に背反するものである。

又、原判決の被告人の防禦に実質的不利益を與えずとする原判決の論斷は全く誤つている。刑法第二百四十条の罪は前叙の通り一個の罪であるから、被告人がこれを防禦する場合、その中核たる強盜の事実の存在を争うを本道とする。そのためには暴行の事実を争うもよく、又、財物又は財産上の利益の取得を目的とする行為なきことを争うもいづれにしても足るわけである。事実本件にては証據調に於ても酒食の供與を求めたる事実ありや否やの点が争の一つの中心をなし、又被告人はかゝる供與を強請すべき動機なし（親戚に飲食店あり酒食の供與を求める必要なき点等）との点も更にその裏付けとして重視せられたのである。

抑々強盜致死罪の刑は死刑又は無期懲役の重罰であり、傷害致死罪は二年以上の有期刑にすぎない。この点より軽き罪を認定するに於て何で被告人の利益に反することがあろうかという論も或は出づるかも知れないが、これ甚しき誤である。かく、死刑又は無期の鬼面を掲げ被告人の注意を專らこれに集め強盜の事実の有無について防禦力を集中せしめながら訴因の変更もなさず罰条も変えず不意に予期せざる傷害致死を認定するが如きは、不公正も甚しく被告人の防禦に重大

なる不利益を與えたりとのそしりを免れないであろう。

尙かゝる場合訴因の変更を要するものなることは一起訴状の公訴事実中に暴行脅迫の事実が記載されていても罪名は単に強姦未遂と記載され居る場合は暴行脅迫の起訴のなかつたものと認むべし」とする昭和二十六年二月五日大阪高等裁判所第七刑事部判決

「訴因に窃盗の手段として住居侵入の事実の記載があつてもこれに対する罪名罰条の記載なき時は住居侵入は起訴の対象ではなく犯情を示すにすぎず」とする昭和二十五年七月六日東京高等裁判所第十二刑事部判決、同二十五年十一月九日札幌高等裁判所第四部判決、

東京高等裁判所第一四刑事部判決、同二十五年一月二十八日「単一の犯罪たる強姦罪の暴行々為のみを取出し処刑することは許されず」とする札幌高等裁判所昭和二十七年六月二十五日判決、等よりして明かであり原判決はこれ等の判例に反するものである。

第三点　原審は公判期日に私選弁護人が風邪のため出頭出来ずその障害は短期間のものに過ぎなかつたのでこれを疏明し期日の変更申請をなしたに係わらず、これを許さず、公判当日国選弁護人を選任しその選任の旨を被告人にも告知せず、審理結審して判決を言渡した。これ何故の国選弁護人の選任であろうか、それは被告人の弁護のためではなく、弁護の制限のためではないか。

① この国選弁護人の選任は被告人の意思に反する。

② 公判当日弁護人を選任し当日結審せることは弁護権の剝奪に等しい。何等時間的予猶がなく如何なる弁護が出来ようか。

③ 弁護人選任を被告人に告知せず、これに対し被告人が希望を述べ又は弁護人と連絡し弁護の準備の万全を期する措置を講ずる機会を與えなかつたのは弁護権の剝奪である。

④ 私選弁護人の存する場合更に国選弁護人を選任する法的根據は全く存しない（刑事訴訟法第三十六条、第三十七条）

従つてかゝる選任は憲法第三十七条の被告人の弁護人を依頼する権利の奪剝の結果を来すのである。

以上の点よりして原審の措置は憲法第三十七条三項に違反する。

第四点　原判決は控訴審の訴訟費用の負担を被告人に命じた。私選弁護人が存するにも係わらず、選任せられた国選弁護人の日当等をも被告人に負担せしめるのは全く理由がない。此の点東京高等裁判所昭和二十七年二月七日第二刑事部判決の判例と背反する。

以上いづれの点よりしても原判決は破毀せらるべきである。

以　上

昭和二八年(あ)第三二八七号

判　決

本　籍　中華民国台湾省台北県七星区士林鎮八四

住　居　神戸市生田区元町六番地の七五

Zゲーム経営　高山こと　呉　春　富　大正六年二月二〇日生

右の者に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二八年六月五日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人中野忠治の上告趣意第一点について。

裁判所は被告人の申請にかゝる証人を全部尋問する義務があるものではなく、その合理的な裁量により申請を却下しても憲法三七条二項に違反するものではない（昭和二三年(れ)八八号同年六月二三日大法廷判決集二巻七号、昭和二二年(れ)二三〇号同二三年七月二九日大法廷判決集二巻九号参照）。またこの場合裁判所の措置を目して憲法三七条一項の公平な裁判所でないということはできない（昭和二二年(れ)四八号同二三年五月二六日大法廷判決集二巻五号参照）。よつて所論は採用できない。

昭和二九年一二月一七日判決　昭和二八年(あ)第三二八七号

昭和二九年一二月一七日判決　昭和二八年(あ)第三二八七号

同第二点は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の適法な上告理由に当らない。
また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。
よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年一二月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎
裁判官　池田克

昭和二八年(あ)第三二八七号

弁護人中野忠治の上告趣意

第一点　本件は憲法違反である。

即ち本件は原審において被告人が唯一の立証として申請した陳国林外一名の証人を取調べず有罪の判決を言渡したのは審理不盡であり、憲法第三十七条に所謂公平な裁判をしないことに帰着するものである。

被告人　吳春富

理由

(一)　第一審判決によれば被告人は吳峯子と共謀して常習者として営利の目的で麻薬を譲渡したものと認定してゐる。其証拠として第一審証人白川節子の陳述を唯一のものとして採用してゐる、此以外には被告人吳春富（吳峯子分を除く）に対する証拠は全然存在しない事案である。

右認定事実に関し第一審相被告人吳峯子は本件麻薬譲渡に関しては、自分が白川節子から金一万五千円を渡され麻薬を買つてくれと頼まれたので此金員を所持して外出して、金某から譲受け白川節子に交付したものであつて、自己の單獨犯であり被告人吳春富は全然関係なく、共犯者にあらずと強調してゐる。

又被告人は捜査官憲に対する供述においても、公判廷においても本件には全く関係ない旨陳述してゐるものである。

依つて第一審証人白川節子の証言が果して眞実性があつて、他の反対証拠を容れる余地がないか否やを審究するに白川節子の証人調書中

昭和二十七年十月十一日以前被告人吳春富から、一瓦二包を買受けたことである云々（中略）

本件麻薬を吳峯子から交付されたとき、吳峯子と被告人が相談して若干まけて貰ふた

又帰る時被告人が態々来てこの次には安くして埋合せしてやると云はれた」云々と記載あり――之れが被告人呉春富を本件の共犯者と認定した唯一の証拠であり此以外全然証拠はない事案である。

依つて右証言が眞実性あり証拠として採用し、他に反証を容るる余地なきや否やを案ずるに――

(1) 証人白川は本件麻薬買受当時は重症麻薬中毒患者であり、精神に異状を来たしてゐた人物である。

又本件証人として陳述当時も麻薬所持者として起訴され、中毒患者の域を脱しない精神異状者であつた。

右の如く精神欠陥当時の出来事を如何に記憶するや疑はざるを得ない。況んや、証人として陳述当時も尚ほ中毒患者であつた者の供述をやてある。

要之右の事情にある供述は他に何等かの補強証拠なくしては直ちに眞実性ありとして、証拠は採用すべきではない。

又右証言中

呉峯子に麻薬買求方依頼したが、一万五千円のものを五百円まけて貰ふた云々とあるか――

白川節子は当時麻薬中毒患者であり諸々方方から、麻薬を買受け使用してゐた者であるから、其値段を熟知してゐたものである、夫れで五瓦を買求めるに一万五千円であることを承知して呉峯子に渡したものであるから、其後「まけてくれ」などと云ふべき筋合はない。

右証言は精神異状者の錯覚による供述である。

若し然らずとすれば被告人が第一審公判廷において、陳述した如く証人白川節子は曾て呉峯子の名を以て他に女中を世話して金借させ此の女中を逃走させたことについて被告人や妻呉峯子から、叱責されたことあり、之を恨んで居たので右の如く虚偽の供述をしたものと信ぜられる。

何れの点から見るも右供述は疑ふに足るものである。

右供述に反し被告人の第一審公判調書記載によれば、本件犯行当時被告人は遊戯場の共同経営者の妻（陳国林の妻）が夫婦喧嘩をして家出したので之を探すため外出し自宅に居ないとのことである。

右陳述が眞実であるならば白川の証言が根底から、虚偽であることが判明されるのである。」

右白川節子の陳述は眞実性がない事実を立証するため――

原審において証人として陳国林を申請したのである。

(二) 次に証人白川節子の陳述中には著しく矛盾の点があり、事実虚偽の点がある。

一例を示せば

問 何回位買受けたか

答 判りませんが昭和二十六年暮頃から、買受ける様になりました

問 最初買受ける時高山（被告のこと）の住所は何処か

答 神戸市宇治川にある公設市場の近所です

右問答によれば昭和二十六年暮頃から、被告人が宇治川に居たときから買受と陳述しながら――

其後の訊問に対しては（中略）

私は五六回買つたのであるか、当時は高山さん（被告人のこと）両名は見たことはない、私は其処に居た台湾人から買つたのです。

云々とあり全く矛盾の陳述であること明白である。

次に被告人の住所等についての陳述を見るに

高山の住所は神戸市生田区元町にあるエリサヘスと云ふ、横手の二階に変りました二ケ月間毎日ヘロインを買いまし

たしかし当時そこには台灣人が居り、其人から買つたのであります。

被告人等が直接買受けたことはない云々」とある。

又——

問　其後はどこで買受ける様になつたか

答　神戸市兵庫区福原に高山が変つてからヘロインを二三ケ月毎日一瓦の四分の一宛吳春富から買受けた云々」

問　其後は何処に移つたか

答　神戸驛近所に移りました私は二ケ月位其処へ行つて買受けた。

其後は現住所であり此処で五六回買受けたが、此の家には台灣人が居て其者から買受けた」云々

以上白川節子の供述によれば恰かも被告人から買受けた様にも取られるし、又被告人以外の者から買つた様にも取られる陳述であり一貫性がない、斯る陳述は眞実性がないことは云ふまでもないと思料する。

依つて被告人側より原審に於て被告人は福原に居住したこともなく、又其他証人の主張する場所には居住したことがないから、証言は虚偽の事実であることを立証する為め——原審において被告人の住所につき居住日時を証明する為め証明書を証拠として提出して立証した。

此の外証明者を証人として申請したのである。

尙ほ被告人の住所は被告人等の供述によれば

(1)　神戸市西灘、(2)同市新開地、(3)神戸市生田区元町六丁目

である。

従つて白川節子の陳述する福原とか其他に居住したことはないのである。

以上(一)(二)の理由事情から白川節子の陳述は精神欠陥者の陳述であり、眞実性がないと疑はる余地が充分あるので前記(一)の陳国林の(二)証明者を証人として申請したのである。

而して被告人の立証としては右証拠は被告人の主張する事実を立証する唯一のものである。

然るに原審は右証人を取調べず却下した、従つて被告人は遂に証拠を提出する機会を與えられず、不公平な立場において裁判を受くることとなつたものである。

原審は被告人が唯一無二の証拠として申請した証人を取調べた上、有罪無罪の判断を為すべきが公平な裁判であると確信する。

唯だ被告人は何故第一審において右証人の申請を為さなかつたかと云ふ問題があるが、記錄に明白の通り被告人夫妻は本件において勾留となり、幼児二名は何人か世話し居たか不明であつたので、一日も早く出所して幼児の安否を知り且つ之を扶養せんが為め証拠申請を見合はねばならぬ実情であつた為めである。」

然るに原審は何等の考慮を拂はず直ちに証人申請を却下し、被告人に対し常習者であり、營利の目的であり、共犯者であると認定したのは所謂憲法第三十七条の公平なる裁判でないと謂ふべきである。

第二点　量刑不当である。

第一点が理由なしとするも被告人が常習者であると云ふ証拠はない。

又被告人には何等の前科もない被告人の妻吳峯子は第一審において、懲役刑と罰金二万円を併科されてある。

本件は五瓦のヘロインを売渡したとの公訴事実であり他の同種犯人と比較して著しく重い科刑であるから、原審（第一審）の懲役一年二万円の科刑は失当である。

以　上

昭和二八年(あ)第二五五一号

決　定

本籍並びに住居　埼玉県大里郡三尻村大字十六間一九六〇番地
　屑物商
　重田安平
　大正一三年三月一日生

本籍並びに住居　群馬県山田郡休泊村大字龍舞四五五〇番地
　農業
　小林金蔵
　当三三年

本籍並びに住居　埼玉県大里郡榛沢村大字榛沢一一一五番地の三
　農業
　城勇
　昭和四年四月三〇日生

右被告人重田安平に対する窃盗、同小林金蔵に対する食糧管理法違反、窃盗、賍物故買、同運搬、同城勇に対する窃盗、強盗未遂、住居侵入各被告事件について昭和二八年二月二六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

昭和二九年一二月一八日決定　昭和二八年(あ)第二五五一号

一

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人重田安平、同城勇両名の弁護人千島勲及び被告人小林金蔵の弁護人橋本重一の各上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。（弁護人橋本重一の所論第一点は違憲をいうが実質は単なる訴訟法違反の主張に帰する。そして記録を調べてみると原裁判所が原審第二回公判期日（昭和二八年二月一二日）に、次回公判期日を同年二月十七日と指定告知したこと、原審弁護人橋本重一において同日も他の裁判所の公判があるため差支がある旨の証明書を添えて同月一二日附変更申請をしたのにかかわらず、原裁判所が右期日にその変更申請を却下し国選弁護人を附して審理を遂げた上、判決言渡期日を同月二六日と指定告知し、同言渡期日に右原審弁護人橋本重一の弁論再開申請を却下して判決言渡をしたことは所論のとおりであるが、原審裁判所においては既に第一、二回公判期日をいずれも右弁護人の変更申請を容れて変更し、前記第二回公判期日に次回公判期日を二月一七日と指定するに当つては、同弁護人からは同月七日附変更申請があつたに止まり、同申請には別段右二月一七日が同弁護人の支障日である旨の記載はなかつたことであるし、右第三回公判期日においては新らたに選任された国選弁護人によつて被告人の選任した前記原審弁護人提出の控訴趣意書に基いて弁論がされたこと、その控訴趣意書の内容も本件犯情等を掲げて原判決の量刑不当を主張する外、原判決認定の四十数個の犯罪事実中の一の賍物故買代金額の誤記を捉えて事実誤認を主張するものにすぎず、特に新らたな事実証拠の取調を要する趣旨でもないから原審の措置はまことに正当であつて所論は理由がない。（昭和二六年(れ)第四九九号同年九月一四日第二小法廷判決、集五巻一〇号一九二八頁、昭和二五年(あ)第三一一七号同二七年七月八日第三小法廷判決、参照）

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月一八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

弁護人千島勳の上告趣意

一、被告の犯罪の事実は

(イ)　杉田常次郎との共犯の事実十一件。

(ロ)　杉田富藏との共犯の事実十五件である。

二、被告常次郎との共謀による犯罪は野良にあつた甘藷や葱や西瓜を盗んだと云ふ事案で被害の額も少いし野荒し程度の極めて軽微な犯罪で情状は極めて軽い。

三、杉田富藏との共謀の事実は、杉田富藏は前科者であり被告重田は誘はれて而も富藏に使はれて犯罪を犯すに至つたもので此点酌量す可きである。被告重田は富藏方の農業の手傳に行つてゐる間に遂に窃盗に誘はれて本件の犯罪を犯すに至つたと云ふ実情である。

四、被害者との示談

第一審に於ては被害者の一部に弁償したのであつたが其後古物商による僅かな利益で全被害者に対し全額の弁償をした。これは被告の誠意と改悛の表れであつて被告の犠牲は実に大なるものである。

五、被告は元来まじめな若者であつたが学校卒業後父が妻を迎へて呉れると云ふのであつたが何年働いてゐても妻を迎へて呉れないので不満で家を出てから悪い友人の家に住むなどして遂に誘はれて犯罪を犯したものではあるが、其後（保釈出所後）全く別人の様になつてよく働き近隣でも信用もあり褒め者となつてゐる。

元来が性質は温順で前には犯罪を犯した事すら無い。

六、被告は初犯者であり、
全部被害者に弁償も出来てゐるし、
犯後改悛の情は顕著でもあり、
仕事に熱心である事は何人も認めてゐる所であり、
斯る被告に対しては第二審に於ては刑の執行猶予の裁判が至当である。単に刑期を減じた裁判は意味をなさない。寧ろ
執行猶予の裁判こそ至当である。
要する第二審判決は刑の量定重きに失するものである。

以上

被告人 小林金蔵

弁護人橋本重一の上告趣意

第一点　原審は被告人の憲法により保障する防禦権を不当に剝奪したもので之に基く原判決は当然破棄せらるべきものである。

本件が必要的弁護事件（刑事訴訟法第二八九条第一項）であり被告人は自ら信頼する弁護人を依頼し得る（憲法第三七条第三項前段）ことは明瞭である。

原審に於て被告人はその信頼する弁護士橋本重一を選任し之を届出でた。（昭和二十七年十一月二十七日原審受附）

第一回公判期日が昭和二十八年二月三日午前十時と指定され（昭和二十七年十二月十一日右弁護人に通知）たが弁護人に他事件の為差支があつたので弁護人は期日希望日を附記して公判期日変更申請をした。（昭和二十七年十二月十二日）斯くて変更期日の指定を待つたが暫らくその指定通知がなく、前記希望中昭和二十八年二月十二日を空白のまゝ放置し得ない事情から同日を他事件（公職選挙法違反事件）公判期日として之が指定を受くるに至つた。

ところがその後同月六日、右公職選挙法違反事件期日を本件変更期日として指定通知を受けたので更に同月七日附を以て之が変更申請をした。（同月九日受附）

ところが同月十四日変更期日を同月十七日午前十時と指定した旨の通知を受けたが、同日も他の公判の為差支があるのでその旨の証明書を添附して更に変更申請をした。（同月十四日受附）

斯くて弁護人が右期日（二月十七日）に出頭し得なかつたところ、原審は弁護人の右変更申請を却下し弁護士八田三郎

を国選弁護人に選任して結審した。而してその後同月十九日次回公判期日（判決言渡期日）を同月二十六日午前十時と指定の通知があつたので、弁護人橋本重一は同期日に出頭し弁論再開を求めたが原審は之を却下して判決言渡をしたものである。

憲法の前示条項後段によれば国が弁護人を附するのは、被告人自ら弁護人を信頼することができない場合であること、その文言の明示するところである。然るに本件に於ては前記の如く被告人は弁護人を信頼して之が届出を為しているので、弁護人を依頼することができない場合でないこと明瞭である。たゞ刑事訴訟法第二八九条第二項によれば、「弁護人が出頭しないとき……」は裁判所は国選弁護人を附することになつている。

斯る規定を必要とする所以は、弁護人が故意又は怠慢によつて出頭しない場合には審理を進めることができなく、従つて事件を終結することのできない状態の永続することも予想し得るので之を防止するが為である。だから私選弁護人に正当の事由があつて出頭できない場合には右条項の適用がなく私選弁護人の出頭を待つべきものと解しなければならない。若し然らずして事由の如何を問わず期日に私選弁護人の出頭がない場合には国選弁護人を附するのだと解すると、裁判所の恣意により裁判所の嫌忌する弁護人の弁護を阻止する為故らにその弁護人の差支えある日を公判期日に指定しその弁護人の不出頭を余儀なくせしめて国選弁護人を選任し得ることとなり被告人の防禦を全く骨抜きとなし得る結果となる。斯ることは前記憲法の規定とその精神に違背すること明かで、仮りに刑事訴訟法の前記条項が斯る場合をも含むものとすれば是憲法に反する規定だから無効でなければならない。

以上のように原審手続は憲法及刑事訴訟法に違反して被告人の基本権たる防禦権を不当に阻止したものであるから之に基く原判決は刑事訴訟法第四一〇条、四一一条により当然破棄せらるべきものである。

或は私選弁護人提出の控訴趣意書に基き国選弁護人が陳述しているから判決に影響なしと謂うかも知れないが、弁護

人は控訴趣意書に含まれない事項でも事実取調の請求ができる（刑事訴訟法第三九三条）のであるから弁護人の弁護権行使如何により判決に重大な影響があるものと言わなければならない。然らざれば控訴趣意書の書面審理のみを以て事足り、法が弁護人出頭を要求する理由が全くないこととなる。

而かも原審は私選弁護人の弁論再開申請をも却下しているので前記違法を追完する措置も取らず全く無茶な手続であつたと言わなければならない。

第二点　量刑甚だしく不当である。

控訴趣意第一点に於て主張する通りの事情であり、之が量刑は重くも懲一年六月以下を相当とする。

本件に於ては被告に有利な情状を立証しようとした弁護人の弁護権を原審が不当に阻止した結果の原判決であつて右立証を得れば必ず弁護人主張の相当量刑がなされる筈である。

従つて此の点からも原判決は破棄を免れない。

以　上

被告人　城　勇

弁護人千島勳の上告趣意

一、犯罪の動機からしても酌量さる可きである。

被告は犯行当日母の使として識物を其販売先に届けに行つたものであるが、余りに重いので帰途友人の坂本啓一方に暖をとる可く立寄つた処偶々相被告等其処に参集雑談中、他の友人達が犯行を既に決議しおり被告にも同行を強要した。元来氣の弱い人の言に逆ふ事の出来ぬ被告は強要されて参加するに至つたもので犯行参加は被告の意思でも無く亦偶然でもあつた。

二、犯行の模様からも酌量さる可きである。

一、携行の日本刀は城が坂本啓一方に預けたものを坂本啓一が持ち出し途中城は無理に持たせられたものでそれをすぐ友人に手渡ししてゐる。

二、尾熊丑壽の邸宅の侵入の事実に附ては被告は侵入しない。三十米も離れた処に停立してゐた事は記錄で明かである。

三、市川久方の強盗未遂に就ては

被告は這入るとすぐ恐ろしさに逃げ出したのである。

四、煙草の窃盗に就ては被告が盗つたのでは無く只数本の煙草を分けて貰つた丈である。

此の様に被告は強要されていやいや尾いて行つた程度である。

三、被告の性格素行

一、被告の家は村内中流農家で父は農閑期に興業に従事してゐるが被告は専ら農業に専心して他出もしないし興業に手傳

もしない。従つて悪すれはしてゐない。

二、幼少の頃から病弱で友人と喧嘩口論はしないし学業成績もよかつたので近隣のほめものであつた。青年になつてからも同様で性格も温順で友人との交際もよく、聽病で意氣地なしで引込思案で両親の云ふこともよく聞く感心な青年である。従つて偶然の機会で犯罪は犯したけれ共将来再犯のおそれは無い。

四、犯罪の回数は数回行はれたけれ共それは一晩に行はれたものであるし他人に対しては何等物質的損失も與へてはゐない。

五、初犯者であり本件以外警察署で一度も取調べを受けた事は一度もない。犯後は改悛して農業に従事してさじめに働いてゐる。

右の如き情状の犯罪に対して極めて寛大にすべきであつて被告に対ては第一審に於て刑の執行猶予の判決が至当であるに不拘第一、二審共実刑を科したのは刑の量定甚しく重いものである。

以　上

昭和二七年(あ)第五九二五号

判　決

本籍並びに住居　茨城県久慈郡太田町二〇三六番地
自動車運転者
丹　藤　操
明治四二年二月一九日生

本　籍　同県那珂郡大宮町北三丁目一〇〇〇番地
住　居　同県久慈郡太田町仲城　海野徳芳方
パン製造手伝
片　岡　正　義
大正一一年五月七日生

本籍並びに住居　同県久慈郡誉田村大字馬場五五九番地
與　業　師
山　口　源　一　郎
大正八年五月一日生

本籍並びに住居　同県同郡機初村大字幡一三七七番地
農　業
鈴　木　通　夫

昭和二九年一二月二一日判決　昭和二七年(あ)第五九二五号

昭和二九年一二月二一日判決　昭和二七年(あ)第五九二五号

本籍並びに住居　同県同郡太田町一九四九番地の三　材木商　関根国彦　昭和二年三月二五日生

本籍　同県同郡太田町二一七八番地
住居　同県同郡同町二三〇一番地の二　砂糖卸売商　石塚国之助　大正一〇年四月一日生　昭和三年二月九日生

本籍　同県那珂郡額田村大字北郷五五五番地
住居　同県久慈郡太田町西一丁目二三一四番地　病院事務員　内田軍次郎　明治三五年一二月二三日生

本籍　同県同郡機初村大字幡五二九番地
住居　同県水戸市下金町三丁目一五一〇番地　撞球業　後藤洋　大正元年八月二八日生

右の者等の麻薬取締法違反各被告事件について昭和二七年四月二八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人石塚国之助の負担とする。

理由

被告人丹藤操の弁護人武藤禾幹の上告趣意、被告人後藤洋の弁護人浅野松次郎の上告趣意、被告人石塚国之助の弁護人石井一郎の上告趣意はいずれも量刑の非難であつて上告適法の理由にならない。

被告人山口源一郎の弁護人遊田多聞の上告趣意第一点は旧麻薬取締法第三条第一項にいう譲渡の解釈につき、原判決が必ずしも所有権移転を伴う所持の移転に限られない旨判示したのが高等裁判所判例と相反する判断をした旨主張し、被告人片岡正義の弁護人鈴木一郎、被告人鈴木通夫の弁護人大畠農夫雄もそれぞれの論旨において この点を法令違反として論じているが、旧麻薬取締法三条一項にいう譲渡は、同法が麻薬に関するあらゆる行為を取締の対象とすることによつて公衆衛生の保持を図つた趣旨から見て、麻薬の移転に関する行為は所有権の移転を伴うものに限らず、広く譲渡の観念中に包含せしめたものと解するのを相当とするのであつて、このことはすでに当裁判所の判例とされているところである（昭和二六年(あ)三六三四号同二七年四月一七日第一小法廷判決、刑集六巻四号六七八頁、同法四条の譲渡につき昭和二七年(あ)三三七三号同二九年八月二〇日第二小法廷判決）。これと異る見地に立つ所論は採用し難く、また挙示の高等裁判所判例とし

ての効力を失つているから、これに基く所論は判例違反の主張に当らない。

被告人関根国彦の弁護人福田耕太郎の上告趣意第一点は、第一審判決の証拠の標目の挙示が、刑訴三三五条一項の要件を充たさないとして、高等裁判所判例、大審院判例を援用して判例違反を論ずるが、証拠の標目は記録に徴してどの証拠でどの事実を認定したか判明する程度に挙示すれば足りることすでに当裁判所の繰り返して判例とするところであつて（昭和二五年(あ)一〇六八号同年九月一九日第三小法廷判決、刑集四巻九号一六九五頁、同二五年(あ)七七三号同二六年四月一七日第三小法廷判決、刑集五巻六号九六三頁等）、挙示の判例はいずれも当裁判所の判例により変更されたものである。所論は採用できない。

被告人鈴木通夫の弁護人大畠農夫雄の上告趣意第一点中に相被告人の供述であつてもただそれだけの理由によつて証拠能力を全く失うものでないことすでに当裁判所の確立した判例であり（昭和二三年(れ)七七号同二四年五月一八日大法廷判決、刑集三巻六号七三四頁等）、その余は事実誤認の主張に帰する。

被告人内田軍次郎の弁護人関谷信夫の上告趣意は、刑訴四一一条の違憲を論ずる点があるが、同条が憲法に違反しないことは当裁判所の判例であつて（昭和二四年新(れ)四八一号同二五年七月二五日第三小法廷判決、刑集四巻八号一五一九頁、昭和二二年(れ)四三号同二三年三月一〇日大法廷判決、刑集二巻三号一七五頁）、所論は採用の限りでない。

その余の各弁護人の論旨（鈴木弁護人第二点、遊田弁護人第二点、福田弁護人第二点）は、いずれも事実誤認、量刑不当の主張であつて、上告適法の理由にならない。

その他記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条、一八一条（被告人石塚国之助に対し）により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二九年一二月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人　丹藤操

弁護人武藤禾幹の上告趣意

一、第一審水戸地方裁判所の判決は被告に対し懲役刑の実刑を科し控訴審は控訴棄却の判決言渡をなした、本件第一審の審判当時は占領下麻薬犯は国際犯罪なる点のみ強調され犯罪の個別性を顧念するところ少なく処断され執行猶予を付され罰金刑を以て処断を受くる如く思い及ばなかつたのである。本件被告人の犯罪も利得の目的を以てなされたるも事実は何等利得したることなく、全く軽率なる偶発的の犯罪で被告人の家庭状況被告人の改心の状況よりするも本件の如き短期自由刑に対して他の刑事犯においては執行猶予を付せらるゝ事例が多いのであります。

裁判量刑の点においても占領下行過ぎの傾向を免れなかつたの思はれますので独立したる日本国の今日においては、原判決は刑の量定甚だしく不当であつて破棄しなければ著しく正義に反するので職権御調査の上原判決を破棄せられんことを切望致します。

以上

弁護人浅野松次郎の上告趣意

一、本件は刑の量定が甚だしく不当であるのみならず、各関係被告人の間の刑の量定にも不権衡があつて不当である。

(イ) 被告人後藤洋は薬物に付ては何等の知識も経験も全然ないものであつて中村某より交付を受けたる壜入の白い粉末が何と云ふ薬品なるかを知らず又エチルモルヒネと云ふ薬品が麻薬であることも又麻薬取締法が存在することも勿論之を知らず従て該薬品が麻薬取締法に依り麻薬取扱者でない者が之を所持することや譲受たり譲渡することを禁じられてをるものであることは全然知らないのであるから素より違法の認識も犯罪の意思も無いのであります之れは法律の不知の結果であつて犯意を阻却する原因とはならないが犯情誠に宥恕すべきものが存し他の被告の内田軍次郎の如く病院に勤務して居つて麻薬に付知識や経験をもつものとは情状が異るので犯状軽き者であるに不拘之等の被告より重い刑に処せられたのは不当である。

(ロ) 被告人後藤洋は自分の経営して居つた撞球場へ遊びに来る客の中村某に売つた革のジャンバーの代金弐万円の支払の代りに中村から該薬品を押しつけられたもので之れを換価する為め鈴木通夫に渡し其処分を依頼し金弐万円を受取り漸く之によりジャンバーの代金を回収したるに過ぎないので他の被告等の如く之を売買して利得しようと云ふ意思は毛頭なかつたもので此点に於て他の被告とは情状が異り犯状軽きに不拘却て之等の被告より重く処罰せられたのは甚だ不当である。

(ハ) 被告後藤洋は嘗て刑罰に触れたことなく何等前科は無いのであるに前科のある他の被告鈴木通夫、渡辺虎、関根国彦等の処刑に対比して被告後藤洋の科刑は重く権衡を失し不当である。

以上

弁護人石井一郎の上告趣意

被告を懲役五月の実刑に処したことは刑の量定甚たしく不当であつて之を破棄しなければ正義に反するものである。

被告は年少にして本件麻薬に対する充分な認識はなかつた其の事は同人の司法警察員に対する第一回供述書（記録二二二丁）に

其後売る心算であつたが仲々売れず一ヶ月位した昨年十二月末頃になり当時新聞やラジオ等でモルヒネは素人か持つて居れば処分されるといふ事か判り驚いて片岡に此様な品物を持つていて見付かつたら大変たから鈴木に返してくれと頼んだ。

とあつて、被告は始め本件の麻薬か所持すへからざるものと云ふ事に無智であつた、然してそれか所持すへからさるものと気か付いた時には直ちに之を前所有者に返還して居るのである。

依て其の心情に於て同情すへき余地か充分にある。

其他被告の属する家庭の状況を見るに中流にして何等の欠陥もなく被告の将来に取つて何等の不安なき事も記録上明白である。

被告か昭和三年生れの年少である事、前科のない者てある事等を加味して考慮するときは之に対して五月の実刑を科する事は百害あつて一利なき不当に過重な量刑であつて甚たしく正義に反するものと云ふ事か出来る。

依て被告将来のため原判決を破棄されん事を切望する次第である。

以上